

令和 4 年

三川町議会会議録

第 5 回 議会臨時会

令和 4 年 11 月 2 日 開会

令和 4 年 11 月 2 日 閉会

第 6 回 議会定例会

令和 4 年 12 月 6 日 開会

令和 4 年 12 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 4 年

第 6 回 三川町議会定例会会議録

令和 4 年 12 月 6 日 開 会

令和 4 年 12 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月6日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・議員派遣報告	
庄内地方町村議会議長会議員前期研修会	4
庄内地方町村議会議長会議員後期研修会	4
三川町議会議員行政視察研修	5
山形県町村議会議員研修会	6
・常任委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	7
・議会運営委員会報告	
閉会中の所管事務調査報告	11
議第58号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第7号)	12
議第59号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	12
議第60号 令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12
一般質問 3名	26

第 2 日 12月7日(水) 休 会

第 3 日 12月8日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	71
---------------	----

議第61号	三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定について	136
議第62号	三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定 について	144
議第63号	三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	146
議第64号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の 設定について	146
議第65号	三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について	148
議第66号	和解及び損害賠償の額の決定について	150
議第 1号	三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	151

令和4年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年12月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 3番 小 林 茂 吉 議員 4番 佐久間 千 佳 議員
5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員 7番 鈴 木 重 行 議員
8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

2番 志 田 徳 久 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長 石 川 稔 副 町 長

鈴 木 孝 純 教 育 長 高 橋 誠 一 総 務 課 長

佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長 丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼
会計管理者兼会計課長

鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼
地域包括支援センター長 本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併
教育課学校教育主幹

須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併
農業委員会事務局長 加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長

中 條 一 之 教 育 委 員 会 教 育 課 長 兼
公民館長兼文化交流館長併
農村環境改善センター所長

和 田 勉 監 査 委 員 庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
渡部	貴裕	書記	遠渡	蓮	書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月6日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 |
| | ・ 議員派遣報告 |
| | 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告 |
| | 庄内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告 |
| | 三川町議会議員行政視察研修の報告 |
| | 山形県町村議会議員研修会の報告 |
| | ・ 常任委員会報告 |
| | 閉会中の所管事務調査報告 |
| | ・ 議会運営委員会報告 |
| | 閉会中の所管事務調査報告 |
| 日程第 4 | 議第58号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 5 | 議第59号 令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号) |
| 日程第 6 | 議第60号 令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 一般質問 3名 |

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから令和4年第6回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木重行議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る12月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和4年度各会計補正予算3件、条例設定及び条例制定5件、事件案件1件、以上9件があり、この他に諸般報告8件、一般質問が8名、議員提案1件であります。

本定例会にあたり、阿部町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から9日までの4日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告8件を行った後、令和4年度の各会計補正予算3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、一般質問は8名の議員から通告があり、本日は、通告順に3名の議員が一般質問を行い、これで本会議は散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となります。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、条例設定及び条例制定5件、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

次に、議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が、会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から1

2月9日までの4日間に決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。「荘内地方町村議会議長会議員前期研修会」「荘内地方町村議会議長会議員後期研修会」「三川町議会議員行政視察研修」「山形県町村議会議員研修会」について、派遣議員からその報告を求めます。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和4年8月12日(金)

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 三川町 なの花ホール

5. 研修内容 講演「清河八郎と幕末・維新」
講師 東北公益文科大学
准教授 門 松 秀 樹 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和4年12月6日

三川町議会

副議長 町 野 昌 弘

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和4年10月21日（金）

3. 参加者 議員全員

4. 研修地 庄内町役場

5. 研修内容 講演「出会いは人生を変え、感動は生き方を変える」
講師 株式会社 大商金山牧場
代表取締役会長 小野木 覺 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和4年12月6日

三川町議会

副議長 町野昌弘

三川町議会議員行政視察研修の報告

1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進市町村の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに、議会活動の活性化と円滑な運営に資するため行政視察を実施した。

2. 研修日程 令和4年10月12日（水）～14日（金）

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 宮城県色麻町

岩手県陸前高田市
岩手県紫波町

5. 研修内容
- 色麻町
 - ・移住・定住促進対策について
 - 陸前高田市
 - ・復興まちづくりについて
 - 紫波町
 - ・公民連携によるまちづくりについて

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和4年12月6日

三川町議会
副議長 町野昌弘

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目的
激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。
2. 研修日程 令和4年10月24日(月)
3. 参加者 議員全員
4. 研修地 山形国際交流プラザ
5. 研修内容 講演「政治分野におけるハラスメント防止について」
講師 上智大学法学部
教授 三浦まり氏

講演「逆参勤交代が創る山形の未来」

講師 三菱総合研究所
主席研究員 松田智生氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和4年12月6日

三川町議会
副議長 町野昌弘

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、閉会中の所管事務調査報告として、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。7番 鈴木重行議員。
- 7番（鈴木重行議員）

令和4年12月6日

三川町議会
議長 佐藤栄市 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木重行

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査
2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要であるとの認識を持ち、常任委員会活動の充実を図りながら調査を進めるものとする。

3. 調査事項

(1) 「第4次三川町総合計画」に関することについて

4. 調査経過

記載のとおりとなっております。

5. 調査結果

現状・課題を省略し、意見のみ報告いたします。

(1) デジタル化の推進について

「意見」

高齢化や人口減少などによる課題を解決する一つ的手段として業務のデジタル化や自治体 DX は効果的と考える。業務の効率化による町民サービスの向上に向け、業務内容を精査し、スマート自治体の実現を見据えたビジョンの策定に取り組むべきである。

(2) 災害予測にともなう避難情報の伝達について

「意見」

戸別受信機の受信状態の改善を早急に進めるとともに、状況に改善が見込まれない場合は、情報が確実に行き渡るような他の情報伝達方法を検討するべきである。

地域特性及び生活環境に応じた避難情報の伝達マニュアルを作成し、連絡体制の整備に取り組むべきである。

(3) 部活動の地域移行について

「意見」

生徒が希望する部活動が継続できるよう、受け皿となる組織の構築、指導者の育成・確保に取り組むべきである。

今後、生徒数の減少や指導者の人材不足により地域間の格差が懸念されることから、庄内南部定住自立圏共生ビジョンのなかで俎上に載せ、周辺自治体と連携を図り共同での体制づくりを検討するべきである。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

令和4年12月6日

三川町議会

議長 佐藤 栄 市 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会

委員長 佐 久 間 千 佳

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要であるとの認識を持ち、常任委員会活動の充実を図りながら調査を進めるものとする。

3. 調査事項

(1) 「第4次三川町総合計画」に関することについて

4. 調査経過

記載のとおりであります。

5. 調査結果

(1) ごみ減量化に向けた今後の方針について

「意見」

ごみ分別の徹底やごみ減量化にあたり、町民1人1人や各家庭での意識改革と共に地域が一丸となり取り組める施策を積極的に推進すべきである。

以下、省略いたします。

(2) 持続可能な農業政策について

「意見」

地域の文化・風土・環境の保全を下支えしている農業は、「食」の「恵み」だけでなく、その地域の人々への潤いをも供与する重要な産業である。

資材高騰、販売価格の低下において、実態に即した下支えを迅速に行うとともに、経営戦略指導を行政・農業団体が連携し、多様な担い手の維持、確保に尽力すべきである。

(3) 共助のまちづくりの拡充について

「意見」

協力者の減少や役員のなり手不足対策として、親子で楽しみながら参加できる体制づくりや学生ボランティアの支援協力体制の構築、知識や認識の維持向上のための定期的な研修を行うべきである。

また、共助の輪を広げ安心して協力できる取り組みとして、ボランティア保険等への加入支援や町で所有している除雪機の貸出し、雪かき支援を条件とした除雪機導入への助成などによる住民主体型の助け合い体制の構築を

図ることで各集落への拡大に繋げるべきである。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、広報常任委員会委員長の報告を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

令和4年12月6日

三川町議会

議長 佐藤 栄 市 殿

三川町議会広報常任委員会

委員長 鈴 木 淳 士

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

町民一人ひとりが、豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会の実現と町民参画を進める上で広聴・広報活動は重要である。このため、町民の議会活動に参加する機会の確保と広報紙を通じた情報提供を積極的に行い調査・検証することで、常任委員会の活性化と充実を図る。

3. 調査事項

(1) 広聴・広報活動の充実について

(2) わかりやすい広報紙作りについて

4. 調査経過

記載のとおりであります。

5. 調査結果

(1) 広聴・広報活動の充実について

ア 議員と語る会

<結果と所見>

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、令和3年度中は全面

的に開催計画を中止せざるを得なかったが、令和4年度の春以降、3町内会と開催に向けた日程調整等を試みたものの、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大が懸念されたことから、中断すべきと判断した。

以下、各種団体との懇談会等につきましては、記載のとおりであります。

以上、所管報告といたします。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、議会運営委員会報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。
- 8番（成田光雄議員）

令和4年12月6日

三川町議会

議長 佐藤 栄 市 殿

三川町議会運営委員会

委員長 成 田 光 雄

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別 紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

2. 調査目的

記載のとおりであります。

3. 調査事項

記載のとおりであります。

(2) 視察研修

ア 期 日 令和4年 8月23日(火)～24日(水)

場 所 朝日町議会、川西町議会

研修内容 本会議運営について

4. 調査結果

記載のとおりであります。

以上、報告いたします。

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第4から日程第6まで、以上3件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第6まで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第58号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第7号）」、日程第5、議第59号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6、議第60号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第58号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第7号）」、議第59号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」及び議第60号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第58号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第7号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,074万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を56億866万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。職員の給料、手当及び共済費に係る人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げます。2款総務費については、一般管理費、財政管理費、財産管理費、交通安全対策費、防犯費、戸籍住民基本台帳費及び山形県議会議員選挙費の追加補正、3款民生費については、障害者福祉費、国民年金費、後期高齢者医療事業費及び保育費の追加補正、社会福祉総務費及び児童福祉総務費の減額補正、4款衛生費については、予防費及び塵埃処理費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、農地費及び農村総合整備事業費の追加補正、8款土木費については、道路維持費、除雪対策費、下水道費及び住宅管理費の追加補正であります。

9款消防費については、常備消防費及び防災費の追加補正、10款教育費については、スクールバス運営費、小学校費の学校管理費、中学校費の学校管理費、文化交流館費、子育て交流施設費、体育施設費及び学校給食費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表債務負担行為補正については、住宅地造成事業として、三川町土地開発公社に対する債務保証で、2億3,500万円を限度額として追加補正いたすものであります。

また、第3表地方債補正については、起債の追加発行に伴い、起債限度額を3億8,930万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第59号「令和4年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,659万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費における一般管理費及び施設管理の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第60号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億683万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款事業費については、事業費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から数点質問させていただきます。

歳出の部、ページ数で8ページ、2款1項5目財産管理費の中の町有建物災害共済加入分損金といった部分で89万2,000円になっているわけですが、私の記憶では、例えば新しい建物も建っていないように感じておりましたけれども、なぜこの時期なのかお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ページ数で14ページ、9款1項1目常備消防事務委託事業に関しまして、委託料金1,922万1,000円に関しまして、鶴岡市との協定のもとにそういった取り決めがあるかと思っておりますけれども、額も大きいので質問させていただきます。これに関しましては鶴岡市の9月決算で、今の時期に数字の方を変更しているといったような話も聞いておりますけれども、根拠的なものがあればお聞かせ願いたいと思います。

5年に一度、国勢調査等で人数を把握しながら変動があるといったような部分も聞いております。今後そういった根拠のもとになっているのか。特に鶴岡市に関しましては人口減が多く見受けられるようです。そういった部分を感じますとますます協定のあり方について、数字の方が三川町の負担が大きくなるように感じております。協定に関しましては私個人としましてはごみ問題、そしてこの消防の常備消防に関しましては鶴岡市との協定のもとになるべきだと私も思っておりますけれども、こういった数字が今後そういった人数等で計画されているのか、いま一度お願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず1点目のご質問、財産管理費の追加補正であります。こちらについては質問にもありましたけれども、町の施設、設備等に対して町で保険加入をして

おります。そのスタートの時期というのは11月でありまして、実は今年度予算の中でその額を分担金として払うだけではそれぞれ保険をかけている、修繕・修理等をして元通りにすると言いますか、また使えるような状態にするまでには、要は満額の保険がおりる金額に至ってなかったことが各設備の減価償却と申しますか、価値等を精査したところ分かりました。それで町でかけております保険、何かあった場合同じような同等のものを保険で賄うと、そのためには若干上乘せして払う必要が生じたということで今回追加で当初の予算に足させていただくものであります。

この金額をもちまして、先程申し上げましたとおり保険の期間は11月からということですが、今回議決をいただきましたらその期間については11月に遡及して適用になるということでの返答をいただいております。そうしたところで町の財産、万全を期すと言いますか、そういう意図で今回追加をさせていただいたものであります。

それから2点目の常備消防に対する追加補正の件であります。常備消防の委託料につきましては、前年度の分と言いますか、翌年度精算という形になってございます。そうした関係で、もし前年度の決算の段階で少ない場合は追加で、もし多く払っていた場合は現年度で調整するというところで協定の中で謳われております。

今回の追加に至りました経緯を申し上げますと、まずこの追加分については、令和3年度の決算、精算に伴う追加となります。令和3年度に支払った金額につきましては当初予算を算定する際、鶴岡市の方から令和3年度の予算見込額に対しまして、この協定に載っておりますけれども、三川町の負担は普通交付税、その算定になります基準財政需要額における消防費があるのですけれども、その鶴岡市分と三川町分、それぞれの比率で鶴岡市が常備消防に要した経費、これを按分して町が委託料として負担するという取り決めになっております。

その際、令和3年度予算に対して、その比率を掛ける率は前年の令和2年度のものを使用して予算は計上されておりました。ところが、実際に令和3年度の決算の段階では、実際当該年度の令和3年度の基準財政需要額における消防費、これの比率を置き直しまして改めて精算ということになります。そうしたときに令和2年度で用いた数字が、鶴岡市が92.05%、三川町が7.95%という比率で計算したところ、実際に令和3年度の先程の割合が鶴岡市が9.91、三川町が9.09ということで、三川町の割合が1.14%上昇いたしました。実際の鶴岡市の決算額、常備消防に要した額は当初予算を下回ったのですが、ただいま申し上げましたとおり、その割合が三川町は高くなったものですから、およそ20億円程度の決算額に対して1%上昇と、三川町の負担割合が1%上昇しますので約2,000万円上昇したということになります。

予算に対して決算額、鶴岡市の常備消防に要した経費は当初予算を下回ったのですが、精算の段階になりまして令和3年度のその比率を掛けて再計算したところ、本日計上しております1,900万円ほどの不足分が生じたため、今回現年度分では調整できませんので追加として予算計上させていただいたところでありまして。

○議 長（佐藤栄市議員） 他にありませんか。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） まず初めに、債務負担行為ということで2億3,500万円ですけれども、これは住宅地造成に対する、三川町土地開発公社に対する保証ということですのでけれども、令和4年度から償還期間満了までということ、令和4年度、今年度から工事というか住宅造成の方が始まるのでしょうか。また、いつまで、今回は全体の半分というようなことは聞いておりましたけれども、いつまで完成を見る工事の予定なのか教えてください。

それからもう一つ、9ページの県議会議員選挙の追加でありますけれども、投票日が来年の4月9日、告示が3月31日ということで、年度をまたぐようでありますけれども、これは追加ということで令和4年度の予算ということでありまして、またいざ場合、来年令和5年度の議員選挙の費用というのは発生するのでしょうか。教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問のありました1点目、債務保証に関するご質問でありました。この債務保証につきましては町が三川町土地開発公社に依頼しています桜木地区住環境整備事業、こちらの事業を行うために必要な事業費の一部を保証するというものであり、これまで土地開発公社の方で住宅整備事業、それから産業団地の整備事業などを行ってきておりましたが、その際も同様の債務保証を町からいただいたという経緯があります。

この債務保証の金額につきましては、これから三川町土地開発公社が住宅整備事業の工事を発注するにあたり資金が必要になります。手持ち資金としては不足な部分を金融機関から借りる必要があるということで、その工事費相当額に値する金額を町から債務保証していただくということでの金額を設定しております。

具体的な工事の時期としましては、現在山形県の方に開発行申請を行っているところであり、許可の見込みが12月下旬もしくは1月上旬ということで見込んでおりますので、その許可が下り次第、用地買収を行いながら工事の発注を行っていきたいということを考えております。そうしますと、令和4年度内の工事発注が可能だということで、令和4年度から事業完了までの期間設定をしたところであります。

具体的な工事につきましては、今年度内の発注を行いつつも資材等を準備する期間がありますので、現場の工事は3月か4月くらいからの始動というようになるだろうとは思いますが、工事の完成時期としましては令和6年の1月か2月くらいを想定しているというところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありました県議会議員選挙、統一地方選挙の中で4月9日の投開票日が予定されているところであります。年度初めということで当然その前から選挙の準備等を行わなければいけないということでありまして補正をさせていただきましたが、実際の投開票日は9日でありますので、新年度につきましても予算の計上を予定しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それでは選挙があればですけども、なければ告示日1日で終わるということで年度内で終わるのかなと思いますけれども、その場合、次年度にかかる費用、

もし選挙があった場合はどのくらいを見込んでいるのか。これは今年度分の追加ということでしょうけれども、選挙になった場合、次年度はどのくらいの予算を考えているのか教えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 現在来年度予算について編成中であり、手元にその数字がございませんので説明しかねますが、新年度に入りましても確定するまでは費用等が発生しますので全く支出がないということではなかろうかと思えます。ただ当然この選挙区で選挙がなければ不用額ということになろうと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私から数点お伺いしたいと思えます。一般会計補正予算の中にあります11ページから始まります光熱水費の増額の件であります。主に子育て施設関係であったり小学校・中学校というように各施設での増額を計上されておりますけれども、まずその件で1点ずつお伺いしたいと思えます。

まず11ページの保育費の中にあります光熱水費に関しましては、みかわ保育園・幼稚園の施設だと思えますけれども、確認ですが、これは保育園のみ、幼稚園の施設に関しても計上されているのかどうか。または、町内にあります他の2施設に関してのこういった光熱水費の上昇に関する情報等はどのような形で入っておられるのかどうか確認したいと思えます。

それに関連しますので少しページ飛びますが、14ページにあります小学校管理費の光熱水費に関しまして、こちらは3校分の計上になっているのかどうか。また、次の15ページの中にある中学校管理費の分は1校分として考えられると思えますが、3校分なのか、中学校だけが突出して多いのか、その要因。水道代も入っておりますので、どの部分が多くを占めて補正に至ったのか。その内部要因等も説明いただければと思えます。

少し戻りまして13ページになります。除雪対策費全般の話ですけれども、ここに修繕料ということで400万円が計上されております。やはり機体の損傷等に係る修繕料ということで事前に準備しておくということだと思えますが、今基準があつてそこから出動するという規定の中で除雪を行っているわけでありませうけれども、事前に作業員の方々は竹を刺したり事前準備しているわけですけれども、やはりもう一段、本当の機体に乗って雪がない状態でも一度走っていただけないものかなというように思っております。というのは竹刺し作業等でトラック等に積んで現地を巡回するわけでありませうけれども、実際の機体に乗った状態での視野ですとか旋回の方ですとか、やはり思いもよらない場所に構造物があつたりということが毎年起こると思えますけれども、その考え方について今冬はどのような対応をされていくのかまずお伺いしたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の補正に係ります光熱水費等については私から総括的にお話をさせていただきますが、なお、学校の詳細については中條教育課長が説明をいたします。

今回役場庁舎も含めまして光熱水費、特に電気代ということで補正をさせていただいたと

ころであります。全体を見ますと当初予定していた従来通年でかかる経費の1.3倍くらいということで見ているところがございます。中にはガスということで、そちらを熱源にしている施設もございますが、やはりガスも年度途中から急激に高騰いたしました。併せまして、各冷暖房等、それに灯油・重油を使っている施設もございますので、そういったところでも年間当初の見込みを大きく上回る形になっておりましたので、不足するであろうということは9月の補正の段階でも分かっておりましたが、この12月議会までは当初予算の中で何とか捻出といいますか執行できると。ただし、年度末までの見込みについてはより精査をする、そのときのそれぞれの単価も今後かかる経費ということでは適正に見込まなければならないということで、この度それぞれの施設における上昇分を精査いたしまして、全体的に2割から3割くらいを当初予算に対しまして増額させていただいたところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 小学校並びに中学校の燃料費、また光熱費にかかっている今回の補正の理由につきましては今総務課長から答弁あったとおりでございますが、こちらの方に質問ございました小学校管理費については、それぞれの小学校三つありますけれども、それぞれにかかる燃料費等の増額分ということで計上させていただいているものでございます。

それから、中学校費に関しましては、主に光熱水費のうち大きくガス代の方が今回の補正の要因としては大きな要因というようにあがっているものでございます。中学校の暖房についてはガスの方で現在行っておりますので、そちらの単価が上昇した部分と合わせて電気代等も上がっているということでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先程の1点目の質問で答弁漏れがありましたので、保育園費における光熱水費につきましては、保育園・幼稚園、3款一括で予算計上しておりますので、それぞれの施設といたしますか、みかわ保育園・幼稚園の光熱水費ということであります。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは、私の方から除雪車の稼働についてのご質問でございます。除雪車の作業前の準備ということで、各作業員におきましてその担当路線について竹刺し、それから現地の確認等を行っているところでございます。また担当している路線が変わった場合につきましては前任者との引き継ぎを十分に行うということで双方揃った形で現地で確認をするということで指示をしているところでございます。

議員おっしゃられました実車での現地の確認ということでありますけれども、現在竹刺し等ということで実車は使わず現地を見ながら確認をしているということでありまして、作業が始まった段階で初めて分かる部分もあろうかということで実車を出しておらないところでございます。この実車の作業につきましてはやはり経費もかかるということもございまして、作業でどのような形で車両を動かしていくのか、やはり除雪しながらでないといけない部分もあるということで、その対応につきましては今後の課題ということで捉えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） その光熱水費に関してもう1点答弁漏れといたしますか、他の2施設、いのこ保育園だったり三川りっしょう子ども園に関する光熱水費の上昇に関しては当局としては何か情報が入っていないかどうか。町施設のものに関してはこのような形で補正するという事ですので同じような形で情報等が入っていないのかどうかということをご再度お伺いしたいと思います。

答弁の中で中学校における暖房代としてガスを使用しているということでそちらが大きく膨らんできているということで、私も様々聞いてみますとガスに関してもあと灯油に関してもだんだん値段の差がなくなっているというような話が聞こえております。ですので、一概に先を見据えた上での設備更新はなかなか考えづらいと思いますが、やはり冷暖房費に関する光熱水費の上昇というのが主な要因ではあるというように思いますけれども、これからますます町民の目はこういった施設に関してどのような対策をしていくかということにやはり向いてくるかと思われまふ。利用する方に関しては本当に充実した内容で利用していただきたいとも思いますが、やはり行政としてできる範囲での節電というものに取り組むべきだと思ひます。

こういった施設に関して費用対効果等もあろうかと思ひますが、例えば電気照明等に関して自動でオンオフとなるような装置に変えろとか、消し忘れ等のヒューマンエラーは当然あると思ひますので、そういったものを少しずつ解消していくような取り組みを検討するであろとか、やはりこれからさらに東北電力としても家庭用の電力を3割上昇させるというような報道もありますので、より緻密に有効に使っていく必要があるという中で自治体としてどのように対応していくかというところを再度、そういった費用対効果もあります、啓発等が大きい予防になろるかと思ひますが、消し忘れ等が必ず起きると思ひますので、そういったことを少しでも取り除いていけるような施設管理というものをどのような形で考えているかお伺いしたいと思います。

除雪に関してですが、やはり積雪があつていきなり本番で作業員の方々が出てくると、竹刺し作業とは全然違つた景色で、実車による目線の違いとか車両の大きさ、旋回の難しさ等からどうしても初期は不慣れになってしまう。あとは中盤で少し慣れが出てしまうというようない問題もありますけれども、費用の面ということもおっしゃいましたが、12月段階で抑えられている人件費等があろるかと思ひます。そこはやはり一度のみならず二度ほど空の状態で走ろというものが、毎年起きる物損事故等の軽減、車両の損傷の減少に今後繋がつてきて、人件費どころではなく財政としては有利な影響があるのではないかと私は思ひます。やはり実車で空で走つて、三川町で何をしているんだろかと思われるかもしれませぬけれども、人件費、それは経費を出してでも行ろべきではないかと思ひますけれども、その考え方について再度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありますとおり今回の補正、光熱水費等に係る補正を行わせていただく中で来年度以降の光熱水費等についても非常に厳しいものになるだろかということで危惧しておるところであります。これまでも庁舎を含めて公用公共施設等におい

てはできるだけその経費を抑えるということでデマンドと言いますか、そういったものを備えつけながら経費の抑制ということ、それからこれもご質問にありましたが、使っていない部屋、例えば廊下、そういったところについてもまず小まめに消すということは現在も取り組んでいるところであります。そうした中で、できる範囲の中で経費を抑えるための努力というのは取り組んでまいります。

ただ、先程これも質問にありましたけれども、センサー等でオンオフを切り替えるということで、例えばそういったものの設置箇所、またそれに対する費用対効果というのはやはり十分検証・検討しなければならないのではないかということでは思うところであります。ただ各庁舎もそうなんです、各学校等も昨今の暑さ対策とかそういったところでの熱中症予防とか、児童生徒、職員の体調管理というところも踏まえまして非常に難しいと言いますか課題は多いものというようにも認識しておりますので、そうした中で経費をいかに抑えていくかというのは来年度予算に向けてまた改めて検討・検証を重ねていきたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て主幹） 私立の保育園、認定こども園に対する電気料等の高騰ですけれども、やはり同じように光熱水費につきましては高くなっているようでございます。なんですけれども保育の委託料、その他に町から補助金として出しています特別支援事業に対します延長だとか病児保育とかそのような補助金の範囲内で今年度はなんとか賄えそうだというふうなお話をいただいております、別途補助を行うまでは至っていないということで今回は町立の分だけを補正させていただきました。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 除雪作業本番前の現地での実車での点検ということでございます。議員おっしゃられるとおり実車での目線の違いですとか、その目線での状況確認が重要だということは十分理解できるものであります。町といたしましてもこの除雪作業は安全それから事故の減少が重要であると捉えているところでございまして、この実車での現地確認につきましてその必要性について今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時33分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時55分)

質疑を引き続き行います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 1点お伺いします。12ページの農地費におきます農業水利施設原油価格高騰対策事業費補助金、この中身について説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から農業水利施設原油価格高騰対策事業費の内容についてご説明いたします。本事業につきましては、電力消費の大きい農業水利施設を管理する土地改良区に対しまして施設稼働にかかる電気代上昇分について助成を行うというものでございます。これにつきましては、県がこの電気代上昇分の1/2を助成するというところでございますので、こちら県の方で資料を集めて計算した部分につきまして町の方とし

ても県と同様に1/2を助成するというところでございます。

内容といたしましては、対象として町内の水田を受益地としている土地改良区ということで、対象の経費につきましては令和4年4月から9月までの電気代上昇分、これを令和3年4月から9月までの電気代上昇分と比較をいたしまして、その差額が445万3,000円ほどの差額が出ておるといふ報告がございましたので、その1/2の223万円ほどにつきまして予算を計上したところでございます。

なお、この対象施設につきましては、町内の土地改良区が維持管理をする国営・県営・団体営の施設で、町内の19施設が該当するということでございます。複数の市町村が受益する施設につきましては、三川町の受益面積での割合で按分をしておるといふところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 土地改良施設、特に揚水機場等におきましては春からの電気料の値上げが運営費を逼迫しているというような状況の中、電気代を払わなければいけないということで予備費からの充当が行われておまして、その影響が修理費、維持補修といったものに影響を及ぼしているというようなお話を伺っております。今回上昇分につきましては県と町で補助するというようなお話でありました。先程来公共施設における電気量の高騰への影響ということで様々質疑が行われておりますが、やはり値下げといったものはすぐに訪れるものではないと、この状況はしばらく続くものかと思っております。

農業分野におきましては肥料をはじめとする資材等が値上げしておまして、そもそもの経営自体を逼迫している状況の中、こういった土地改良区費、また水利費等の値上げといったものは農業を続けていく難しさがますます増すものかと思っております。継続的な補助も必要かと思っておりますが、来年度以降はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今回の助成につきまして先程お話ししましたとおりに、算出の根拠が明確になる形での算定ということでございますので、来年度の状況につきましては来年度以降の状況が判明次第ということになろうかと思っておりますが、来年度以降についての助成については今後の検討課題ということで現時点では確定をしていないというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、私から3点ほど質問させていただきます。

まず最初に、これは同僚議員からも質問があった話ですが、8ページの財産管理費の町有建物災害共済加入分担金の増額補正についてでありますけれども、先程の説明の中で、修繕修理費の補償分がかかった経費の満額交付になってこないというようなことからの追加・加入というお話だったのでありますけれども、そもそもが災害共済ですから、何らかの自然災害等の被害を受けた場合に修繕する施設の補助金ということからして、修繕修理の補償が足りないというような部分について、昨今様々な保険があるわけですが、いわゆる自然災害、火災等の発生に伴わない経年劣化による修繕修理が必要になった部分についてまでも

補償の対象になるというものに加入することにしたのかどうかという部分についての確認をしたいと思います。

確か前もそのような補償があったのですが、経年劣化での修繕修理という自然発生的なものについては補修費の段階から維持管理の段階から大きな修繕に至る前に早めの手当をするというようなことからすれば、保険金を支払うよりは小まめな修繕の方が軽減になるだろうと、経費負担の軽減になるだろうというような考えもあって、あくまでも自然災害等の災害共済というようなそういった純粋な考え方で対応というような認識をしておったものですから、今回追加で加入する分についての制度的な内容、それから補償の制度等について補足的な部分で説明をお願いしたいと思います。

それから次が遡りますけれども、4ページの債務負担行為、これも同僚議員から先程質問があったのですが、これと合わせて、議案書のページでいくと12ページの6款5目農地費、土地改良施設整備事業の京田川地区農村防災減災事業負担金の関係について、これはおおい絡む話というようなことで併せて質問させていただきますが、まず最初に4ページの債務負担行為についてでありますけれども、これは説明ありましたとおり桜木地区の住環境整備事業に関するものでありまして、先日この住環境整備事業に必須の要件である前提要件である排水路工事、農業用の小排水路0号・6号に施工されるという法面のコンクリート打ちの工事が残念ながら不調に終わったということでございましたので、今後の見通しというようなことも含めながら、実はこの法面のコンクリート打ち工事につきましては下から上の農道の部分までコンクリート舗装にならずに途中までのコンクリート舗装というようなことで、今後の草刈り作業等、維持管理に関して様々難渋するのではないかとというような苦言的な話も耳に届いております、もともとこれから管理責任者となる庄内赤川土地改良区とどのような協議の状況になっているのかという部分について確認させていただきたいと思います。債務負担行為に係る話ですので、こと細かく説明願えればと思います。

そもそもが今回の農業用小排水路0号・6号に工事の施工が必要になったということで管理責任者の今後のご苦勞を余儀なくするというものについては、町が原因者である桜木地区の開発行為によって発生するものであるわけですが、この工法、またその0号・6号等に桜木地区からの排水を流入させるということについて、土地改良区とのこれまでの協議の経過、また本当に最終的な合意形成に至っているのかどうかという部分について特に確認をしたいと思いますので、説明をお願いします。

併せて、先程言いましたとおり6款の補正予算、この増額になる要因について、まだおそらく、今回不調になったという工事に関わるものかどうかということを含めてどのような要因でこの増額の補正予算が計上になったのか説明をお願いするとともに、今後債務負担行為と関連する事業、農村地域防災減災事業負担金というものについて、町として、また土地改良区としてどのくらいの水準で負担が求められてくるものかどうか。この負担金の発生についても庄内赤川土地改良区の方で了解済みで事業が展開されているものかどうかということも併せて説明をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目のご質問にありました町有建物災害共済加入分担金の補正についてであります。ご質問にありましたとおり、こちらの保険、共済につきましては、災害等で建物が破損した場合、その復旧・修理等に要する保険をかけるというような中身でありまして、現状復旧するために毎年かけているものであります。これもご質問でご指摘ありましたとおり、建物、設備等の経年劣化で使用できなくなったから修理をするというものには適用されません。ですので、近年ですと落雷等によりまして電気設備が被雷と言いますか災害で破損した場合、この保険を使って元の状態に戻す。その際、当然建物というのは経年劣化ということで価値等が下がっていきますので、同様の修理をするためにはやはり相当の経費もかかりますし、現在それぞれの修理に伴う費用等も上がっているというところで、当然町としてはそういった災害の場合、現状をできるだけ持ち出しなく、この保険を使いながら修理・修繕を行っていききたいということで、それに見合う保険料額にするために今回補正させていただいたものであります。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から、何点かご質問がありました。説明の中で、お答えをしたいと思います。もし漏れておりましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず第1点目、今回の補正の額に係る内容ということでございます。今回の補正の額につきましては、京田川地区の農村地域防災減災事業、こちらのいわゆる土口地区の二丁排水の外構工事の関係で、受注後に労務費、資材費の高騰によりまして工事費の増額があったということで、今回の分につきましてはこの事業の部分についての増額ということでございます。先程ご質問でありましたとおりに支線の分につきましては残念ながら入札が不調であるということでございますので、まだこちらの分については金額が確定しておらないというところでございます。

また、この防災減災事業の全体につきましてはですが、本事業につきましては国が55%、県が32%、市町が11%、地元ということで土地改良区負担が2%という形になってございます。それぞれの割合で負担を行うということになるわけですが、そもそも防災減災事業につきまして、先程のご質問では宅地造成に伴う水量の増加での水路の改修、支線の改修が必要ではないかというところでしたが、もともと農業排水施設というものがいわゆる農地からの排水だけではなくて、農村地域・農村集落も含めた農村地域全体の排水をカバーするという前提でございます。今回はいわゆる農地を宅造するというところでございますが、農村集落内につきましてはある程度それを見込んだ形の設計であるというところでございました。これは現在の農業排水施設に限らずになるわけですが、数年前に設定いたしました、いわゆる雨水確率につきましては、近年の雨水量がかなり数値と乖離があるということで、その計算をし直したときに現在の排水施設の面積では残念ながら排水がうまくいかない可能性があるということで、今回断面の増設ということでパネル設置を行うと、法面の補修工事を行うというところでございます。

その分につきましては、これまでも、先程お話いたしました二丁堀排水ポンプ、あるいは土口の二丁のポンプ、これら全体につきましても土地改良区が2%の負担を行っておるとい

うことでございますので、その意味では本事業の負担割合のもとに負担していただくべきだろうと考えておりますが、先程の農業水利施設の原油高騰の関係もございますが、農業団体としての土地改良区の様々な経営の部分もございますので、その部分につきましては将来的に協議を進めながら対応してまいりたいということで考えておるところでございます。

そして、草刈りの合意の部分でございますが、こちらにつきましては事業実施者である県の方で地元の地権者の方に対して何度か説明会を行っております。その中でも様々な疑問点等が出ておりますので、その中で県が誠意を持って対応・答弁しておるというように伺っておりますので、この部分につきましては、その法面全体をコンクリートで覆うというような施工は今後とも設計上考えにくいと思いますけれども、草刈り等で対応できるような形について今後地権者の方と協議をしていくものというように考えておるところでございます。

その意味で、先程お話ししましたとおりに、本防災減災事業を実施する段階で土地改良区との協議は整っておるということで考えておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、1点目の先程の災害共済の関係についての説明について再確認の意味での話なんです、基本的には自然災害等の発生に対しての修繕ということであって、それ以外のいわゆる経年劣化等の補償というものではないというようなお話だったのですけれども、その中で後段の方、その施設が老朽化している被害を受けた器具・機材の経年劣化等々によって満額の保険金、要する修理費にかかった経費相当額の満額の修理費がもらえないので、それを貰えるようにするための保険追加分という説明だったのですが、つまりは問題はその部分なんです。毎年のようにこの80万円、90万円、100万円近い保険を追加払いしながら、実際に災害を受けた際に修繕費に持ち出しの分がかかるという部分について、果たしてメリットがあるのかどうかというようなことを考えると、災害そのものの発生自体が毎年発生するものではないという、本当に偶発的なものであって、一方で保険については毎年この追加分の負担をしなければならないというようなことからして、果たして必要性があったのかという部分については慎重に考えるべきだったのではないかとこのように感じますので、その必要性についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、債務負担行為に関する桜木地区関連の排水の工事の関係について、後段の方の地権者の方々とは細かく合意形成のため県当局でも説明なさってくださいということでありまして、私のところにも届いている少し苦言めいた話というのは、あくまでも第三者からの話ですので直接の関係には至らないのかもしれないのですが、将来的に基本的には制度上、土地改良区の管理施設というようなことになるわけですので、そういった視点で、先程来話をしているとおりに、町が原因者であるという桜木地区の開発に伴っての様々な改良区施設を利用させていただくという部分について本当に良からうということで合意が形成されているのかという部分について、今後も協議を進めるというような答弁があったというように認識しておるのですけれども、ということはまだ最終合意に至っていないというべき段階なのか、その辺についての確認をしたいと思います。

と言いますのは、4年前にも同じように桜木地区住環境整備事業が提案なったわけですが、

不幸にも事業についてストップがかかったわけですが、その際に土地改良区に関して町から協議があったのかということを確認に行きましたら、確か3月議会上程前の1月にコンサルが一度来たきりですという説明だったんです。おそらく事務部局の方では様々話し合いをしていたのかもしれませんが、土地改良区の認識としては正式に改良区の方に出向いて協議を受けたのは議会提案前の1月末頃にコンサルが一度来たきりでしたというようなどころも確認していたものですから、かれこれ4年間が経過して、逆に言うと4年間の時間があつたということですから、なんとしても桜木地区の住環境整備事業は実施しなければならない大きな課題だったわけですが、これまでの4年間のその協議の経過という部分を説明いただきたいという趣旨で質問させていただきました。

その時期とか何回くらい協議したのか。結果的に、今現在最終合意に至った上で債務負担行為の議案として上程したのかどうか。一番肝心なところですから、大規模事業を行うためには、その下準備というのが担保されて初めてゴーサインが出るわけですので、その状況についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目のご質問であります。この金額だけではないわけですが、やはり災害、例えば先程被雷による破損等ということで、現に今年度につきましても町内施設で落雷のために電気設備が破損、その際には100万円を超える金額がかかっております。当然災害でありますので落雷のようにスポット的に来る場合もあるかもしれませんが、例えば火災でありますとか地震、当然町の施設全体に及ぶ被害が生じた場合等を考えますと、やはりそういったものには備えておかなければならないということで、当然時期を見てタイミングで修理・更新等も行うわけですが、まずその保険ということで災害に対応する手立てを考えた場合は保険に加入しておくというのが妥当であるということであるところでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは債務負担の中身の前に、土地改良区との合意形成の部分について若干ご説明をさせていただきたいと思います。今回支線の改修の部分につきましては、実は今回の県の防災減災事業が進みまして二丁堀、瀦と二丁の土口の排水ポンプの工事の目処がついたということで、若干その中で本町の他の部分の整備ということで県の方から話があつたものですから、その関係で支線の整備ということで持ちかけたのが令和3年ということになってございます。先程来申し上げておるとおりに、本事業全体につきましては2%の負担ということで土地改良区は理解をされておるところでございますので、今回県の方で追加で事業を実施するという部分につきましても原則では2%の負担をいただくということになるかと思っております。

ただ、令和3年に出てきた話ということもございまして、先程お話をしましたとおりに電気代と燃料代の関係もございまして、新たな部分での協議ということで、今後少し協議を詰めていく必要、原則的には2%の負担になるのですけれども、新しい事業ということですので今後協議をする部分も必要であろうかということで先程ご答弁を申し上げたというこ

ろでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 桜木住環境整備事業にかかります原因者負担というよう
な表現を議員はしてはしておりますけれども、それに伴っての改良区との協議結果、経緯という
ことで、具体的な日にちとか回数というようなご質問でしたけれども、具体的な数値は今手
元には持ち合わせておりませんが、先程産業振興課長が申し上げたように、県事業の
実施の中での協議に関連し、現在行う予定であります桜木地区の第一工区については改良区
の方とも協議を行い、協議が整ったというところで開発行為申請など関係書類を県の方に提
出しているという段階であります。

しかしながら今後予定されております第二工区について、こちらについても町の排水路、
それから農業排水路等を使用した排水処理計画を持っているわけですが、そちらについても
具体的な作業を進めていく上で農業排水路を使わせていただくということはもうすでに改良
区の方にもお話をしているところであり、改良区も理解しているというように捉えておりま
す。今後第二工区を進めるにあたっては、町の排水路の一部改修とか、あと農業排水路に関
する部分、接続する部分についても改修工事・追加工事が必要となるというところであり、
それらについては今後さらに事業の進捗を見ながら改良区の方と協議をしていきたいとい
うように捉えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 最後の方の説明で第一工区、つまりは桜木地区の南側半分につい
ては0号排水に流すというようなことについては了解済みということで、逆に第二工区につい
て、北側部分についても我々議会に対しては事業説明があったわけですし、今回の債務負担
行為については桜木地区全体の債務負担行為というようなことからすると、第二工区につ
いても理解いただいているものというように合意形成になっているものというように認識を
しているのですが、その辺については、第二工区分についての話し合いがまだ途中、今後協議
が進められるというようなことであったようですが、基本的には合意に至っているという
ように理解してよろしいものか、念のため確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回補正で計上しております債務保証につきまして2億
3,500万円の限度額設定をしているわけですが、こちらにつきましては第一工区分の
債務保証ということになります。第二工区につきましては今後第一工区の方譲渡状況に応じ改
めて開発行為申請等をしていくわけですが、その中で排水処理に関して関係する土地
改良区と協議をしていくわけであり、第二工区に着手する前段で土地改良区と改めて話
をしていきたいと考えておりますが、これまでも話をしており、県の減災防災事
業の中で排水処理を、桜木地区の第一工区、第二工区を合わせて農業施設を使わせていた
だきながら排水処理をしていくという部分については合意を得ているものというように捉
えております。ただし、詳細な工事の実施、図面等がまだ出来上がっておりませんので、
設計段階において改良区と改めて細かい部分について再度協議をしていくという予定
であります。

以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。各会計補正予算 3 件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第 5 8 号「令和 4 年度三川町一般会計補正予算（第 7 号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 8 号「令和 4 年度三川町一般会計補正予算（第 7 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第 5 9 号「令和 4 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 9 号「令和 4 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第 6 0 号「令和 4 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第 6 0 号「令和 4 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午前 11 時 30 分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 1 時 00 分）

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第 7 「一般質問」を行います。

一般質問は 8 名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、3 名の議員が一般質問を行い、あとの 5 名の議員については第 3 日目に行うこととします。なお、一般質問は議会運営規定第 8 6 条第 1 項の規定により、答弁時間も含め質問者 1 人につき 1 時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に 4 番 佐久間千佳議員登壇願います。4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

<p>1. 地域の担い手対策について</p>	<p>1. 人口減少社会において、地方の担い手対策は喫緊の課題であり、自治体独自の積極的な施策により維持・発展を目指さなければならないと捉える。地域の担い手の一例として、農業者、土木事業者、商工業事業者、保健・医療・福祉事業者、スポーツ指導者等が挙げられるが、事業者自らの創意工夫の他、行政の対策も必要と考える。本町における地域の担い手対策における方針を伺う。</p> <p>2. 農業の担い手対策として、農機具や農業用施設の修理・修繕に支援を拡大するなどし、高額な修理を理由とした離農を防ぐ下支えが必要だと考えるが見解を伺う。</p> <p>3. 2020年6月に施行された「特定地域づくり事業推進法」では、同法で認定された組合であれば「半官半X」職員として、役場の職員であると同時に地域の担い手として従事できる仕組みがあるが、同法の組合及びマルチワークについて見解を伺う。</p>
<p>2. パルク赤川について</p>	<p>1. 国の交付金を活用した整備は本年度で終了と伺っているが、町民への周知、活用促進を更に図るべきと考える。現在の活用状況、今後の活用方針、年間の維持管理費、今後の整備予定等を伺う。</p> <p>2. 4箇所ある船着場に関して、維持管理、活用の考えを伺う。</p> <p>3. 町の中心を流れる赤川の活用は「田田」周辺の施設や「イオン」周辺をつなぐ交流拠点になりうると考えるが、「パーク赤川」を活用した町全体の賑わいの創出について見解を伺う。</p>

令和4年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

一つ目に地域の担い手対策について。

人口減少社会において、地方の担い手対策は喫緊の課題であり、自治体独自の積極的な施策により維持・発展を目指さなければならないと捉えます。地域の担い手の一例として、農

業者、土木事業者、商工業事業者、保健・医療・福祉事業者、スポーツ指導者等が挙げられますが、事業者自らの創意工夫の他、行政の対策も必要と考えます。本町における地域の担い手対策における方針を伺います。

農業の担い手対策として、農機具や農業用施設の修理・修繕に支援を拡大するなどし、高額な修理を理由とした離農を防ぐ下支えが必要だと考えますが、見解を伺います。

2020年6月に施行された「特定地域づくり事業推進法」では、同法で認定された組合であれば「半官半X」職員として、役場の職員であると同時に地域の担い手として従事できる仕組みがありますが、同法の組合及びマルチワークについて見解を伺います。

二つ目にパーク赤川についてであります。

国の交付金を活用した整備は本年度で終了と伺っていますが、町民への周知、活用促進を更に図るべきと考えます。現在の活用状況、今後の活用方針、年間の維持管理費、今後の整備予定等を伺います。

4ヵ所ある船着場に関して、維持管理、活用の考えを伺います。

町の中心を流れる赤川の活用は「田田」周辺の施設や「イオン」周辺を繋ぐ交流拠点になりうると考えますが、「パーク赤川」を活用した町全体の賑わいの創出について見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の地域の担い手対策について、1点目の担い手対策の方針に関するご質問であります。少子化を一つの要因とする担い手不足の問題につきましては、全国の自治体においても難しい課題となっているところであります。町におきましては、第4次総合計画の中で、担い手及び人材育成をまちづくりの施策の一つとして掲げているところでありますが、それぞれの分野、団体、組織において抱えている状況や事情が様々であることから、事業者や関係者、関係機関等と話し合いを行いながら、課題解決のための効果的な手段は何かを探り、町としてできる支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の農機具や農業用施設の修理等への支援に関するご質問であります。老朽化や使用者の過失による故障、破損の修繕については、農業経営全体を見据え、個々の農業者が判断すべきものと考えております。また、自然災害による故障、破損に対する農機具や農業用施設の修理・修繕に対しましては、これまでも町をはじめ、行政による様々な支援を行ってまいりましたが、その支援については、修理等の必要が生じた事情等により、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「特定地域づくり事業推進法」に関するご質問であります。特定地域づくり事業とは、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する、いわゆるマルチワーカーに係る労働者派遣事業等を言うものであります。具体的には、人口減少に直面している地域において、個々の事業者で

年間を通じた仕事がない場合や人件費や社会保障費を負担しての常用雇用ができない場合に、地域全体で複数の事業者を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出しようとする

ものであります。

ご質問の特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対する財政的、制度的な支援の必要性については理解するものでありますが、役場職員であると同時に組合員として従事できる仕組みの導入については、本町の職員数や体制においては困難なものと考えているところであります。

質問事項2のパーク赤川について、1点目の現在の活用状況や今後の活用方針等に関するご質問であります。三川町かわまちづくり計画における拠点施設として整備したパーク赤川の交流エリアと親水エリアについては令和2年4月に供用開始し、スケートボードやデイキャンプ、芋煮会など、多目的な公園として利用いただくとともに、みかわスポフェスのウォークラリーを開催するなど、町のイベント会場としても活用しているところであります。

また、現在養生中のクレイグラウンドやターフグラウンドについては、来年度の供用開始を予定しているところであり、個人での利用に加え、グループや団体など多くの方々から、スポーツやレクリエーションなど多面的に活用していただきたいと考えているところであります。

また、パーク赤川の維持管理につきましては、他の公園とともに業務委託等により管理を行っているところであり、来年度以降も利用しやすい施設となるよう維持管理とともに案内看板の設置など施設の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の船着き場の維持管理や活用に関するご質問であります。当該施設は三川町かわまちづくり計画の一環として、国より青山、天神堂、袖東、猪子地内に、カヌーや船が発着できる低水護岸を整備していただき、協定により町が管理を行っているところであります。その活用については、水辺に親しむことができる親水空間として、カヌーの愛好団体等から自由に利用いただくものであり、将来的には町のイベントを開催するなど、町の交流人口の増加に繋げてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のパーク赤川を活用した賑わいの創出に関するご質問であります。かわまちづくりにおいて整備した施設は、より多くの方々から利用いただくことにより、いろり火の里や赤川左岸の大型商業施設などの利用拡大も期待できるものと考えているところであります。

現在、パーク赤川については、広報により施設の周知を行っているところではありますが、今後は、町民のみならず、多くの方々にご利用していただけるよう、町ホームページのほか、各種団体等へのダイレクトなお知らせなど、年間を通じた計画的な周知に努めるとともに、各種イベントの会場としても活用いただけるよう情報を発信し、賑わいの創出に繋げてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは地域の担い手対策についてから再質問をさせていただきます。まず初めに、現状の捉え方ということで一旦整理をした上で町の現在の捉え方をお伺いしたいと思いますけれども、人口減少ということで、山形県においても年間

1万人ほど減少してきていると。令和4年11月現在ですけれども、県の人口としては104万人を切るぐらい、庄内においては25万5,000人ということで減少してきている。県の減少率としても全県的に見ますと6.15%減少、庄内においては7.17%減少というようなデータもありました。やはり庄内の人口減少というものの影響が大きく出てきている現状ではないかなというように思います。

庄内だけを見ますと、平成27年から令和3年までの5、6年の期間において2万人ほど減少しているということで、その現状において人口減少、さらには働き手不足ということが生じてきている。最近の求人倍率を見ましても令和4年9月時点で庄内は1.91ポイントと、県が1.61ポイントということで、やはり担い手・働き手不足、地域を支える人が総体的に少なくなってきたというように感じますけれども、当局として、今町長答弁にもありましたけれども、第4次総合計画において担い手対策をそれぞれの団体レベルに応じて検討していくんだというような捉え方がありましたが、今の庄内の現状を捉えた本町の働き手であったり担い手対策、どのような捉え方をしているかもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました庄内地域及び三川町内の人口減少の状況についてであります。第4次総合計画におきましても三川町の目標人口ということで7,200人、これにつきましては、日本全国の人口減少化が続いているという状況を鑑み、三川町でも減少をせざるを得ない状況だろうと。そういった中で、この人口減少化をどれだけ歯止めをかけ小さくしていくかということを経済計画の基本とし、各施策を展開しているところであります。

この人口対策につきましては、山形県の考え方も同様であり、先程議員は庄内の減少人口を具体的に紹介していただきましたが、山形県でもこの人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策を行っております。例えば、若者の県内定住といいますか、就業を行いながら県内にとどまていただくということを政策の目標とし具体的な事業を実施しているところであります。この事業につきましては、三川町も連携しながら行っているという状況であり、今後三川町としても現在の状況、減少していく中でできる範囲での施策というものを展開していく。その中で具体的な施策につきましては、町長答弁の中にもありましたが、それぞれの団体・組織で事情が違いますので、そこの具体的な話を詰めながら、いかに町がどのような内容で支援できるかということを探っていきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 少し全体的な話と言いますか総括的な話になってしまいましたけれども、町としての捉え方がやはりこういった人口減少社会における当局、本町における立ち位置といいますか、そこをどのように捉えているかということをお聞きしたかったわけでありまして、確かに一自治体で解決できるような問題ではありませんが、やはりそれぞれの自治体で創意工夫をして課題解決に向かっていくべきだというように思いますので、こういった質問をさせていただきますが、その一例として次における農業の担い手がやはり

重要になってくるのではないかなというように思います。

一つ目の質問に農業者であったり土木事業者というような様々な事業者を羅列させていただきましたが、それぞれにおける担い手対策というのは重要ではありますが、本町の基幹産業と言われる農業に関しては、今新型コロナウイルスの影響において農作物の収益悪化、資材の高騰における収益悪化等で離農されるという方がかなり聞こえてきております。例えば今使っている機械更新がもうできないと、そういった段階になれば離農せざるを得ないというような方々の声が聞こえております。町長答弁の中では機械の修理であったり更新に関しては個々の経営の判断でというような答弁でありましたが、現在の三川町の農業関係の予算立てを見ますと、新規の機械更新であったり、経営としても拡大目標に向けた機械への投資というような補助要件がやはり根強くあるのかなというように思います。

これが今後ずっと続くというわけでもないと思いますが、やはり今踏ん張りどきではないのかなという観点から、こういった中古機械であったり修理、そういったところに予算の組み替えを考えて支援をして、少しでも農家の担い手減少に歯止めをかける施策を打つべきではないかなと思いますけれども、その辺に関しての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問、ご指摘あった部分につきましては、まさしくそのとおりというように考えます。ただ、農業という事業として捉えた場合に、その現在の設備機械等の修繕、あるいは更新といいますか修繕について考えたときには、やはり現在の担い手の方とともに、その後継者の育成という部分が必要になってくるのかなというように考えます。と言いますのが、後継者がいらっしゃれば、ある程度の機械の修繕あるいは更新に対しての費用負担も将来的な部分でできるだろうと。その部分とは少し切り離せないのかなというのが1点考えているところでございます。

それと、現在経営が苦しいというのは、これは農業に限らず全事業について言えることだというように思いますけれども、農業・商業・工業を含めて様々な手立てで事業継続になるような形の支援は、今後も国・県と連携をして進めてまいりたいというように考えております。

そしてご質問にありました、その農業者の部分についてということでございますけれども、先程少し申し上げましたが、新規就農の関係については様々な手立てということで、国・県あるいは町独自の支援をしておると。それとお話がありました中古の機械購入という部分につきましても、これは現時点では制度化になっておりませんが、実は県、その他の機関とも今現在調整中で、今後はその中古機械についての様々な支援についても具体化になるだろうというようにはお考えしております。

ただ、これは実は車と一緒に、その新規の機械、農業用機械もなかなか生産が追いつかないということがあって、中古市場もかなり中古の機械も高騰しているというような状況があるようです。その辺の状況も今後調査しながら、農業の事業継続に繋がるような形で支援をしてまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 農業の事業継続といったところを考える上では、やはり担い手育成というところが欠かせないわけでありますけれども、当局の説明する担い手育成の感覚というのが、今の厳しい現状としてはやはり耐えるのが難しいのではないかなという認識から、担い手育成の考え方をもう少し幅広く持つべきではないかという視点を持って質問させていただきますけれども、いわゆる農機具を修繕できずに離農される方の中にはその担い手と後継者と言われる方がおらない方もいるわけですが、では、その離農された方の農地を受けるのは、やはりその地域の担い手であり、その周辺の担い手であると思います。そういった方々が大量に出てくる事態に陥りますと受け入れるはずの経営体を受けられなくなったり、あとは経営的に収支のバランスが損益分岐がおかしくなったりという危険性をやはりはらんでいるのではないかと思います。

ですので、この疲弊した農業の事態には、少しでも長く農業を続けてもらえるような、そういった視点での担い手対策、後継者育成というのが必要ではないかというように思いますけれども、それに関して見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご指摘もまさしくそのとおりだと思います。離農者が集中して大量発生した場合のその地域の受け皿の問題というものは、これにつきましては数年前からですが、理想的な部分でもございますが、人・農地プランの中で地域の話し合いの中で、ぜひその地域の後継者といいますか地域の受け皿というものについて話し合いをしていただいて、いわゆる集落あるいは近隣集落で受けられない場合は範囲を広くしてというような部分も含めてなんです、そういうものも含めて話し合いを進めていただきたいということで考えておったところではございます。

ただ、ご指摘がありましたとおりに、これだけ急激な経済的な様々なマイナス要因が増加しているという中で、なかなかその経営が耐えられないという部分が各農業事業者に発生しているということも理解しておるところでございます。ただ、先程も申し上げましたが、その農業事業に限らず、もう他の事業も含めて経済的にかなり活動が停滞をしておるという中で、国・県等も含めながら、これは一側面ではございますが、先程お話がありましたとおり本町の場合は農業が基幹産業でございますので、農業を力強く、農業者の所得を上げる、あるいは農業者の活気が良くなるという部分が本町の他の事業に対する好影響も与えるということも過去の事例からこれは想定されるところでございますので、ただ、現時点では国・県も含めて、先程来申し上げましたとおり、まず新規就農としての担い手の方、こちらの方にまず注力をして農業という事業継続について推進をしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 先程来新規就農に関する言葉が出ておりますけれども、やはり新規就農を促すためにも、地域農業が元気でなければ疲弊した、例えば1ヵ所しか町内で受け皿がないといったような地域が出てくれば、そこに新たに新規就農で自分でやってみようというような機会をやはり奪っていきかねない、そういった事態になるのでは

ないかというようなお話であります。

基幹産業でありますので町長にお伺いしたいと思います。やはりこの現状を踏まえて、例えば来年度にこういった離農に関して、機械の更新等で問題があって離農を考えているというようなアンケート等、更新・修理、そういったところで問題を抱えている離農の危険性がある農家を救済するような策を町長としてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の基幹産業である農業、この農業の維持継続のためにおいては、やはり担い手の確保というのは今の本町としての大きな課題となっているところであります。こういった中において、今までも農地の集積、あるいは人・農地プランの策定において、地域の中で将来的なその集落農業をどうすべきかというようなことで話し合いをしていただいた経緯があるわけであります。しかしながら、本町においてはやはり先祖伝来の水田を受け継いできているというような地域性もあることから、なかなかその農地集積、あるいは人・農地プランで将来を見据えた議論というのは、国あるいは町が方向性を定めていきたいというようなことの中においては、非常に難しい農業者間の様々な思いがあるというようなことで、町としても機会あるごとに各集落の話し合いを進めていただいたわけであります。

そういった点については、今のこの段階で行わなければならないというのが行政としての一番大きな役割でもあり課題であります。そうした中において、今までも本町においては稲作を中心とした農家の方が農地集積をして、やはり販売額の確保、あるいは生産費の低減のために町も国も様々な施策を講じた中において、その経営の中に十分取り入れていただきました。しかしながら、佐久間議員が言われるように、今の課題と言えば農業従事者の高齢化、そして健康上の理由によって離農を選択せざるを得ないというこれも現実であります。そういった中において、今週の金曜日においては、町内の若手の農業者にこれからの町の農業施策がどうあるべきかということで意見を聞く機会がございます。

やはり今の現状は佐久間議員が言われるとおりでと思います。その中において町として、例えば個々の農家に対して、離農を何とかしないでこれからも頑張ってみるというような方々に対する支援がどのようなものがあるのかということからいたしますと、今までの人・農地プランを推進してきた行政、それと将来的なこの三川町の農業を支えていただくような担い手の方々の受けとめ方、これもやはりしっかりと受けとめながら、どういう農業振興策があるのかを検討していかなければならないと、このように思うところでありますので、佐久間議員の言われることは十分理解しつつ、やはりその辺をしっかりと課題を整理して方向性を示していくというのが町の農業振興策ではないのかなというように考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今週の金曜日にはそういった町長と語る会ではありませんが、町長と直接農業者が意見をする機会を設けられるということで、大変画期的な話し合いになるのではないかなというように思いますし、そういった若手農業者の声を真摯に聞いて、将来

の農業の方針をやはり町長よりいずれ示していただきたいと思ひますし、そういった若手の思ひとともに、今本当に離農を考へているという方に関しても、やはりそれは回りに回って担い手対策というように私はなると思ひますので、そういった離農対応といひますか、離農を少しでも延長できるような方策を町長には柔軟に対応していただければというように思ひます。

機械に関する支援は一旦ここで質問を終わりますが、今は農業界のみならず様々な業種において人不足ということが言われております。もう1点、農業関係で申し上げますと、やはり季節によって多く人が必要であったり、通年での雇用というのは難しいということで、次の質問に行く前に1点だけ農福連携に関してお伺ひしたいと思ひます。やはり農福連携というのも今後そういった地域農業であったり、担い手を支えていただく一つの考へ方なのかなというように思ひますけれども、本町における農福連携の窓口といひますか、そういった対応をどのようにされているのか、あるのかないのかも含めて一旦答弁いただければと思ひます。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 現在、本町において、いわゆる農福連携としての実際的な事業というものは展開してございませんので、その意味では窓口としては担当課としては産業振興課ということになるかと思ひますが、現時点では具体的な活動等は実施しておらないというところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 全国的には農福連携の窓口というのが健康福祉部門であったり社会福祉部門ということになるというようにことでしたので、やはり産業振興課部門でカバーできる部分が難しいのではないかなというようにも思ひます。そういった情報のやりとりであったり、あと窓口対応、農家側からすれば産業振興課というのが適切だと思ひますが、事業者側といひますか、そちらの方はやはり様々な情報等もあるので、福祉関係が所管するのかというように全国的な動きを見て思ひておりましたので、やはりそこは当局においても今後農福連携の対応を検討していくべきではないかなというように思ひます。

三つ目の特定地域づくり事業推進法に関する質問に移りますけれども、山形県35市町村あるうち22市町村が過疎地域に指定されていると。庄内では本町以外過疎指定されておりました、鶴岡市はみなし過疎という指定でありますけれども、ほとんど過疎指定に関わる事業になっているということでもあります。この制度は先程町長答弁で説明がありましたので詳細な説明は避けたいと思ひますけれども、各事業所において、農業だけでなく工業・商業、様々な事業所においての担い手対策の一つになり得るであろうというように私は思ひておりますけれども、やはり農業は通年雇用が困難であったり、労働需要に応じて複数の事業者に従事する派遣を行うというマルチワーカーの管理を行うというように組合の仕組みだということで、安定的な雇用環境であったり、一定の給与水準の確保というのがこの仕組みを利用して活用できるのではないかとこのように思ひます。

なので、事細かに農業部門、福祉部門と行ってしまいますと少し切りがなくなってしまう

ますので、この制度全体的な話としますと、人材確保に支援ができるということで、これは三川町が過疎指定されていなくても知事が認定すれば、この同法の組合の指定制度が活用できるということでもありますので、こちらの活用に関して再度、農業部門であっても介護部門であっても対応できるものと、また教育部門であっても例えば今後のスポーツ指導員ですか、スポ少の指導員に関係してもこういった対応でこの仕組みを利用して対応できるのではないかなというように思っておりますけれども、これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程の農福連携の部分も含めてでございますけれども、現時点で実際的な活動がないので、産業振興課ということで、本町の産業振興課の場合は農政部門と商工観光部門、その商工観光部門の中では様々な宅配事業ということで福祉サービスの部分を担っておりますので、その意味で産業振興課ということでお答えをいたしました。今後具体的な団体、あるいは具体的な業務が発生した場合には、それぞれの担当課の方で適切に対処してまいりたいということで考えているところでございます。

そして、特定地域づくり事業についてですけれども、先程の町長答弁にもありましたけれども、本事業につきましてもは深刻な人口急減地域、人口減の地域について、基本的には民間の自助努力がこれが前提になるわけですけれども、組合を作ることによって公的な様々な財政支援を行うというような制度でございます。この制度につきましてもは、地域外、町外からの様々な労働力を導入することによって長期的に住みやすい地方へ人口が回帰するというような部分も狙いとしてはあろうかというように考えております。ただ、前提としてはいわゆる季節ごとで、その労働が途切れてしまうという場合に様々な業種を組み合わせることによって、通年の業務、通年の収入が確保できるというような体制を作ることが大きな目標になっているというところでございます。

ただ、この場合、先程もお話がありましたが、1年間継続して仕事があれば、あるいは収入があればいいのかという部分も当然議論にはなっております。これは農業部門からいきますと、例えば夏の暑いときは草刈りをずっとすると、福祉部門ということで冬になったら雪かきをずっとするというような、例えばそういうような肉体的な業務が続くときに、それで例えば町外あるいは町内の労働力の掘り起こしができるのかなという部分を考えてときに、それのみにとどまらず、例えば通年を通して誇りが持てるような仕事、あるいは感謝されるような部分、これも含めてその組合で業務を組み立てることによって、その地域の中に組合を立ち上げたときの意義といいますか、そういうものが発生するのではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） その意図のとおりです、その意図を汲んでこの組合制度を活用したらいかがでしょうかというような質問になります。やはり本町の中においては通年雇用が難しい事業所であったり、例えば専門的な知識を必要とするような業種もありますが、そういった業種に関しての専門的な方を雇うであったり、ただその人を通年で賄えなければ他の業種でも手伝ってもらおうと。基本的に同じ業種をずっとしてもらおうというような制度では

ないようですので、様々なところに協力してもらおうというような制度だと思います。ですので、この制度というのが、農業関係に関しては必ず春・秋の担い手対策になると思いますし、観光部門でいいますと夏であったりイベント時の人員、これからお話ししますが、パルク赤川に関してもさらなる事業としてもこういった組織というものが今後有効な手段として使えるのではないかなという思いで、この制度を本町でも活用してみたいかがでしょうかということで質問させていただいております。

県内でも小国町が令和3年8月に設立しております。「おぐにマルチワーク事業協同組合」ということで「おぐマル」と言うみたいですけれども、そこでは空き家の管理業、移住定住コーディネーター、就業支援サービス、その就業の中には農家、工房、工場、畜産、酒蔵の中にやはり人を派遣していくと。そういった足りないところに足りない時期に派遣できるような仕組みを小国町ではすでに行われている。考え方としては、人口7,000人の町を一つの会社と捉えるんだと。そこで人事部としてその季節によって足りないところに補充していくというような地域づくりに挑戦されている組織だというように聞いております。

総務省のホームページにも5件ほど全国の先進事例が掲載されておりますけれども、その中でも島根県にあります海士町は、半官半X職員として看護師であったり教員、会社員などの様々な経歴がある11人を今年4月に協同組合の方で採用して、役場の職員であると同時に地域の担い手になっているというような活用をしているようであります。通常の業務の一環として、土木工事であったり部活動の指導を行う。公務拡大型と言われるそうでもありますけれども、そういった関与の仕方であったり、特別休暇をとって町のためになるようなことを条件に本格的に副業に取り組むという兼業型の取り組みをされているということです。

少し農業から離れますが、本町の場合、やはり土木であったりデジタルに関する専門技能・専門職というものが重要になってくるのではないかなと、今後そういう形になるのではないかなというように思いますけれども、その内製化にも関わるような事業ができるのではないかなというように思いますけれども、その辺に関して所見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘がありました島根県の事例につきましては私も参考事例として調査をさせていただいたところですが、いわゆる半官半Xという部分については、先程町長が答弁申し上げましたとおり、今の本町の体制の部分、職員数の部分がございますので、本町とは現時点では少しそぐわないかなというように考えております。ただ、半官半Xとは別に例えば半農半Xでありますとか半商半Xでありますとか、そういうような様々な形というのは想定できるものというように考えております。

その意味で先程ご質問にもありましたが、一つのお店、一つの会社に就職をしたので、その仕事だけでなく、あるいは家の農業を継いだので、その農業だけでなく様々な形で事業を展開しつつ、あるいは様々なところで業務を展開しつつ、通年の所得を得る。あるいはそれぞれの場で得た技術、あるいは人脈を様々な機会に生かしていくというような展開ができるものということで、現時点では、本来この組合につきましては特定地域づくりの協同組合につきましては、地域内の例えば商工会あるいは農協、あるいは様々な団体等が中心になっ

て出資をして組合を作っていただいて、それに自治体が財政的に支援をするという形にしているところが多いということでございますので、現時点では町が主導で組合の組織ということは考えておりませんが、各団体にも様々こういう事例があるということで、その地域の活性化なるような形で情報提供を進めて、農業者に限らず本町の就業者の所得が向上するようということで考えているところでございます。

また、事例の一つとしては、例えば新たに起業する方々にとっても様々な不安の中で、そのような先進のノウハウ、あるいは人員の派遣というような組織があれば、起業の際にも心強いのではないかなという事例も載っておりました。その意味で先程の話に戻りますけれども、農業の担い手あるいはその地域の若者が地元に残って仕事を続ける、あるいは生活を続けるという意味においても、当事業はかなり有効なものというように考えておりますが、組合を作っていく上においては関係機関と協議を進めて、今の時点でその経営の部分が一番大きな問題になるかというように思いますが、情報収集をしながら今後検討していきたいというように考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） その経営に関しましては必要経費の1/2が国・県・市町村からということで、あとは利用料金による収益ということで、かなり交付税措置としても考えられるような仕組みだと思います。そういった意味では、やはり仕組みを作るということは大変だと思いますが、本日の新聞報道にも尾花沢市が令和5年中の事業着手を検討するというような報道も載っておりました。やはりこういった地域において、新たに役場職員という形で採用し、半分地域に貢献してもらうというような考え方はこれから重要になってくるのかなと。町長答弁の中では、やはり職員の定数であったり、定員に関する課題から厳しいとはっきり答弁いただきましたが、この仕組みというのがその定員の適正化に関する問題として難しいのか、それともまた別の要因があるのか分かりませんが、その後ろ向きな理由、どういった理由でこういった仕組み、職員の採用には後ろ向きなのか、再度見解をお伺いしたいと思います。

その定員適正化計画が足かせになっているのであればやはり見直す時期に、定年の改定など今は様々な状況が変化しておりますので、それと合わせて定員適正化計画も考えていくべきではないかなと思いますけれども、その辺、一番この制度、行政が向かうにあたって困難だと思われる点はどういった点があると考えていらっしゃるのか、見解を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 定員適正化計画のご質問がありましたので私から説明いたしますが、消極的というよりは私もこの法律については不勉強ではありますが、ただ正職員であろうと、例えば会計年度任用職員であろうと町が雇用する職員ということでの半官ということになるかと思えます。そうしたときに、もう半分の仕事を例えば組合従事とした場合、その方の年間の雇用人件費を町で持つ中で、例えば具体的に半分、一日の半日を役場で仕事をしていただいて、もう半分を組合で仕事をしていただくとなったときに、仕事のその方の

業務の仕分けはおそらく一貫性のある業務ということで、どちらかと言うと組合寄り、組合の仕事がその方の業務になるのではないかとこのように想定されます。

そうしたときに、役場本来の業務の中にその組合の業務をまず事務分掌として取り込んで、その体制の中でお仕事をさせていただくというのが何となく分かりやすいといえますか、半日は役場で例えば福祉の仕事をして、もう半日は組合の方で農業の仕事をするというのは非常に、その辺、個人にとっても、その仕事で得たスキルを生かすのが非常に難しい場面も出てくるのではないかとこのように思います。

ただ、組合自体が収益を上げながらきちんと事業者として成立するという中で、実際の本来の業務で例えば農業をされている方に交じって、その組合の中で一職員として働くといった場合、本当にその方がどれだけその中で活躍できるのか。そういったところをこの制度を十分理解した上で、町として職員を半官ということで雇用して従事していただく場合は、やはりそのニーズなり、通年での雇用、仕事の内容とか、しっかりとした制度ではないのですが、そういったものを理解した上で取り組む必要があるのではないかとこのように思います。

現時点でまず本町においては、定員適正化計画というよりは、そういった組合の中に半官半Xということで職員を配置するというのは、様々課題が多いということであろうかと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） こういった地域の担い手対策に関する課題解決案というのがなかなか出てこない。こういった具体的な手法としてもなかなか取り組みづらいということで、やはり危機がそこまで来ているのにも関わらず、対策を打てていないというような状況にならないように、早目に柔軟に情報収集しながら、県内でもこういったマルチワークに関する事業を展開する自治体が出てきているので、その情報収集していただきながら私もしますが、本町にやはり担い手対策になるというような判断をしていただければ、すぐにも取り組んでいただきたいなというように思いますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思えます。

少し時間が少なくなって大変申し訳ありません。パーク赤川についてであります。おおむね完成形が見えてきまして、人の賑わいというのが見てとれました。今年の夏においてもターフを広げてバーベキューするような家族連れであったり、様々な光景が見てとれました。でも、その中でもやはりあそこのパーク赤川は使って良いのか悪いのかというのを未だに町民から聞かれます。広報でも周知しているのは私も承知しております。しかしながら、まだ足りないのではないかと。その原因がやはりまだ工事が続いているということと、大々的に完成しました、竣工式ではないですけれども、こういったイベントをしましようという取り組みがまだ見えてこないところが町民から見ますと使って良いのか悪いのか分からない場所になっているということで、やはりそこを解決していかないと浸透していかないのではないかなというように思います。

この周知に関して、さらにもう一步踏み込んで行くべきだと思いますけれども、町として今の町民が捉える感覚、町としてはどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川の町民の捉え方ということでございました。パルク赤川につきましては先程来町長の答弁にございましたとおり、令和2年より一部供用開始ということで使えるような状態になっているところではございます。その中で町内・町外をはじめ様々な方から利用をいただいて、その状況については町民の方々からはご覧になっていただいているのかなという思いはございます。ただ、実際に町民自ら使いたいというところ、それから使って良いのか悪いのか。広報では情報は流しているわけではございますけれども、やはり感覚的に使って良いのか悪いのかというところ、まだ皆さまの方に伝えきれていない部分はあるのかなという思いはございます。

工事はまだ現在続いているところではございますけれども、来年度におきましては現在工事している通路、それから昨年度整備しましたクレイグラウンド、ターフグラウンド、これも合わせて全面的な供用開始ということになってございます。そちらの供用開始の時期に合わせて、町民に対して周知の仕方、現在どのような形にするのかということで内部の方で考えているところではございまして、より皆さまの方に分かりやすいような形でお伝えしたいということでは考えているところではあるのですが、その具体的な内容については未だ模索しているところではございまして、現在どのような効果的なことができるか考えているところではございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） パルク赤川全体の質問になってしまいますが、今建設環境課の方でどのような周知であったり、どのようなことをすれば良いか考えているというような答弁でありましたけれども、町の施設建設部門に関わらず、企画であったり産業振興の部分であったりといった横断したような仕組みでパルク赤川を盛り上げるというような考え方を今後するべきではないのかなと思います。整備に関しては、建設環境課が責任を持って整備をするというのは当然だと思いますけれども、今後の活用であるとかイベントであるとか、そういったところまで建設環境課、一課ではやはり難しいと思います。課を横断したようなパルク赤川の活用方法に関する検討会議等を開くべきだと思いますけれども、そういった考え方についてお伺いしたいと思います。

もう1点が、やはり本議会においても今年9月30日に建設環境課であったり、町内事業者のご協力により赤川の河川の視察をさせていただきました。私も初めて見る光景で、本町にもこういった景色があるんだなと、こういう空気が流れて、こういう時間を過ごせるんだなということで、改めて船着き場の有効活用というのが重要になってくるというように思いました。その視察の前には土砂が堆積してしまって、とても人が入るような状況ではなく、視察の前にきれいになっておったわけですが、その後、通りかかる度に少し見てみますと、釣り糸を垂らしている人であったり、近くまで行って川の様子を眺めているような姿が見てとれましたので、やはり土砂が堆積したような状況では町民であったり利用者は近寄ることはできないのかなと思います。

今後ともやはりハイシーズンといいますか、危険でないシーズンの前にはそこをきれいに

して、なるべく親水空間の機能を高めた親水を体験できるような環境にしておくべきではないかなと思いますけれども、そういった今後の環境整備に関してもお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 2点のご質問でございました。最初にパーク赤川のイベントに関するご質問であります。このパーク赤川の整備につきましては、建設の担当ということで、工事部分につきましては建設環境課の方が担当しておるところでございます。その施設の運用等につきましてはどのようなことができるかということで、役場全体の横断的な対応ということでございました。こちらの方につきましては、今後イベント等、それから事業等ができるのか、役場全体で考える必要があるかと思いますので、建設担当課の方としまして、声かけ等々をしていきたいと思っておるところでございます。

それから、船着き場の関係でございます。船着き場の土砂の撤去ということで、本年度8月末から9月にかけて建設環境課の方で状況等を確認しまして一部撤去をしたところがございます。また、役場の方で対応し切れない部分につきましては、国土交通省赤川出張所からのご協力のもとに土砂の撤去をしたところがございます。今後この土砂の撤去につきましては協定に基づきまして、役場がまず日常管理を行うということになっておる関係上、建設環境課の方でポンプアップしての洗浄ですとか軽微な部分での土砂の撤去作業等を行いまして、皆さまの使いやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 2時02分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員）

1. 新年度予算編成の方針について

1. 本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」などの新しい資本主義に向けた改革が示された一方、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本方針」では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としており、地方に対しても厳しい予算措置が講じられることが予想される。このような状況下、本町の新年度の予算編成にあたっての基本的な考え方や留意事項と合わせ、財政部門と事業部門の協議の手法と財政規律に対する考え方を伺う。

- | | |
|------------------|---|
| 2. ボランティア活動について | 1. ボランティアは、自分にできることから始められるという身近な活動だ。そして、活動する人が自己実現を図る活動であるだけでなく、活動を通して町民のボランティア活動や社会貢献活動、福祉活動への関心が高まり、共に支え合う地域社会づくり、共生社会の実現につながることも期待される。ボランティア活動を広める方策を伺う。 |
| 3. 社会教育団体の育成について | 1. 学校教育とは一味違う、のびのびと自由に発想し、主体的に学びながら楽しんで活動している三川少年少女発明クラブが発足から30周年を迎えた。想像力豊かな子を育てる上でも、地場を支える企業からの好意による資材提供など、町ぐるみで、子どもたちの成長を支援するべきではないか。また、国の重要な政策「科学技術・イノベーションへの投資」を意識し、「青少年の創造力を育むまち宣言」を発するべきと考えるが見解を伺う。 |

引き続き、私からも通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、新年度予算編成の方針について。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」などの新しい資本主義に向けた改革が示された一方、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本方針」では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」としており、地方に対しても厳しい予算措置が講じられることが予想されます。このような状況下、本町の新年度の予算編成にあたっての基本的な考え方や留意事項と合わせ、財政部門と事業部門の協議の手法と財政規律に対する考え方を伺います。

2、ボランティア活動について。

ボランティアは、自分にできることから始められるという身近な活動です。そして、活動する人が自己実現を図る活動であるだけでなく、活動を通して町民のボランティア活動や社会貢献活動、福祉活動への関心が高まり、ともに支え合う地域社会づくり、共生社会の実現に繋がることも期待されます。ボランティア活動を広める方策を伺います。

3. 社会教育団体の育成について。

学校教育とは一味違う、のびのびと自由に発想し、主体的に学びながら楽しんで活動している三川少年少女発明クラブが発足から30周年を迎えました。想像力豊かな子を育てる上でも、地場を支える企業からの好意による資材提供など、町ぐるみで、子どもたちの成長を支援するべきではないでしょうか。また、国の重要な政策「科学技術・イノベーションへの

投資」を意識し、「青少年の創造力を育むまち宣言」を発するべきと考えますが見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項3の社会教育団体の育成に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の新年度予算編成に関するご質問であります。令和5年度の予算編成にあたりましては、ご質問にありました経済財政運営と改革の基本方針2022や、来年度の地方財政計画などを踏まえ、さらに、第4次三川町総合計画並びに第2期三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に、かつ確実に実現するため、経営資源を最大限に生かすとともに、従来からの慣例にとらわれることなく事務事業の見直しを進めながら、執行実績を精査した精度の高い予算計上に努めるよう指示したところであります。

特に、令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応と並行しまして、これまで中止や延期、規模縮小等の措置を講じてきました事業等も再開し、実施する環境が整いつつあり、住民や事業者の活動も従来の行動形態に戻る様相を見せております。また、国が進める「DX」への対応に伴う業務量の増加が見込まれることから、これらへの対応と行政資源としての人材や財源とのバランスを保つことが極めて重要になるものと捉えております。

地方の行政運営にとって重要となる一般財源につきましては、来年度の地方財政計画において、今年度を下回らない水準を確保するとしているところでありますが、社会保障関係費のさらなる増加などが見込まれることから、引き続き、厳しい財政状況にあるものと認識しているところであります。

このようなことから予算編成におきましては、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業を確保するため、行政評価における結果や意見等を踏まえながら、係長査定、課長査定並びにトップ査定の3段階で協議、検討を行い、事業の内容や経費等について十分に精査してまいりたいと考えております。

また、厳しい財政状況にあつて、住民ニーズに応えつつ、安定した財政運営を堅持するには、財政規律の確立が、極めて重要であるものと認識しているところであります。さらに、各種事業の実施にあたっては、計画的、年次的な執行と同時に、経常収支比率や財政健全化比率などを十分に勘案し、状況によっては、事業の規模や実施の時期、期間の見直しなども行いながら予算編成にあつているところであります。

質問事項2のボランティア活動を広める方策に関するご質問であります。近年、本町においても独居高齢者、高齢者世帯の増加の一方で、地域との繋がりの希薄化による社会的孤立が危惧されております。さらに、障害や認知症を持つ方とその家族や、生活困窮者など、問題が複雑かつ多様化してきており、これまでの地域福祉の取り組みの一層の強化・充実が課題となっているものと認識いたしているところであります。

このようなことから、本町においては三川町地域福祉計画の基本理念に、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を掲げ、「福祉のネッ

トワーク」のもとに、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会などの連携により、各種団体がそれぞれ助け合い、支え合いの事業に取り組んできたところではありますが、令和5年度には、社会福祉センターにボランティア拠点を設置し、その機能強化と活動の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

質問事項3の社会教育団体の育成に関するご質問であります。本町の三川少年少女発明クラブは、県内にある八つの発明クラブのうちの一つとして活動しており、平成4年にクラブが発足し、今年で30周年を迎えました。町内の各小学校4年生から6年生の児童を対象に参加者を募り、経験豊かな地域の方々の熱心な指導をいただきながら、創造力豊かな人間形成の目的のもとに制作された作品は、毎年、県の発明くふう展等で多数の各種賞を受賞するなど、その取り組みが評価されているところであります。

昨年、内閣府が「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を策定し、コロナ禍によって国内外の情勢が加速度的に変化し、科学技術やイノベーションにかかる政策を、国としても強力に推進することを明示しております。その方策の一つとして、新たな社会を支える人材の育成が課題として上げられており、本町のような小さな発明クラブにおいても、創造性に富んだ人材の育成に貢献できるように取り組んできたところではあります。ご提言にありました「青少年の創造性を育むまち宣言」を発し、その実を上げるためには、社会教育のみならず、学校側の協力も不可欠と思われる。創造性を育む教育は学校現場でも大きな課題となっており、さらに地域や企業などとの連携も重要であることから、今後どのように町全体の取り組みにしていけるか検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○3番（小林茂吉議員） ワールドカップの日本代表チームの大活躍の余韻に浸り、多少自分自身寝不足の感が否めないところでありますけれども、張り切って再質問させていただきます。

再質問いたしますが、予算編成のスキームを考えれば、タイミング的には9月議会定例会での質問がふさわしかったのかなというように思いつつも、今編成作業が進行中でありますので、ここで何点か伺いたいと思います。5月の出納閉鎖を終え、前年度の決算数値が出るのが6月、そしてその評価作業を終えるのが9月になり、私どもの方にこうした行政評価調書いわば施策評価調書が手元に届いてまいります。この行政評価調書でありますけれども、新年度の予算要求にこの行政評価情報を活用しようとしてもご承知のとおり1年のタイムラグ、間隔が空く中でこの行政評価とこの連動性というのは十分確保されているというご認識をお持ちなのでしょうか、お聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 行政評価につきましては前年度の事業が終わって翌年度にそれぞれ行政評価調書を作成すべき対象となる事業等を各課において自己評価し、課長職以上

の本部会議でその内容等を検証して外部評価を受けております。その外部評価については例年8月に行っていたいただいて、各委員からご意見なり町の評価としての妥当性、そして提案等いただいているところであります。

そして議会に対しましても報告をさせていただいているところでありますが、この行政評価調書につきましてはただいま説明いたしましたとおり、前年度事業についての評価であります。ただしその評価調書については、現在係長査定を行っている段階でありますけれども、各課からの要求の時点でそれぞれ事業の見直し、増額になる場合は特にですが、また見直しを行った結果、事業は行うけれども、その予算額については減額になるものについても見直しの評価として予算要求書に添付して各課等から要求をいただいております。そうしたものも踏まえながら現年度にいただいた前年度の評価調書を手元において、今年度の事業の進捗、実績等も実際にヒアリングを行い、来年度に向けて評価調書を生かしながら三段階の査定を経て予算計上という流れで現在考えて進めておるところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 午前中の補正予算の審議でもありましたけれども、今回の補正予算は特異性がございまして10節の需用費、光熱水費、これが非常にウエイトを占めておりまして、今すぐこの状況が変化しようとも思っておりません。これは少し長引くのかなと思います。ですから、そういった状況も踏まえますと、やはりこの行政評価調書だけが新年度予算編成に生かされるものではないというように私は思います。そういった意味から、実際の予算というのは住民に税の負担を課して、これを配分する重要な計画であります。議会の議決を通じ、住民に約束した予算を執行することが行政の目的であります。歳入、歳出予算の固定的な予算主義になるわけでありまして、

一方で企業にとっては予算は利益を上げるための経費でありまして、利益を上げるという成果が目的になってくるわけでありまして、ですから成果主義というように呼ばれているわけでありまして、言うまでもなく事業活動の量、いわばアウトプットの必要な経費を積み上げたのが予算になるわけでありまして、自治体が事業活動をする目的はこの事業活動の量を増やすことではないというように思います。また、事業活動によって得られる成果、アウトカムの水準を高めることが大事なことではないのかなと私は思っております。ですから、予算主義から成果主義へ近づけるポイントというのが非常に私は大切に思われます。

その上で現在の行政評価を精緻化された予算のマネジメントサイクル、いわばPDCAのアクション部分、改善部分、この部分を記載した改善調書にシフトしていくのが私はいいかと思いますけれども、その方が私は有効性があるのかなと思った次第であります。その辺についての見解を求めます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 行政評価を行う際にその事業の実績、成果、または外部評価をいただいた際に委員から出されました意見や提案、そういったものを含めて、では翌年度どのように取り組もうとしたのか、また取り組んだ結果はどうだったのかというのを現在の例えれば行政評価調書に落とし込んで、より各施策がどのように行われ、どのような方向に進ん

でいくのかというのを表すことは非常にこれからの行政運営にとって必要な手法の一つであるというようには考えるところであります。各事業とも成果だけではなくその目的として実行している中で単純にその評価での上下と言いますか、例えばコストパフォーマンスもあるかもしれませんが、やはり小事業であってもなかなか無くすことはできないと判断される事業もいくつかございます。

そうした中で、やはりどうしてもその事業を継続していくためには、やり方を変える見直しをするというのが非常に重要になってきますので、今後、その行政評価をさらに効果の上がる行政手法として、その調書をフレームを変更するとか、そういったものについてはやはり今後の課題になろうかと思えます。ただ、そうしたことをこれから各課で持っている事業数がまちまちではあるんですけれども、ある意味現在の調書のボリュームを増やすということにもなりますので、そうしますと当然職員にも負担がかかってきます。そういったところも十分踏まえながら議員のご質問にありました予算編成、そのあり方について、いかにこの調書を生かしていくかについては、今後慎重に検討して判断していくことになろうかと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ここで新年度予算に向けたいわゆる予算編成の手法について、少しお聞きしたいと思います。

予算編成の手法には一長一短あるかというように思いますが、歳出歳入のバランスをとる、合理的に前年度予算、またそれ以前の決算などを標準に予算を決めるシーリング方式とか、あと過去の実績ではなく事業部門の最初からその予算の各事業の計画をまずゼロから積み上げるゼロベース予算編成方式というものもあるらしいですけれども、そういった方式とか、それから、特に財政部門において集中していた予算編成の査定とか権限、その権限の一部を事業部門に一部移譲するそうした手法、それはまさしく事業部門の力量が問われてくるわけでありまして、財政部門と事業部門が対等の立場で予算編成を行う包括予算制度というものもございます。

これは通常の枠配分で扱う政策経費に加えて人件費も含める手法となりますが、改めて本町の予算編成の手法について伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 包括的な予算制度につきましては、議員のご質問にあったようなことで私も認識しております。各課で持つ政策経費、これに人件費も合わせて予算を配分するというものであろうかと思えます。一部の自治体には、この制度を取り上げている自治体もあるとは聞きますが、逆にこの導入をした後に、また査定方式に変えたという自治体もあると認識しております。

やはり査定方式になりますと配分方式、この包括的な予算配分よりも時間がかかります。係長査定、課長査定、トップ査定ということで、まず財政サイド主導の中で全体の予算をまとめるといいますか、調整をするということになりますので、各課からはその配当、配分された予算の中で事業を実施していただくという現状になっております。

例えば、本町のように人口だけではないかもしれませんが、予算が小さい自治体において、経常経費が高いところで、その義務的経費が非常に大きなウエイトを占めている。そうしたところでいわゆる自由に使えるといいますか政策事業について配分できる分が少ない中で、それを各課に配分することによって、各課自体が新規事業の場合、自らがその財源を持ってきて新規事業を始めるなどという効果を確認に謳われておりますが、町では先程町長答弁にありましたとおり、まちづくりの基本理念の実現のために様々な事業、これをまず確保しながら、全体としての町づくり住民の福祉向上に繋げていくというところでは、例えば年度ごとに大きな事業がありますと政策事業のウエイトが非常に高くなって、その中で予算それから人的配置、事業の配分等も考慮して編成していかなければなりません。ということで、確かに予算編成の手法として包括的な予算制度ではありますが、まず町が着実に総合計画、その中での実施計画、また総合戦略に掲げました各事業を確実に予算も確保しながら実施していくためには、現時点では時間はかかりますが、査定方式がよいものということで捉えているところでもあります。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今、包括予算制度に触れましたけれども、よく言われるスクラップアンドビルド、これにつきましてはやはりコスト意識が徹底されて、そしてこの事業部門の知恵と工夫を生かしていくという意味からすると、やはり包括予算制度のメリットも少しは浮かび上がってくるのかなというように私は思った次第です。これが行財政改革の効果に期待できるというように思っておりました。分かりました。

次に地方自治法には最小の経費で最大の効果を上げるというように、もう耳慣れた言葉がありますけれども、それには事務事業の実施に関わった正確なコストを把握する必要があるというように思います。正確なコストを計算するには、直接事業費の他、その事業に携わった職員の人件費や間接経費を含めなければなりません。特に不可欠な直接人件費は、我々が予算書や決算書を見ても款項目の総合的な経費に一括に計上されるため、なかなか掴めないところでもあります。そこで個々の事業実施にかかりましたいわゆる人件費を算出するために業務量の算定シート、これを作成することが私は有効というように考えますがいかがでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） いわゆる個々の事務事業についてどれだけの人件費、それから各事務事業の人件費だけではなくてコストといいますか、事業費、経費を出す中でより効果的な人員配置なり、予算配分ができるであろうと思われるその算定シート。その作成等についてのご質問かと思えます。ただ、現実的には、各事務事業を個別にその量はともかくそれに要する時間、これを何をもって客観的にそのシートに置くのかというのは非常に難しいのではないかとこのように思います。

例えば、それが当該年度にいた職員なのか、その職員のスキルがどの程度なのかというのも、やはり勘案すべきとは思いますが、その勘案の仕方も非常に難しいものではないのかなと。例えば他の自治体で、先程のご質問にありました業務量算定シートを確かに作っている

自治体もございました。ただし、それを本町は小さいですので作業としてはできるかもしれませんが、果たしてそこで出てきたものが、ご質問の効果としてのそれぞれの事務事業の人的な配置等に資する有効な手段として活用できるかという、一つの目安ということにはなるかと思いますが、本町のような小さい自治体、各課の人員体制の中で、例えばそれに足りなくて人を増員するとか、会計年度職員を新たに加えるとか、そういったものも考えられるわけですが、まず人の配置、事業を間違いなく実施するということでは、現在そのシートは少し念頭にはございません。逆に本町で行っております人事評価、その中で、各課長等から当該年度の業務量であったり、通常の業務の進捗・課題、また、それぞれの職員の健康状態も含めますが、配置された係の中で、きちんと効果的に事務が執られているのかというところを聞き取りしながら、適正な事務執行が図られるよう経費もその対象にはなるかもしれませんが、そのような形で現在取り組んでいるところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今課長の答弁にもその実情についてはよく理解できます。ただ、あくまでも予算編成の改革、つまりは成果志向の予算編成に持っていかうとすると、どうしても業務量の算定シートがやはり基礎的に必要なのかなというように私は思った次第でありまして、財政の健全化、一つは確かにこの作業がシートを作る作業が、事務のための事務になってはいけないというように私も思いますし、また、財政の健全化を一つの目標として、私はこれは業務量の算定シートがあるということは裏打ちされた正確な資料として残っていくのかなというように思った次第であります。

令和5年度の財政運営におきましては町税をはじめとした一般財源の確保について、景気が緩やかな回復基調にある中で、依然として不透明な状況にあらうかと思えます。物価高騰、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、急激な円安などの影響によって、さらなる景気低迷も懸念されるところであります。

町税や各種交付金の減少に加え、国庫補助交付金の見直し、また地方交付税の厳格な見込みと算定の見直し、国庫補助金の減額などを想定した極めて厳しい財政運営に努めなければならないというように思います。そのためにも、職員全員が真の行財政改革に取り組むべく、第4次総合計画に基づく事業の選択と集中によりまして、明確な重点施策の設定と予算配分のやはり大胆な重点化に取り組むべきというように私は考えますけれども、ご所見を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 来年度の予算編成にあたりましてはご質問にありましたとおり、さらなる厳しい財政状況というのが現時点でも懸念されるといいますか、そのような状況になるということで見込んでおります。そうした中、現時点では、まだ編成過程の中ですので、来年度の歳入歳出についてこの場で申し上げることはできませんが、ただしその中であって限られた、しかも厳しい財政状況の中で、まちづくりの基本理念、この実現のために様々な事業を展開していくと、そうした経費を確保していくということが重要になるかと思えます。

重点施策の明確化なり、予算の大胆な配分ということもあろうかとは思いますが、そこは当然、従来からある事業だから必ず来年度もということではなく、査定の段階でも厳しくチェックを行いますし、それから限られた人員での業務ということになります。先程町長の答弁にもありましたが、コロナ禍が少しずつ緩和といたしますか住民活動、企業活動が従来の形に戻りつつある中で、ただしコロナワクチンの集団接種等も続けております。町の施策が従来の形を取り戻すと同時に並行してコロナ対策も講じていかなければならない。また、先程の補正予算でも質問事項等にありました桜木の住環境整備、これに伴います町の事業も相当量見込まれます。そうしたところも十分踏まえながら、来年度の予算編成にあたっていきいたいということで考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 行政の透明性を高め、住民への説明責任を果たすため、またその結論に至るまでのすべての情報が公開されるべきという情報公開の精神に基づきまして、予算編成過程の公開に踏み切るお考えはお持ちでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 予算編成過程の公開、例えば町のホームページ等にどのような形で予算要求がなされ、査定が行われ、当該年度もしくは新年度の予算額になったのかということ公にするという制度かと思えます。そうした自治体が数多くあるということでは認識しておりますが、一方でその公表の仕方が非常に自治体ごとにまちまちであるということにも拝見したところであります。中には要求額と予算額のみを公開しているという自治体もございました。編成過程ということではどの時点で要求そして査定ということで終わっている自治体もございました。

そうしたことからしますと例えば、予算編成の透明性、その可視化については、その公開ということで、非常に住民にとって情報を得るということでは利点はあるかと思えますが、その公開方法についてはまだ課題が多く、しっかりとした公開の本来の意味合いのものにはなっていないのではないかとこのように捉えているところです。そういった現状を踏まえますと、本町においては先程言った予算編成、係長査定から始まりまして、段階的に行っている部分もございます。そういったものが住民にとってより町の予算計上に至る、それを知る、情報を得るということに効果が上がるような形がどのようなものかについては、まだ先進事例も見ながら、本町のあり方というのは検討していくことになるのかなということ、現時点では考えているところです。

○議 長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 予算を決めるのは自治体の住民の皆さん方でありまして、住民に託された首長と私ども議員のいわば妥協の産物になるわけでありまして、私たちもそうですが、予算というものはやはり住民に説明責任を果たすという意味からすると、やはり公開というものも少し前向きに検討すべきだということに私は思います。一つ検討よろしくお願ひしたいというように思います。

次に2番目の質問に入らせていただきます。ボランティア活動についてであります。ボラ

ンティア活動は、支援型、交流型、サービス型、環境保護型と多種多様に渡りまして、分野別、また、その領域には広範囲になろうかというように思います。そうした中何かしら関わりを持ってボランティア活動をする方は数多くいらっしゃるというように推測されます。ボランティア団体に加入されている方は、比較的顔の見える方になろうかというように思いますけれども、地域での見守りそして支え合いの絆を大切にされているボランティアも仄聞されるところであります。

そこで、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するために社会福祉センターに設置されているボランティアセンターが行政とタイアップし、町内を網羅した様々なボランティア活動の実態を総括しながら、ボランティア当事者すべての人がボランティアセンターに登録できるように、ボランティアセンターの窓口を大きく広げ、ボランティアセンターの見える化に努めるべきではないでしょうか。また、ボランティア当事者を事故やケガから守るボランティア保険加入の手続きや、共生社会づくりに貢献する町民の意思に応えた保険掛金などの財政的支援、そしてボランティアの輪を広げる場所として、気軽に集い、情報交換できる談話室、ボランティアルームといったスペースを確保すべきではないでしょうか。

先程の答弁では、来年、ボランティアの拠点づくりに力を入れるというお話でございましたので、大変喜ばしいことだというように思います。この窓口の見える化、それからボランティアの保険に関して当局の少しお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まさに今お話があったとおりだと思います。少子高齢化、生活様式の多様化などにより、地域の繋がりが希薄となり、社会的孤立が危惧されております。さらに、障害や生活困窮など問題が複雑かつ多様化しており、行政の力だけでは対応できない課題も多くなってきております。それを打開するには、ボランティアの力が非常に大きくなってきていると思っております。

そこで社会福祉協議会に改めてボランティアの拠点として仮称ではありますが、「みかわボランティアステーション・ボランティアセンター」を設置し、四つの柱で取り組みを行っていく考えでございます。ひとり暮らし高齢者の見守り・生活支援体制整備・百歳体操・高齢者ミニサロンなど住民が繋がり支え合う環境づくり、オープンカフェよれちゃ家・ふれあい広場・住民が気軽に集える居場所づくり、広報誌の発行・研修会の開催・情報交換会・連携連絡調整・ボランティア活動の充実に向けた支援、事業への参加・ボランティアとしての参加・支える側の生きがいづくり、以上四つの柱でボランティアセンターを盛り上げていきたいなというように考えております。具体的には現在、中心的にボランティアをしている方自身も高齢化しているため、各団体が実施している事業を必要に応じて連携協力を図り、事業の継続や向上を図ることに繋がりたいと考えています。

また、先程お話がありましたように、ボランティアセンターとして拠点を掲げることで町民の目につくようになり、興味を持っていただき、様々な団体同士や町民の方々が会話することで、活動も活発になり、啓発にも繋がり、楽しくボランティアができる雰囲気醸成することでボランティアをやってみたいという人材確保にも繋がることを期待しております。

そして、将来はボランティア活動を通し、地域力・社会力の活性化を図っていただければと考えているところでございます。

2点目の保険の加入についてです。現在、ボランティア保険は社会福祉協議会が担当しており、独自で加入している団体を除き、社会福祉協議会が主催する事業にボランティアとして参加してくださる方の保険料は社会福祉協議会で負担し、加入手続をしております。また、ボランティア連絡協議会には町から補助金を支援しております。ボランティア連絡協議会では、その補助金を各団体に保険加入人数の1/2分の保険料を分配していると聞いております。一方、個人の加入者がいる場合、保険料は個人負担となり、加入することになります。今後ボランティア拠点としてボランティアセンター機能を強化することも踏まえ、保険料の助成支援の拡充については検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 当局のボランティアに向けた非常に積極的な取り組み、目に見えるようで大変うれしい限りです。今、八つのボランティア連絡協議会に加盟している団体がございませぬけれども、こういう人たちは今課長のお話のように保険料につきましてもは一応公費といひますか、自分の負担ではなくして協議会で団体の方から出るといひお話でした。

協議会に加盟している方はそうでありませぬけれども、やはり町内を見回すと様々な形でボランティアに取り組んでいる方がいらっしやるというように私は思っておりますけれども、こういう人たちを何とかボランティアセンターの中に登録できるように誘い込んで、やはり全町を挙げてボランティアの雰囲気を高めていくことが必要なのかなというように思っております。そうした意味からしても、ボランティアニーズと、それから社会的なニーズとのマッチング役という立場にある人を、コーディネーターをぜひこのボランティアセンターの中に配置すべきというように私は思ひませぬけれども、その点の考えはいかげんでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 現在も社会福祉協議会の業務としてボランティア連絡協議会の担当、あるいはボランティアセンターの担当ということで位置付けはされております。来年度も引き続き業務として位置付け、さらにボランティア団体同士の調整や連携など、コーディネーター役として関わっていくように、こちらの方としても指導助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ボランティアの保険に関してですが、いわゆる補償内容を少しお聞きしますと、やはりちょっとした軽症とかそうした怪我、その辺にはもちろん該当するんですけれども、例えば加盟団体、町が委嘱している事業において、ひとり暮らしの高齢者の弁当配達、これは自車で配達しているわけでありませぬけれども、そうしたことに對しての対人・対物の補償は全くないということになっておりまして、これもいかげんものかなというように思ひまして、ボランティア連絡協議会が加入しているこの保険の補償内容を見ますと、もう少し補償内容を拡充した保険の方にシフトすべきではないのかなと、私個人的には思ひおるんですが、少しそこら辺を洗い直しするお気持ちはございませぬか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 現在、社会福祉協議会で推奨しているボランティア保険がボランティア活動保険というものでして、保険料が350円、基本プランで350円となっております。議員おっしゃるように、自動車による事故に関しましては加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの補償責任については対象とならないという形になっております。今後、様々なボランティアが必要となっていく中で、こういったものが必要になっていくのかは、さらに検証してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 前向きに検証していただくお約束をいただきました。ありがとうございます。

次に、最後の質問に入ります。社会教育団体発明クラブについての答弁で、教育的な見地から活動の意義を十分ご理解をいただき、また子どもたちの成長を支援する姿勢が強く伝わったところであります。本当にありがたいお話です。発明クラブの誕生の歴史を紐解かせていただきますと、公益社団法人発明協会がございまして、発明協会創立70周年の記念事業の一環として、昭和47年に少年少女発明クラブがスタートされました。現在では47都道府県に214ヵ所、約1万1,000人の子どもたちがものづくりに親しみ、活動されておるようです。

発明協会の総裁は常陸宮正仁親王が着任され、発明クラブ誕生の生みの親と呼ばれるソニーの創業者の故・井深 大氏が初代の会長に就き、続いてパナソニックホールディングスを築き上げた松下幸之助氏、トヨタ自動車株式会社名誉会長豊田章一郎氏と引き継がれ、現在は元三菱電機代表取締役社長で2016年秋の叙勲で旭日大綬章を受章されました野間口有氏であり、日本のそうそうたる実業家が発明協会をリードし、今日に至っていると聞いております。

平成4年に発足した三川少年少女発明クラブも30年の歴史を刻んでまいりました。県内にある山形市、米沢市、天童市、東根市、寒河江市、鶴岡市、新庄市、最上地域、三川町の九つのクラブにあって、県下でも自慢に値する活躍と実績を積み上げていることは、11月発行の「まなびい」でもご紹介されているとおりであります。この町に将来、科学者や発明家が誕生する期待に胸が膨らむところであります。

教育長に少し感想をお聞きしたいのでございますが、現況のこの発明クラブの活動を目の当たりにしていかが感想をお持ちでしょうか、お聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 発明クラブ、毎年2回、開校式それから閉校式に参加させてもらっています。非常に開校式のときは初々しさとともに、「やるぞ」という挑戦心、それから意欲に満ちたものを射る目、そんなものを感じます。それから閉校式のときにはやり遂げた充実感、達成感そういうような目をしており、私はこの少年少女発明クラブに参加させてもらって教育の原点を見るような形で、そして本当に指導者の方も最初から教えるのではないけれども、子どもたちに考えさせるという教育の真の姿。しかも地域と子どもが一体化す

るということで、非常に意義あり、県内に八つしかないけれども、非常に私は皆さん方の頑張り子どもたちも恵まれた環境の中で育てられているのではないかなというように思っています。

先程学校教育ではできないものというように小林議員言われましたけれども、本当はまさに今学校で求めなければ、主体的に活動するというのは当然、これは学校教育で学ばせなければいけない。ものづくり、いわゆる発明クラブでなければいけないではなくて、まさにそれをお手本にしながら学校教育にどうやって取り入れるかということも、私は課題ではないかなというように思っています。今、子どもたちには予測困難な時代において、正解がない課題に対して、いかに自分なりに答えを見出し、そしてそれを乗り越えるか、そういう力、能力というようなものが求められています。

ちょうど3年ほど前、神奈川の方で私立の進学のトップ校が参加したシンポジウムがあって、私、それを聞きに行ったんですけれども、そうそうたる学校です。その教育内容は何か、難しいことを丁寧にゆっくりと教えるではなくて、もう4校がすべてどういうことかということ、ワクワク感、ドキドキ感、それを持たせる教育を行っている、進学校のトップがそういう形ということとは「なぜだろう」あるいは「本当かな、違う考えはないのかな」とそんな話が出ました。そういうもとで教育を行っているということは、まさに発明クラブが目指している教育の本質的なものかな、というように私は思った次第なので、小林議員の方にも大変お世話になっていますけれども、私は非常に感謝いたしております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この発明クラブをぜひ町ぐるみで興味を持っていただいて、温かく見守ってほしいなというように私も願っているところであります。そうした意味からして、ついこの間、12月3日土曜日、町内にある株式会社三洋の方に子どもたちを連れて行きまして、様々と技術開発の担当課の社員が非常に優しく丁寧に対応していただきまして、子どもたちも大変良い思い出をつくったのかなというように思います。

やはり町内にも優良企業ございますので、ぜひこうしたクラブ、発明クラブのみならず、様々な福祉関係の事業もそうでしょうし、やはりその活動事業の活動資金となるものについても企業版のふるさと納税とか、それからクラウドファンディングとか、そうした意味からぜひ活動資金の調達まで繋がるようなことで、町側、行政側からもそうした企業回りとか、調整役をぜひ担っていただきたいなというように思っておるところなんです。これは山形市や天童市のクラブ、東根市、そうしたところは非常に企業が立ち並んで、たくさんありまして、やはり潤沢な活動資金を得ているということも耳にしておりますので、この町でも立派な優良企業がございますので、そうした方々との調整をしながら、ぜひこの発明クラブを育てていただきたいなということです。

これは発明クラブのみならず、例えば福祉関係でいえば子ども食堂とか、新しい事業がどんどん今ニーズ的にはございますので、そうした意味からしてもそうした形をこれから興味を示していただければというように思います。その点について、当局の教育委員会の考え方はいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 発明クラブに関しての運営上の支援ということでご質問がございましたが、今現在、三川町の発明クラブでは町からの助成金の他に県の発明協会からの支援金、そして山形県からの助成などもいただきながら、それに発明クラブの会員の子どもたちからも年間の会費等をいただき、その中での活動ということで現在は行っている状況でございます。議員おっしゃいましたとおり、県内の発明クラブは八つございますけれども、大きな市とかになりますと、やはり企業からの様々な支援があったりとか、クラブの活動に対しましての助成があるということは存じておりました。これまで三川町の中では、そういった企業との接点というのがあまりなかったというのも実際のところでございます。ものづくりに関しての資材提供でありますとか、助成といったものについて、やはりまず発明クラブの活動を地元の企業から理解をしてもらうということが非常に大事になるのかなというように思っております。

そういった意味では、先程の株式会社三洋の方を見学させていただいて、地元にある発明クラブのことも知っていただけたというようにも思いますし、そういった繋がりというものを大事にしていきたいなというように思います。今、事務局の方も町の社会教育の方が担っている状況でございますが、担当の者とも様々話をしながら、また指導員の先生方のお力もお借りしながら、そういった発明クラブのこれからの運営に対しましての様々な支援等を行えるように、各地元の企業とも連携を図ってまいりたいなというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 最後のもう1点の青少年の創造力を育むまち宣言について伺います。この宣言の意義は、将来に渡り日本が科学技術創造立国として持続的な発展を実現する原点に値するということに思います。今は科学技術、それから農業分野を含めたイノベーションへの投資の時代です。ものづくりに携わる人材育成の重要性から、三川町が他の自治体に先駆けて堂々とした意志を宣言し、そしてその活動を後押しすべきではないのかなというように思った次第です。

ご承知のとおり、都市宣言というものは、地方自治法第96条に則り、議会の議決事件にはなりません。これは首長、町長の判断次第で宣言はできます。町長、この町をやはり青少年が創造力に満ちあふれ、創意と工夫を生かしたものづくりの町に切り開いていこうではありませんか。町長の所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林議員からは、本当に三川町の少年少女発明クラブの発足以来、様々な面でご指導またご協力をいただいたということで改めて敬意を申し上げる次第であります。先程も教育長の答弁にありましたように、県内八つの発明クラブ、そして鶴岡市、三川町においてはやはり民間、当時の秋山鉄工の先代の社長が非常に一生懸命にこの創意工夫というものに対しての子どもたちへの様々な教育という視点からもご貢献をいただいたということも、私も今まで活動の中において感じてまいりました。

そういった面において、これからの科学技術、この国が進めてきた部分に対しての町とし

での取り組みについては、小林議員の言われることも十分理解をできるところでありますし、行政のみならず、やはり民間も巻き込んだこれからの町の取り組みというものが重要かと思えます。そういった面においては、今後の宣言ということも含めて検討させていただきたいというように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 第4次総合計画の基本目標にも創造力という字句で表現されている部分がたくさんございます。これまでの発想や方法などにとらわれず、新しいものを作る、作り出すといったスキルとして、さらに高い成果を生むことを目指して、創造力に関心を持つことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時40分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- | | |
|--------------------|--|
| 1. かわまちづくり整備事業について | 1. 整備が進み、町民の憩いの場として、また交流人口の増大や賑わいの創出に期待がかかるが、事業の進捗状況と今後どのように持続可能な運動公園を構築していくのか考えを伺う。 |
| | 2. 公園は、子どもたちをはじめ、多くの方が利用する場所であるため防犯面・安全面の確保が重要と考える。利用案内や注意喚起の看板を設置し周知を図るべきと考えるが、安全対策について考えを伺う。 |
| | 3. 憩いの場所として、衛生面での配慮も必要と考える。利用者からはトイレの整備を求める声があることから、トイレトレーラーを設置できないか考えを伺う。 |
| 2. 高齢者の事故防止対策について | 1. 本年5月より高齢者の免許更新制度が一部変更され、運転技能検査やサポカー限定免許が導入された。事故防止対策としてサポカー購入助成や普及促進への考えを伺う。 |
| | 2. 本町では免許証の自主返納者に運転経歴証明書交付手数料の負担や、田田の入浴券や観光協会の味だよりが贈呈されている。バスやタクシーの利用券を交付し移動支援するべきと考えるが所見を伺う。 |

3. こども施策について

1. 本年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日公布される。その基本理念と町の対応について伺う。

2. こどもの意見を表明する機会の確保や、意見の尊重が示されている。本町において子どもたちの意見を聞いたり考えを把握するために行っている取り組みについて伺う。また、一部の学校運営協議会では児童との意見交換が行われているが、効果について所見を伺う。

令和4年第6回三川町議会定例会において通告に従い質問いたします。

かわまちづくり整備事業について。

整備が進み、町民の憩いの場として、また交流人口の増大や賑わいの創出に期待がかかりますが、事業の進捗状況と今後どのように持続可能な運動公園を構築していくのか考えを伺います。

公園は、子どもたちをはじめ、多くの方が利用する場所であるため防犯面・安全面の確保が重要と考えます。利用案内や注意喚起の看板を設置し周知を図るべきと考えますが、安全対策について考えを伺います。

憩いの場所として、衛生面での配慮も必要と考えます。利用者からはトイレの整備を求める声があることから、トイレトレーラーを設置できないか考えを伺います。

高齢者の事故防止対策について。

本年5月より高齢者の免許更新制度が一部変更され、運転技能検査やサポカー限定免許が導入されました。事故防止対策としてサポカー購入助成や普及促進への考えを伺います。

本町では免許証の自主返納者に運転経歴証明書交付手数料の負担や、田田の入浴券や観光協会の味だよりが贈呈されています。バスやタクシーの利用券を交付し移動支援するべきと考えますが所見を伺います。

こども施策について。

本年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日公布されます。その基本理念と町の対応について伺います。

こどもの意見を表明する機会の確保や、意見の尊重が示されています。本町において子どもたちの意見を聞いたり考えを把握するために行っている取り組みについて伺います。また、一部の学校運営協議会では児童との意見交換が行われていますが、効果について所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1のかわまちづくり整備事業について、1点目のパルク赤川の事業の進捗状況と

今後の活用に関するご質問であります。パルク赤川の整備につきましては、国の交付金を活用した事業は本年度の通路及び駐車場の整備をもって完了し、来年度は、現在供用している交流エリアや親水広場に加えて、養生中のクレイグラウンドやターフグラウンド等の供用を予定しているところであります。

この施設は、個人やグループ、団体など多くの方々からスポーツやレクリエーションなど多面的に活用していただくものであり、町民はもとより町外の方々にも利用していただけるよう、広報や町ホームページ等において周知するとともに、各種イベントの会場としての活用についても、情報発信してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の防犯面や安全面の確保に関するご質問であります。当該施設を安全に安心して利用いただくことが、この施設整備において最も重要なことであることから、施設・設備の安全とともに、ルールやマナーを徹底する看板の設置等に取り組んでまいります。

次に、3点目のトイレレーラーの整備に関するご質問であります。パルク赤川のトイレについては、施設の大部分が河川敷内にあることから、増水時の退避に対応した移動式トイレをせせらぎ水路周辺と休憩広場の駐車場に設置しているところであります。来年度はクレイグラウンド等の供用により施設の供用面積が拡大することから、利用者の利便性を考慮し1基追加することとしております。なお、追加するトイレについては、公道は走行できないもののトイレレーラーと同様に移動機能を有し、かつコスト的にも有利な移動式トイレの設置を検討しているところであります。

質問事項2の高齢者の事故防止対策について、1点目のサポカー助成等に関するご質問であります。本年5月に、改正道路交通法が施行され、高齢者の事故防止対策の一環として、運転技能検定やサポカー限定免許の制度が導入されたところであります。その内容は、75歳以上で一定の違反歴がある場合、免許更新時に運転技能検査を受検し、合格しなければならないこと、また、衝突被害軽減ブレーキなどを備えたサポートカーに限り運転できる「サポカー限定免許」の制度を、免許証の自主返納以外の選択肢として導入したものであり、高齢者の事故防止対策を推進する狙いのもとに改正されたものであります。

本町においては、日常生活上、車を手放すことは難しいものと認識しておりますが、サポカー限定免許の対象となる車は2020年度以降に製造された車種に限られ、安全装置を後付けで設置した車は対象外となっております。このようなことから、高齢者ドライバーの車の買い替えには大きな費用負担も伴うことから、容易に限定免許への切り替えには繋がらないものと考えているところであり、当面は、高齢者の安全運転に関する講習や意識啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の免許証の自主返納者への移動支援に関するご質問であります。高齢の運転免許保有者の増加に伴い、高齢運転者による交通事故が問題視され、運転免許証の自主返納や身分証として使える運転経歴証明書の活用も広がっていると認識しているところであります。そのため、本町でも免許証を自主返納した方をはじめ、高齢者や障害者の方々安心して生活が続けられるよう、デマンドタクシーによる移動支援や高齢者通院等支援サービスの取り組み、また、自主返納の特典として物品配布など本町独自の取り組みを行っているところ

ころであります。

さらに、今年度は移送サービスに関わる関係課において「高齢者等の交通手段や移送サービスに関する情報交換会」を開催し、移送サービスの課題整理や他市町の取り組みについて情報共有を図ったところであります。今後も引き続き、高齢者が地域で安心して暮らしていけるように総合的に検討してまいりたいと考えております。

質問事項3のこども施策について、1点目のこども基本法の理念と町の対応に関するご質問であります。こども基本法第3条に基本理念として、「基本的人権の保障」や「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益優先」など、児童の権利に関する内容やこどもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的な責任を有することなどが定められております。

町の対応といたしまして、人権の保障や差別の禁止については、学校において人権教室等での啓発や学習を行っており、また、養育の困難な家庭にあつては、学校や関係機関等と連携を図りながら、家庭に寄り添い、心身ともに健やかに育成されるよう、それぞれに必要な相談や支援を実施しているところであります。

次に、2点目のこどもの意見表明の機会に関するご質問ですが、こども基本法第11条において、こどもの施策の策定・実施・評価にあたっては、こどもや子育て当事者の意見を聞き、必要な措置を講ずることと定められております。その意見の聴取方法については、内容や目的に応じ、アンケートの実施や審議会等への参加、SNSの活用など、多様な手法を組み合わせながら、各自治体に合った方法で実施していくという方針のもとに、現在、こども家庭庁において検討されており、その結果も参考にしながら、本町に合う方法を検討してまいりたいと考えているところであります。

また、学校運営協議会における児童との意見交換については、東郷小学校と押切小学校において、協議会の場に児童を招き実施したところであり、子ども目線での町への要望やまちづくりに対する率直な意見を聞くことができたとの報告を受けております。このような機会があまりなかったこともあり、児童のみならず参加された大人にとっても有意義であったものと考えるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 縷々、答弁をいただきました。順を追って再質問させていただきます。かわまちづくりについてであります。先程も同僚議員から、パーク赤川への整備について質問がございました。近年、新型コロナウイルスの影響が長期化したことによりましてスポーツ活動の縮小、制限、またレジャーの機会といったものが非常に減少しておりまして、この度、比較的安全に活動できる屋外活動ができる運動施設が整備されたということで、町民の方々からの関心が大きくなっていると思います。

私も賑わいの創出、また、交流人口の拡大という面で非常に大きく期待するところあります。先程の答弁にもありました今年度の整備によりまして現在養生中ということでありましたけれども、多様な利用を想定したターフグラウンド、また、多目的広場としてのクレイ

グラウンドが完成しまして、通路の舗装などを行われ、周辺整備が進められているということでありました。付帯設備の整備を除けば、田田大橋からおぼこ大橋まで連なる約4 kmに及ぶ公園整備がほぼ完了したものと考えております。今後の周辺整備の計画についてお伺いしますけれども、やはり利用者の方がまた行きたくなるというような利用者目線での施設整備が必要と考えます。

当初の整備構想におきましては、付帯施設として遊具や管理施設、トイレ、また東屋、さらには動物ふれあい広場といったものが計画にあったかと思えますけれども、今後どのような施設整備を計画されておるか、また、当初計画から変更となるものはあるのかどうか、今後の計画と方針についてお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川を含むかわまちづくりの計画でございます。パルク赤川につきましては、先程議員おっしゃられたとおり、本年度をもって交付金を活用した整備は完了するというところでなっております。

このかわまちづくりにおきまして、整備したものとしましてパルク赤川河川緑地に加えまして、赤川の堤防沿いに植栽しました桜つつみ、それから堤防に下りやすくする坂路、通路部分の整備、それに加えて国の方から整備していただいた低水坂路、それから親水護岸、水辺に親しむ施設物の方を整備してまいったところでございます。この整備につきましては、来年度以降、供用開始をして活用を図っていくということで考えておるところでございます。その内容につきましては、個人、グループ団体等の多くの方々から多方面、多様な使い方で楽しんでいただきたいということで考えているところでございます。

今後の施設の整備ということでございますけれども、先程町長答弁にもございましたとおり、パルク赤川におきましてはより使いやすく、また安全に活用するという部分で説明看板等を設置することにしておりまして、より安全性を高めることを考えているところでございます。

またパルク赤川の供用開始の面積が拡大するということもありまして、トイレにつきましては、現在も2基設置しているところでございますけれども、それに加えて1基増設を考えているところであります。この1基増設する部分につきましては、河川が増水した場合、退避する必要があるということで現在と同じような形式の移動式のトイレを考えているところでございます。なお、現在置いているトイレにつきましては、汲み取り式のトイレとなっておるところでございますけれども、導入からかなり時間が経っているということで、もう少し機能向上したようなトイレになろうかということで、現在機種選定等々を考えているところでございます。

また、かわまちづくり計画で様々なことを考えておったところでございます。先程議員がおっしゃられました東屋ですとか、様々な整備を計画当初は考えておったところでございますけれども、現時点では今整備をしている部分で、まず一定の完成を見るということで、トイレ以外については大きなものは現在のところ考えていないところでございます。今後はよりでき上がった施設を効果的に活用、利用していくかということに重点を置くという形に

なっていこうかと思っているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 様々説明をいただきました。トイレの件もありましたが、少し置いておきまして、周辺施設の整備ということでお伺いいたします。やはり非常に重要な問題でありまして、いくら立派なグラウンドが整備されても周辺設備が整わなければ、やはり人は訪れないのではないのでしょうか。そういった面で先程も利用者目線に立った整備が必要なのではないかというようなことを意見させていただいたわけでありまして、やはりトイレに限らず、日陰となる東屋の整備、また、当初計画には様々な付帯設備があったわけでありまして、そういった整備はもう行わないんだというような答弁でありました。何か理由等あるのかどうか。今の現状で満足してしまうという環境についてどのようにお考えか改めてお伺いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 施設の整備についてでありますけれども、現時点で予定しておりますこの施設でまず一定の全体的な利用については、ある程度目的が達成できるのかなということで、現在の部分、この整備で一定の完了を見るということで考えているところでございます。まず現時点で整備した施設につきまして、皆さまから大いに活用していただいて、よりその有効性、活用の状況等を見ながら、将来的にどのようなことが必要なのか考えるときがあるのかなということでは考えておるところでありまして、現時点では新たな施設追加ということでは動いていないところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 公園の考え方というものを確認させていただきました。あそこは多くの人を訪れるにぎわいのある公園にさせていただきたいと思っております。そのためにも先程もありましたオープニングイベント等の企画に対して、考えをお伺いしたいのですけれども、やはりグラウンド、今年整備されました2面のグラウンドが来年供用開始になる、さらに今答弁にありましたように、これ以上の整備は今計画していないということであれば、やはり完成したというようなことであろうかと思えます。グラウンドオープンということで、オープニングイベント、またグラウンドを利用した各種のアクティビティの紹介、あのグラウンドを使うとどんなことができるのか、実際体験してみる。また川に親しむということから、ボートやカヌー、またジェットスキー等を用いて川に関心を持っていただくような催しをしてはいかがかと思えます。

また、さらに先程も庁内横断的な取り組みをしてはいかがかというようなお話がありました。私も建設環境課だけでは企画、運営までは難しいものかなと思えます。具体的な例を申し上げれば、小中学生による芋煮会、またレクリエーションの場として、また日ごろ勤めに出ている会社員にとっても趣味の時間、趣味の場として気分転換を図れるようなグラウンドに、また、高齢者にとっては健康維持のための体操の場としてあいった緑のグラウンドの脇を利用して多目的に活用できる場ができたのかなと喜んでおったわけでありまして、そういった取り組みについて、また先程のグラウンドオープン等の企画について考えをお伺い

したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） オープニングのイベント等ということでございました。こちらにつきましては、先程来、別の質問でもお答えしているところではございますが、現時点で具体的にこのような内容のものというのは考えておらなかったところでありますけれども、今後、役場横断的な取り組みとして考える必要はあるのかなということで受けとめておりまして、どのようなことができるのか、どのような内容にするのか、その辺も含めて考えることにいたしたいと思っております。

また、小中学校、それから団体の芋煮会等の活用という部分ではありますけれども、こちらの方につきましては、町の方で担当課の方といたしましても、より多くの人から利用していただきたいという思いはありまして、各種団体等へどのような形でアプローチ、紹介ができるのか、その周知の仕方について、今後考えてまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 小中学生時代の芋煮会といったものは、長く記憶に残るものでありまして、やはり郷土愛、懐かしさを感じながら、昔話のようにこんなことしたなというような思い出話にもなるし、高齢者にとりましては近くで子どもたちが遊ぶ姿を見るだけでも、またその歓声を聞くだけでも元気になるといった声もありますので、幅広い年代の方から訪れていただけるような企画、計画等利用促進をとっていただければと思うところであります。

安全管理の面についてお伺いします。先程も答弁によりまして、看板等を設置してルール等の周知を行うんだということでありました。現在、何もない状況の中で訪れている利用している方もおるわけでありまして、私もホームページを拝見いたしますと様々なルールが示されておりました。やはりルールを知った中で管理者が近くにいないということもありながらですので、やはりルールの周知といったものは早めに行うべきかと思っておりますし、ホームページ等のQRコードをつけてスマートフォンで確認するといったこともあろうかと思っております。

また、管理者がいないということで、様々な犯罪等も考えられるかと思っております。防犯カメラ等の設置、また近所で働く方の監視の目、また通行する方からの情報等いただきながら、町が責任を持って安全を確保する姿勢が必要なのではないかと思いますけれども、その辺注意書きを見ますと管理者がいないので、夜の使用はしないでくださいと。また事故は使用者の責任というようなことも明記してあったかと思っておりますけれども、そういった考え、町の責任としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川の利用者の安全確保という部分でございます。議員おっしゃられるとおり、パルク赤川については夜間照明等がない、それから増水の危険性もあるということで使用しないでいただきたいということで、周知をしているところでございます。その取り扱いについてはやはり町の方といたしましても夜間誰の目にも触れないところでの事故というものは大変だということで、これからも夜間の使用はしないでいただ

きたいという、その取り扱いを変えるという考えはないところであります。

また、防犯カメラ等の設置ということでもありますけれども、このパルク赤川につきましては、田田大橋それから周辺の道路からかなり見通しの良い場所ということで、何かトラブル等があれば通行する方々からすぐ見ていただけるような場所にあるということで、現在のところ、そのカメラ的なもの、町の方として設置する予定はないところであります。また、国土交通省の方で河川の管理用のカメラというものが設置してあるところであります。こちらの方につきましては、河川の増水等それから橋梁等の状況を見るという意味合いでのカメラではございますけれども、一部パルク赤川の状況が分かるようなアングルで設置しているところがありますので、そちらの方も活用しながらパルク赤川の状況等適宜確認をして、安全確保に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 河川監視用のカメラもあるというようなことでございました。防犯カメラの設置は、設置してあるだけで不審者や犯罪者への威嚇また抑止効果があると。また、防犯カメラが設置してあることを示す看板だけでも、様々不法投棄や落書きの防止といったものには効果が認められているというようなことでもありますので、公園内での事故また事件の防止に努めていただきまして、子どもや高齢者の憩いの場となるように、町の責任において安全を確保していただきたいと思っております。

もう1点トイレの件でございます。トイレの整備については、これまでも複数の議員から声が届けられておったかと思っております。また、このたびグラウンドが整備されたことによって1基追加する予定なんだというようなことでございました。利用者が求めるトイレの形に適したものが私提案させていただきましたトレーラートイレでありましたけれども、様々牽引と経費等の問題があつて、設置は困難であるというような答弁でありました。ぜひ参考にしていただきたいわけでもありますけれども、本来は災害用のトイレでありまして、移動式のトイレまた水のタンクと汚水タンクを設置しておりまして、移動するとすぐに水洗トイレとして利用できる。また、4室完備されているということから、男性用、女性用と分かれて使用することもできるということで、本当に利用者が望む声を形にしたものがこういった形のトイレでありますので、ぜひ今後検討いただけますようによろしくお願いいたしますと思っております。

また公園のトイレの水洗化、また、洋式化についてのお考えをお伺いしたいわけでもありますけれども、これもこれまで同僚議員からの要望があつたかと思っております。様々住宅環境等変化してまいりまして、一般住宅においても洋式化が進んでおりますし、公共施設、また、学校においても洋式のトイレが普及しております。洋式のトイレでないという用を足せないという子どもも出てきている中で、公園における洋式トイレの設置について、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） トイレの洋式化それから水洗化ということでございました。先程もご説明しました来年度導入を考えているというトイレでございますが、こちらの方につきましては汲み取り式ではあるんですけれども、簡易水洗ということで、水で汚物を

流して下のタンクに溜めるという形状のものを考えておるところであります。また、議員おっしゃられるとおり、近年、洋式のトイレでないと対応できない人がいるという声もありますので、洋式のタイプのものを現在導入できないかということで考えているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 洋式のトイレを検討していただいているということで、設置の際は便利に使うことができるようになるものかと思います。洋式トイレ、また、多目的なトイレを望む声もあるわけでありまして、小さな子どもからお年寄りまで幅広い年代の方が安心して使えるように、防犯対策と併せて公園トイレを明るく清潔にして快適に使用していただけるよう整備を進めていただきたいと思います。

コロナ禍において子どもたちが元気に外遊びできるように、また働く方が休日に気分転換できるように、または高齢者の方が健康維持をできるよう快適に利用していただくことで、幅広い年代の方が心と体を癒す場となるように、また河川敷ということで様々な制限があるかと思いますが、環境資源を有効に生かした公園となるように、末永く親しみのある公園として町の活性化に繋げていただきたいと思いますところでもあります。

次の高齢者の事故防止対策ということでお伺いいたします。本年5月に免許制度一部変更になりまして、一定の違反を犯した方は実地講習、また、合格しないと免許更新できないという厳しいものになっております。これも、やはり高齢者の事故が増加していることからということになるかと思いますが、そういったことを原因に、国と自動車メーカーでもサポートカーといったものを開発されておりました。このサポートカーの効果について、またその普及についてどのようにお考えか少し考えをお伺いしたいわけでありまして、2019年に東京池袋で起きました高齢者による死亡事故、また先月も福島市におきまして同様のアクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故が発生しております。高齢者の事故が増加しているように感じられるんですが、実際は件数的には減少傾向にあるんだということでありました。近年のこういった安全装置の効果もあろうかと思いますが、実際は若年者のスピード違反等による事故の方が多い。

ただ、近年は高齢者によるそういった痛ましい事故が増えているので、対策が必要とされているわけでありまして、内閣府が公表しました令和3年の高齢社会白書によりますと75歳から79歳の二人に一人が、また、80歳以上では4人に1人が外出する手段は自分で運転する自動車、また80歳以上の免許保有者の6割がほとんど毎日運転し、日常生活に欠かせない足だと報告されているところでもあります。

高齢者による事故は減少しているものの、65歳以上の高齢ドライバーが第一人者となる割合は増加傾向にあり、高齢運転者ほど重大事故を起こしやすいといった傾向が続いております。県内でも65歳以上の方のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故は本年20件起きているということで、昨年度から8件ほど増えているというようなデータがございました。

高齢者ドライバーの事故防止に向けて、安全運転サポート車が開発されまして、その効果は高齢者事故の60%を防ぐことができると言われております。国でも、普及促進のために

サポーター補助金あったわけでありましたけれども、昨年の11月に予算を使い切ったということで終了しているといった状況にあるということでありました。この安全運転サポーターについてどのような効果を感じておられるか、また本町においてその普及についてどのように感じているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） サポーターの効果については先程のご質問にありましており、衝突被害の軽減ブレーキ等ということで、一定の効果はあろうかと思えます。ただ、それがすべてではなくて、事故防止の減少には繋がってはいるかとは思いますが、やはりそういう車でない車を実際には運転されている方が多いのではないかとこのところも容易に判断できるものであります。

ただ、サポーターの効果という話になりますと、ただいまありましておりその運転自体の安全性を高めるというところは当然あるわけですが、先程町長の答弁にありましており、運転をする方がやはり不安に思った場合、免許を返納すべきか、それとも続けて車を運転されるかという判断になったときに、そのサポーターがあることによって、一定の選択肢としてまた車を運転し続けるというところでは、やはりその効果といえますか、そういう車があると、そういう車だったら少し安心してご自身も運転できるということでの効果もあるものということでは捉えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 実際、高齢者の方も、そういった高齢者による重大事故の報道を聞くたびに、やはり自分の運転にも不安を感じるというような声も多く聞かれます。町長の答弁にもありましており、サポカー限定免許といったものが登場したわけではありますけれども、やはり後付けの安全装置では運転できないと。そこでではあります、その後付けの踏み間違い防止装置といったものの装着への補助等支援を行って未然に事故を防ぐといった取り組みはできないかどうか。

実は3年前にも私同様の質問をさせていただいております。第4次総合計画にも、そういったサポカーの普及促進といったものが謳ってあるわけでありまして、昨年11月に国のサポカー補助金がなくなって以降、町の対応といったものは少し注視しておったわけではあります、今後そういった意味では計画に沿った支援等どのように行っていくか。もし計画があればお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問の後付けのサポカーと同等の機能を有する車に改善といえますか、改修する場合の支援ということかと思えます。大変申し訳ございませんが、先程ご質問にもございましたが、現在サポカーの限定免許の対象となりますサポカーについては、2020年度以降に製造した車に限定ということで、各メーカーとも力を入れていて、現在百十数種類あるということで聞いております。そういった車がこのサポカー限定免許の対象車ということで、ちょうどその国が補助金を出して1年半ぐらいで予算の関係で打ち切った以降、その後付けでの支援といえますか、その後付けそのものが各メーカーさんで取り組ま

れているのかということについては、申し訳ございません、承知をしていないところであります。

国の方で道路交通法改正の中で2020年度以降にということで限定した時点で、恐らくメーカー側も例えば新車においてオプションで付けるとか、そういう形での新車での対応というのは行われているかとは思いますが、補助がなくなった現在、後付けでの機能を新車に乗せるということが現在行われているかどうかについては少し存じ上げていないので、すみませんが答弁しかねます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 少し私の質問の仕方も不明瞭だった部分があったかと思えます。

実際、現在販売されているすべての車には、安全運転装置の装着が義務づけられておるわけでありまして、その買い換えとなりますと、やはり高齢者になってからの新車の買い換えというものは、費用負担が大きいので、進んでいない現状にあるかと、それは調査済みであるようでありました。サポカー限定免許というものが誕生しているわけでありまして、その場合はサポカーに限った運転ができるということで、後付けのものは運転できないよと。ただサポカー限定免許に移行するのではなく、今の免許を所持したまま少し古い車に後付けで、その安全装置を装着して、その車を運転するといったものは可能であるわけでありまして、国の補助もサポカー補助金といったものも後付けにも対応しておったわけでありまして、昨年の11月に終了しているということで、町独自でそういった後付けの運転支援装置への取り付けの支援は行えないものかということで、いま一度答弁をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 申し訳ございません。私の答弁の仕方が不足といたしますか、足りなかったようであります。私の説明は、今議員が再質問された中で、要は国が補助を出して以降、道路改正を見越して初めからその装置が付けられた車ということで、対象にサポカー免許の対象を限定としたわけです。そこでその前は当然後付けはあったわけですが、そこで国がもうそこでなくした時点で、メーカー自体がもうそれを標準装備ということで、その後付け自体が今行われているのか、メーカー自体で製造して後付けに対応できるような状況になっているのかという部分について、少し存じ上げていないので、もしあればそういった部分をサポカー限定免許ではなく、高齢者自身が高齢になっても安全にといいますか安心して運転できる環境を整えてあげることへの支援ということでは、まずそういう状況がその後付けといいますかそういう部分でもまだなされているとすれば、その後付けに要する費用等を見ながら検討する課題ではあるかとは思いますが。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 少しややこしくなったこともあろうかと思えます。メーカー純正ではなくてですね社外品として現在も製品であるようでございます。また、設置費用も5万円から20万円というような、新車を乗り換えるということから見れば安価に乗り換え、また安全が確保できるのかなと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

また、免許返納者の支援ということでありまして、これも以前から議員から出されてきた

かと思えます。やはり免許を自主返納いたしますと、移動手段の確保といったものが課題になってくるかと思えます。本町では、デマンドタクシーが運行して、そういった方の足として稼働しているわけですが、いかんせんその運行範囲が限られたり、ルートといったものも限られてきている中で、なかなか思うように移動できないといった声もありますし、高齢者が増加している中で、登録者数といったものもあまり増えてこないのかなという認識でおります。

やはり自主返納して運転できなくなって、すぐ直近の移動といったものが一番困るといったことで、時間をかければ様々な移動手段を確立できるといったこともあるんですが、返納してすぐとなると、なかなか足を見つけづらいというような声も聞こえます。そういった面でやはりデマンドタクシーの割引券、また町外にも行けるタクシーのタクシー券、またバスの定期券等購入補助を行うべきと考えますけれども、その辺について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 高齢になっても、障害があっても、今まで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには通院、買い物などが欠かせないと思えます。しかし、高齢者のひとり暮らしが増加しており、気軽に送迎を頼める人が身近にいなかったり、近所にバス路線がなくなってしまって、バス停までの道のりが遠かったりと、外出が不便な方が増加しているという状況は、町の方でも認識しております。

先程町長答弁にもありましたように、今年度、高齢者等の交通手段や移送サービスに関する情報交換会を実施しました。実は今日も2回目を実施しました。その中で、本町の状況として押さえるべきこととしましては、まずデマンドタクシーは議員先程おっしゃったように、町内限定の移送支援であるということ。もう1点で対象者を限定した福祉移送サービスがあるということ。この2点が、まず本町の現在の支援の状況なのかなと思っております。そういった中で移送サービスの課題といたしまして、デマンドタクシーは公共交通機関との走行地域の重複や、福祉サイドで言えばボランティアでの移送では運転中の事故の心配、移送ボランティアの支え手と受け手の関係が成り立つかどうかなどが考えられまして、今のところ検討段階にいるという状況であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） デマンドタクシーの町外運行には課題があるということですが、議員ご存知のことかと思われませんが、地域公共交通を担当する企画調整課としましては、やはりバス路線それから民間のタクシー事業者のネットワーク、デマンドタクシーと併せたネットワークを生かしながら地域の方々に利用していただければというような考え方を持っています。デマンドタクシーの町外運行については、継続検討課題ということで捉えておりますが、合わせてご質問の中にもありましたバス利用の助成とかタクシーの利用助成とか、そういったものについては、今後、財政サイドとの協議の上、検討の一つの手法としては捉えているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 通告を超える範囲で代替交通の件まで答弁いただきまして、誠にありがとうございました。やはり免許を返納してしまいますと、交通の手段といったものが確保できないのが最大の課題になってくるものかと思えます。なかなか返納できない高齢ドライバーが今後増加していくと思われましても、そういった高齢者の事故防止策として、今後どのように取り組んでいかれるか、お伺いできればと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 高齢者の車の運転の際の安全の確保等について、今後であります。先程各所管の課長等が説明しましたとおり、大きく町外運行ということで多くの課題があるところであります。路線バスにいたしましても、非常に本数が少ない中で実際に免許返納された方というのは、一般的にはやはりご高齢の方が多い。

そうした場合に、果たしてご自宅からデマンドで最寄りのバス停からまた町外のバス停まで移動して希望する医療機関に向かうというのは相当の時間もそうですけれども、体力等も必要かと思えます。そうしたところを十分押さえてですね。もし運転できるのであれば、ご高齢であっても、町外の行きたいところ、医療機関、買い物等にも行けるかと思えますから、一番はそういった町内にない医療施設等へ向かう高齢者、今のデマンドですとドア・ツー・ドアの中で行っていますからこれはいいわけですが、これが町外になりますと果たしてやはり鶴岡市、酒田市にしても非常に距離がございますから容易にデマンドをドア・ツー・ドアということのできるかどうか、そういったことも財政的にもそうですけれども、大きな課題になろうかと思えます。

かといって先程申し上げたとおり、路線的にデマンドを走らせても、その方の健康状態、体力もありますが、バス停的なところで下ろしてしまっても本当に意味があるのかということでの使い勝手の話もございますので、そこは十分にどういったサービスを提供することが町民といいですか、免許を返納された方、その方が十分に社会的なまた生活上でも支障なく、この地域で暮らしていけるかについては検討してまいりたいということで考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 答弁の中にもありましたが、免許を返納しても変わらぬ暮らしができるように、高齢者からは先程もありましたドア・ツー・ドアの移動が求められております。町外へも買い物、通院といったものが可能になりますように、デマンドタクシーをはじめ代替交通の確立、また先程のサポートカーへの導入支援等を行っていただきまして、高齢者の事故防止に取り組んでいただきたいと思うところであります。

最後にこども施策についてであります。こども基本法といったものが施行されるということで、先程も町長の答弁にもありました町では先駆けて、そういった保護者の意見、また児童の意見等を反映しているというような取り組みを行っているというようなことでありました。私も本当に教育面にとりましては、学校運営協議会もそうでしたし、国の施策の前に一歩先を行っている部分も多くあるのかなと思うところであります。改めてこのこども基本法を制定される背景といったものにはどういったものがあるか、こういったものが必要に

なっているとお考えかお伺いできればと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） こども基本法の制定に当たってですけれども、その最初の大元になりますが、子どもの権利条約からきているこども基本法の第3条と言われております。この中にありますのが、子どもが生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の四つを基本として制定されたものだということでした。その中で参加する権利が、議員おっしゃるとおり自分の意見を表明することもこの中に含まれるものと解釈しております。

この背景としましては、生きる権利、育つ権利が様々報道があるとおり侵されているのではないかとこの部分もありまして、児童福祉法の改正だとか、そういうのも含めまして、今回のこども基本法の制定になったと捉えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 子どもを取り巻く環境といったものが厳しくなってきたということで、子どもの意見の尊重であったり、権利、また差別の禁止等のための法制定というようなことと理解しているところであります。本町におきまして、学校運営協議会では、二つの小学校で学校の児童との意見交換を行って、学校運営へ意見を反映させているというようなことであろうかと思っております。やはり大変すばらしい取り組みであろうかと思っておりますので、すべての学校でそういった取り組みをするべきではないかと思っておりますけれども、東郷小学校、押切小学校の効果を見ながら、他の学校でも取り組むべきではないかと思うわけでありまして、この件について所見をお伺いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） この度、学校運営協議会におきまして議員おっしゃいましたとおり、この7月に東郷小学校と押切小学校の方で、6年生の児童の代表の方々を集めて、それぞれ意見を伺ったという機会がございました。学校運営協議会の中でのテーマが、今回、子どものスポーツ文化活動の素地をどう育てるかというようなテーマでございました。それに伴いまして、子どもたちが中学校の今地域移行の話も様々ある中で部活動をどう考えているかということテーマに、それぞれ東郷小学校の方でも押切小学校の方でも意見交換をしたというようなことと伺っております。

率直な子どもたちの意見を聞いて、大人が認識している部活動に対する思いと少しやはり異なる部分もあったというように思うところでありまして、例えば文化部の活動がもっと欲しいでありますとか、最近の様々なニューススポーツというのでしょうか、そういったものに取り組みたいとか子どもながらのそれぞれの考え方というのが述べられたというように聞いております。そういったものを参考にしながら、今後部活動についてどのようにしていくかということでの意見交換を行ったという意味では、意義のあったものというように認識しております。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ぜひ他の学校でも同様の取り組みを検討いただければと思うところ

ろでありますし、中学校等におきましては全国的に校則の見直しといったものが行われる中で、ルールメイキング、校則は自分たちで変えていけるんだと、また作っていけるんだというような取り組みも行われているようでありました。やはり、そういった力が今後の子どもたちに必要なことになってくるのかなと。現代社会においての生きていく一つの能力となってくるのかなと思うところであります。

最後にもう1点ですけれども、意見の尊重、また反映させるという意味では、遊佐町におきまして少年議会が開催されております。報道等を見ますと予算をつけて実現するんだというような取り組みも行われているわけでありまして、本町、三川町議会におきましても小学校との議場懇談会、また中学校との議場懇談会を行いまして小中学生からまちづくりに対して大変優れた意見が出されてくるわけでありまして。

町政への反映ということでは、私たち議員の役割ということでもあろうかとは思いますが。けれども、本町でも優れた意見を実現するために予算をつけて実行できるような取り組みはできないものか、お伺いして質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 遊佐町での少年議会の活動は、様々テレビ等でも取り上げられておりましたし、新聞でも拝見をさせていただき、非常に活発に活動されているというように認識をしているところでございます。本町でもそういった子どもたちを対象にした少年議会というものは、今まで開催はしていなかったわけではございますけれども、形的には議員の皆さんとの懇談会などを通しまして、様々な意見交換は同様にできていたのではないかなというように認識をしております。今後予算をつけてというようなお話もございましたけれども、その取り組みにつきましては三川町としてもそうですし、小学校との調整等もございまして、そういった面で様々話を出しながら、今後検討してまいりたいというように思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会とします。

（午後 4時41分）

令和4年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年12月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

2番 志 田 徳 久 議員 (午前中)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
渡部	貴裕	書記	遠渡	蓮	書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 12月8日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

1. 町内における通園バス置き去り事故防止対策について	1. 来年の4月に義務化される通園バスの安全装置設置を巡り国は来年6月までの設置完了を想定しているようだが本町の今後の動向について見解を伺う。 2. 保育現場では、施設独自に安全装置を取り入れる動きもみられるが本町にある保育施設の状況を伺う。
2. いろり火の里にある「わんぱく広場」の遊具の拡張や安全管理対策について	1. 休日の晴れ間には多くの幼児が遊んでいる状況を目にし、「いろり火の里」の賑わいにも一役買っている遊具だが、利用する保護者から施設の増築や新しい遊具を期待する声が上がっている。今後の施設整備と安全管理対策について見解を伺う。
3. 三川町子育て支援センター利用状況と今後の動向について	1. 本町はもとより、他市町村からの利用も多い施設だが、光熱費など高騰している昨今、従来通り無料のまま運営するのか見解を伺う。 2. 学童保育には多くの利用が見受けられるが、利用状況と、児童発達障害者の受け入れ体制について見解を伺う。

令和4年第6回三川町議会定例会において一般質問を通告に従い行います。

1、町内における通園バス置き去り事故防止対策について。

（1）来年の4月に義務化される通園バスの安全装置設置を巡り国は来年6月までの設置完了を想定しているようだが本町の今後の動向について見解を伺います。

（2）保育現場では、施設独自に安全装置を取り入れる動きも見受けられるが本町にある保育施設の状況を伺います。

2、いろり火の里にある「わんぱく広場」の遊具の拡張や安全管理対策について。

（1）休日の晴れ間には多くの幼児が遊んでいる状況を目にし、「いろり火の里」の賑わいにも一役買っている遊具だが、利用する保護者から施設の増築や新しい遊具を期待する声が上がっています。今後の施設整備と安全管理対策について見解を伺います。

3、三川町子育て支援センター利用状況と今後の動向について。

(1) 本町はもとより、他市町村からの利用も多い施設だが、光熱費など高騰している昨今、従来通り無料のままで運営するのを見解を伺います。

(2) 学童保育には多くの利用が見受けられるが、利用状況と、児童発達障害者の受け入れ体制について見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の通園バスに関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。本町には現在、公立のみかわ保育園・幼稚園、私立のいのこ保育園、三川りっしょうこども園の3園の保育施設がありますが、通園バスの運行を行っている保育施設は、みかわ保育園・幼稚園のみであります。この通園バスの安全装置については、国から年内に公表される予定の「置き去り防止を支援する安全装置の使用に関するガイドライン」に沿って設置したいと考えているところであり、その安全装置が設置されるまでの間は、現在も行っているバス添乗員による園児の確認とともに、保育園・幼稚園における保育者間での登園状況の確認、登園時間までの登園、欠席の連絡もない場合の保護者への連絡を実施して、欠席者の情報共有を図り安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

質問事項2のいろり火の里「わんぱく広場」の遊具に関するご質問であります。道の駅」機能を有するいろり火の里を幅広い世代が集う場所にする目的から、子ども向けの遊具を設置しているものであります。建設当初は遊具の数も少なかったところではありますが、随時、遊具の更新とともに新たに追加整備してきたことから、現在は大型遊具4基となり、特に近年は多くのお子様連れの方々に利用していただいているところでもあります。また、遊具の安全管理につきましては、施設管理者であります「みかわ振興公社」職員の目視による日常点検と、専門業者による定期点検を実施しながら安全対策を行っているところであり、今後も引き続き、遊具の整備と適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

質問事項3の子育て支援センターについて、1点目の利用料に関するご質問であります。まず子育て支援センターの利用については、昨年度はコロナ禍での休館があったものの、町内外の子育て家庭等から1万7,000人を超える方が利用している状況にあります。このセンターにおいても、光熱水費などが高騰している状況にあり、施設の維持費も高くなっているところではありますが、子育て家庭を支えるための拠点施設であり、近隣市町においても利用料を無料にしていることから、何度でも気軽に利用できるよう現時点ではこれまで同様に無料で運営してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2点目の学童保育の利用状況と発達障害者の受け入れに関するご質問であります。学童保育所は就労等で日中留守になる家庭の児童を預かる場所で、今年度の利用登録者は119名であります。そのうち、7名が小学校特別支援学級の在籍者となっております。そのような児童の受け入れについては、学校のように個別での対応が難しい状況にあることから、その児童の状況に応じて、学童保育所ではなく、放課後等デイサービスを利用している

場合もあります。今後とも、保護者や事業主体である庄内アソビプロジェクトとの話し合いにより、その児童にあった施設の選択とともに、学童保育所で受け入れする場合の障害の状況等、職員体制と併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） サッカーワールドカップでは、日本の活躍に大いに期待し、勝利の喜びを味わい、ともに涙を流し、また昨夜のCM大賞では当三川町が出ていないことを大変残念に思いました。

それでは、本題に入らせていただきます。まず初めに通園バス置き去り事故防止対策についてこれから再質問させていただきます。昨年の7月、福岡県中間市双葉保育園で5歳の園児が送迎バスに置き去りにされ熱中症で死亡した案件で、園児の降車の際には引率することは当然果たすべき基本的な注意義務であり、怠った過失は重いとして有罪判決が言い渡され、今年の9月にも静岡県牧之原市で認定こども園の園児が取り残され熱中症で死亡。また、11月2日には岩手県一関市で小学校に通う1年生の児童が下校時スクールバス車内に置き去りになり、男児は自ら運転席のクラクションを鳴らし運転手に気付かせたなど、運転手や補助員などがしっかり確認し、点検を怠らずにいたらと思うと、灼熱の車内に閉じ込められた心細さや絶望感を思うと、あまりにも悲しすぎる事件でありました。

11月9日の山形新聞にも記載されていましたが、県内の通園バス安全装置の設置見通しについて、寒河江市、西川町に関しては本年度中の意向、三川町に関しては未定の記事がありました。町長答弁で置き去り防止を支援する安全装置の使用に関するガイドラインに沿って設置したいと答弁がありましたが、保護者から不安視する声も寄せられています。計画的段階でも状況を説明してはいかがでしょうか見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 町長の答弁にもありましたとおり、ガイドラインが本年の12月中には出される見通しであるということが示されております。そのガイドラインに沿ったものだけが補助対象となる、安全装置になる、それが安全基準を満たすということでの装置であると考えていることから、その基準に合うものを選びたいと考えております。ですので、間に合えば3月補正もしくは来年度早々に設置できるような方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 今の答弁で3月の補正に上げていくといったような話もありました。しかしながら、私がやはり日ごろ思っているのは、いかに情報を早く敏速に伝えるかといった部分で、三川町には当然広報、そして今はインターネットで三川町の情報も多く発信されている。そういったSNSを使った道具もございませう。決まってからといった部分では、確かにごもっともなご意見だと思いますが、やはり今後の対応をしていくとはっきりと言った明記をするのも、私は一つの説明かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 安全措置につきましては付ける方向ではおりますけれども、まだ決まっていない部分が多々あります。それを公表していくというのは、後からまた違うものが出てきた場合等も想定されますので、それが決まるまでの間は添乗員もおります。そちらの方からの見守りを徹底していただいて取り残すことのないようにしてまいるのが大事ではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） そういった部分も当然国からのガイドラインが12月中には公表できるので、当然今日は12月8日、間もなく見えてくると思いますので、ぜひそういった部分に関しましては敏速に情報等の発信もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、保育現場の安全対策に関しまして、9月の決算審査でも関連の質問をしたのですが、三川町の保育施設では幼児の確認、保護者への連絡体制が整い、アナログ的な部分ではありますが、保護者からは大変好評を得ているようでした。しかしながら、今後、万一に備えて園児のクラクションを鳴らす訓練とか、また学童では入退する際にICカードで児童が入るとき、また退出するときに登録している携帯の親元に写真、動画が送られたり、また私立の三川りっしょうこども園、いのこ保育園では、ICカードで健康管理もできるような体制が整っておりました。その他に、そういったデジタル化されている事例があれば、教えていただきたいと思っておりますし、今後、みかわ保育園・幼稚園等のデジタル化に向けた計画があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 1点目のクラクションを鳴らす訓練ではありますけれども、バス自体が園に置いてあるバスではないこともありまして、現在のところクラクションを鳴らす訓練を行う予定はしていないところでございます。あと、ICTの関係ですけれども、議員おっしゃられたとおり学童保育所につきましては、登降園の管理システムにおきまして登録している家庭のみだということで、全家庭が登録しているわけではないそうなんですけれども、登園した段階でICカードをかざすと子どもが来たということで保護者の方に通知が行くようなシステムになっているようでございます。そのシステムにつきまして、年間1件か2件ぐらい「うちの子まだ登園してないんですか」というような問い合わせがあるような状況にあるということでございました。

あと民間の保育園につきましても、同じような登降園管理システムを導入しております。ただ、それはバスではなくて、保護者が一緒に登園した際に登園でカードを読み込む、帰る際にはそのカードを読み込むということで、現在運用を行っているところでございます。みかわ保育園幼稚園につきましては、バスにつきましてはバスの乗降車で園児の確認を行っております。あと保護者の送迎につきましては早朝、延長を使っている子どもにつきましては、ICカードの導入までは至っていなくてタイムカードによりまして登園した時刻、降園した時刻を管理している状況でございます。

ただ、現在ICT補助金というものも国の方で、公立にも出すような動きもあるようでござ

います。今現在、登降園管理システムをみかわ保育園・幼稚園の方にも入れられないかということで、保育現場と検討している段階でございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 最初の質問の部分でクラクションを鳴らす訓練は行わないのかといった質問の中で、答弁としましては幼稚園の方には車は置いていないためそういった訓練をしていないといったような説明がありました。果たして、私の感覚とは少し違うんですけども、そういった事件といいますのは、いつの時点で発覚するのか確認できるのかといった部分の中で考えますと、今回の岩手県の事件を見ますと、車を置いてから離れた際にクラクションを鳴らして運転手が気付いたといったような記事が載っておりました。そうすると、幼稚園にバスの置いていないという想定の中でも、私は例えばそういったバスが三川町に関してはバス置き場、少し離れた施設になるわけですがけれども、やはりそういった万が一に備えた訓練は私は必要かと思えますけれども、車庫まで気付かないといった想定までは要らないのかもしれないですけども、そういった部分に関して必要ないのか、私が確認しているところによりますと、確かに運転手と補助員がいてバスから降りる際そして乗る際に確認し、周りの車の状況等も確認しながら送迎されているようであり、また保護者からも大変安心していらっしゃるような話も聞いております。

しかしながら、そういった事件というのは頻繁に起こるものでもございませぬし、ちょっとした心の油断、また運転手、補助員の年齢にもよるかとは思いますが、うっかりミスといった部分をどうしても避けてもらいたいといった観点から、私はそういった訓練の必要性も感じるのですけれども、いま一度、そういった部分に関しましてはいらぬのかお聞かせ願いたいと思います。

また、デジタル化に向けまして取り組みに関しましてはそういった補助金もあるといった部分で、今後検討していくといったような話でした。今使っているタイムカードがIC的な部分に入るのか、たぶんアナログ的な装置かとは思っておりますが、やはり先程話をしました学童に関しましては画像が送られてくると。親が一人、例えば両親が登録していた場合は両親に届くそうですし、また携帯を持っていない方には少し不便ですけども、そういった機能がついている携帯に関しましては、やはり登校の様子、そして帰るときの様子等も見ることができ、話を聞いてみますとマスクがずれ下がっていたとか、マスクの紐が切れていたとか、あとは行くときは帽子をかぶって行ったのに帰りは帽子をかぶっていないとか、そういった細かい部分もチェックもできて大変ありがたいといったような話を受けました。

三川りっしょう子ども園、そしていのこ保育園に関しましては確認をしますと、バスは今後とも利用するつもりはないといったような説明のもと、保護者からの送迎をしてもらうのが基本ですといったような話を受けました。園中の装置を確認してみますと皆さん手慣れたもので、高年齢の方も画面に向かい操作している姿に私も少し驚いて、習うより慣れろといった部分で、どんな感じですかと利用状況を確認しますと「大変便利で俺方もまだまだできるものだ」といった答弁もいただきましたし、健康管理体制のチェックもできるといった部分で画像等は送られてきていないといったような話もありましたが、やはりそういった部分で

いくらかでも安心できる材料を保護者のもとに送るのが、私は行政の務めかと思えますけれども、その辺に関しまして再度見解を伺いたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 最初にバスのクラクションの関係ですけれども、こちらの方につきましては、先程申し上げたとおり、今すぐ訓練をする予定はしておりません。それよりも安全確認を徹底することが先だと思っております。国の方から安全装置が付くまでのチェックリストも示されております。そちらの方も使いながら、今後より安全に登降園の状況を確認していきたいと考えているところでございます。

あと、学童保育所の登降園管理システムですけれども、帰りにつきましては保護者と一緒に戻ることから、登園・登所のみ確認になっているかと思えます。それも全員が登録しているわけではないということで、一部の保護者のみはその機能を使っているという現状にあるということでございました。

あと民間の保育園につきましては、やはり保育園への登園、降園、保護者と一緒でございます。なので、途中で置き去りにされるということはないかと思えます。ただ、痛ましい事故で保護者が車から降ろしたと想定していたら、車に乗っていたというような事件もありましたので、そのようなことがないようにシステムはありましても、登園、欠席の状況はそれぞれの園で徹底していただけるように指示指導してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私が言いたいことは十分伝わったと思えますので、行政でできる範囲で対応してもらいたいと思っております。特に三川町に関しましては、専用のそういった送迎バスではないことは私も承知しておりますし、財政的にも大変厳しい、また、運転手等に関してもお願いして何とか人を集めているといったような状況も確認されております。しかしながら、そういった多忙の中でなかなか運転手も人間でございますので、時間に遅れてしまうとか、慌てているとか、そういった部分に関しても十分気を付けてもらいたいと思っておりますが、特に当町内会の老人クラブといいましょうか、そういった高齢者の皆さんがよくバスの方も利用されているようです。話を聞いてみますと、「たまに時間に遅れてしまったっけのー」とか、そういった話も少し聞いたこともございますし、その辺に関して気の緩みがないように、しっかり今後とも対応の方をお願いしたいと思います。

続きまして、わんぱく広場の遊具に関しまして質問させていただきます。町の交流人口増加の拠点である道の駅のわんぱく広場には先程答弁があったとおり、現在四つの大型の遊具が設置されていますが、平成27年に創立90周年を迎えた鶴岡信用金庫から記念として贈られ、平成28年、29年、令和2年と遊具が設置され、現在に至っているわけですが、現代社会においては遊具も進化し、ただ遊ぶ遊具から頭を使う遊具、最先端の持続可能な遊具へと利用者ニーズも変化していると聞いております。町長答弁では、遊具の適切な維持管理と整備に努めるとありましたが、計画的な遊具の増築は考えていないのか、いま一度見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） わんぱく広場の遊具に関しましては、これまで町の財政状況を鑑みながら整備を進めてきたところでありまして、今後もその方針は変わらないところでありまして、具体的な整備計画というのは、現時点では持ち合わせておりません。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 現時点では考えていないと、私はゼロではないと信じています。やはり当初、最初の発端が先程言ったとおり、創立90周年を迎えた鶴岡信用金庫から記念品としていただいたこと。私はやはりそういった部分の三川町の財源がかなり厳しいことも存じておりますけれども、三川町にはそういった企業の皆さん、そして心からのプレゼントをしてくれる企業も私はあるかと思えます。そういった部分で、やはり声かけ等も行っただけではいかかでしょうか。当然独自でそういった施設を設けられれば大変ありがたいとは思いますが、その辺今後とも検討材料にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長答弁では、遊具の適切な維持管理と整備に努めるとありましたが、計画的な遊具の増築を考えていない話もありました。しかしながら、庄内の中心的位置条件にある三川町、そして子育てに特化した三川町の新しい顔として、野外遊具の増築はぜひとも今後の計画に盛り込んでもらいたいと私は考えておりました。利用者から意見を聞いてみますと、一番多いのが「道の駅にこのような子どもを遊ばせる施設があると大変助かる。長時間車で移動していると、子どもが飽きてしまって困っていた」。これに関しましては京都ナンバーの方、また他にも県外ナンバーの方が多く利用しているようでした。私はそういった部分で道の駅にある遊具としては、やはり絶対必要条件の一つかなと感じておりました。

また、町長答弁でみかわ振興公社職員の目視による日常点検と専門業者による定期点検とありましたが、私も数回確認し、率直に感想を言いますと滑り台の登り口はくぼみができ、この時期だから仕方ないのかもしれないのですが、雨水もたまっている状態で、親が子どもを抱っこしながら滑り台に乗せている状況でした。また、泥足で登って行き滑走路部分が汚れ、衣服が汚れている子どもなど野外施設だからこそ仕方ないと言えれば仕方ないのですが、野外だからこそ維持管理に気をつけてもらいたいと私は考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 遊具の日常的な維持管理のご質問でしたけれども、子どもたちが使用中に怪我をしないような安全面の管理というのは重要であり、そこは徹底して行っていかなければならないというようには考えております。しかしながら、ただいまご質問がありましたような天候ですとか、そういった部分に関しましてはやはりそのときの状況により違うものであり、逆に言えばそういった自然条件、季節による環境を子どもたちが学ぶ機会でもあるというようには捉えております。ある心理学者の方のコメントによりますと、「何で遊ばせるかというよりは、子どもたちをどう遊ばせるかということを保護者は気をつけた方がいい」というようなこともおっしゃっておりますので、ただいまのご質問のように

あまりにも水が常に溜まり過ぎていて使えないような状況であれば対応をしていきたいと思いますが、それ以外については最低限安全面という部分での対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 安全第一、私もそのとおりだと思っております。こういった施設で事故等があれば、本当に大変な問題になりますし、マスコミ等からも叩かれる部分での一番の問題だと思っております。また、今の答弁でもありました、何でどう遊ぶか、私もそのとおりだと思いました。あるものを工夫しながら、今の答弁でもあったように工夫をするといった部分に関しては大変重要なことですし、例えば簡単に言えば、泥水を避けながら逆から滑り台を登っていくような発想も一つの工夫かなと、私も少し今想像だけで考えてみましたが、先程も言ったとおり私が見た率直な感じだと、つい最近くぼんでいるような状況でもなかったように感じておりました。目視による日常点検を行っているといったような話ありましたけれども、どのくらいの間隔で行っているのか。あと専門業者による定期点検とありましたが、どのくらいの間隔で定期点検を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 安全点検につきましてはみかわ振興公社職員による目視の日常点検につきましては、毎日というわけではありませんが、外に出たついでですとか、いろり火の施設自体を見回る確認のついでに遊具の方も見ていただいているという状況であります。何かあれば遊具の設置自体は町で行っておりますので、町の企画調整課の方に連絡をいただくというような対応をとっているところであります。

専門業者によります定期点検につきましては、何年に一度というようなことは決めておりませんが、遊具が新しいうちは設置直後についてはある程度設置業者が1年間の、瑕疵担保責任の中での点検を行っておりますが、それ以降につきましては随時行うような形で考えております。年数が経ってくればそれなりに短い間隔で業者からの点検を考えているところがあります。先程、小野寺議員が遊具の設置状況についてご説明があったとおり、年数がそろそろ5年を超える遊具も出てきますので、2年に1度、3年に1度というような点検はしなければならぬ時期であるというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 理解はできます。しかしながら、今答弁あった外に出たついでに点検する、目視をする、いささか強引に答弁あったように私は感じておりますけれども、やはり最初から確認をするといったような目的であれば、私はその時間を設けるべきだと思いますし、外に出たついでといえますのはやはり外に出る用事がなければ見ないといったようにも受け取られると私は思っております。たぶん、そういった意味ではないと思っておりますけれども、やはりそういった定期的に目視をする、私は毎日見てくださいとは敢えて言わないでいます。やはり週に1回、最低週に1回でも目視で確認していただければと思っております。以上です。

職員体制に関しましても少ない人数で行っていると私も話に聞いておりますし、やはり職員にあまりにも負担を課するのはいかがなものかと私も感じておりますので、その辺できる範囲といった言葉は使いたくはないんですけども、せめて、そういったついでではなく確認していただければ、今後とも安全安心をモットーに、私も一番肝心の部分だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般質問内容から話が脱線しないように、十二分に気をつけながら質問させていただきますけれども、特にこの時期、藤島では藤島イルミネーション「Hisu 花 de ないと 2022」を11月3日から1月9日まで午後4時半から午後9時半までライトアップしているようですが、三川町でもライトアップされているなどあれば、遊具等に関してですけれども、賑わいの場として一役買うと思うのですが、賑わいの観点から質問させていただきます。遊具に関してといった部分もありますので、質問させていただきます。

三川町では、三川町中高生ボランティアサークル「来夢来人」や青年組織「青友」が今年もサンタクロースの姿で町内の幼児宅を回るイベントが12月23日に行われ、私はサンタイベントを企画した人間として今でも継続されていることを大変うれしく思いますし、できればバージョンアップされていけば、なおさら人気も高まると確信しております。道の駅に輝かしいツリーのシンボルがそびえ立ち、その脇にライトアップされた遊具があり、子どもたちの遊んでいる姿を私は想像すると大変うれしく思いますが、その下で青友がサンタの格好でイベント等も行われても、大変面白いのかなと想像もできます。

町長に答弁を求めたいのですが、子どもたちに夢を、未来を背負う若者たちに希望を与えてはいかがでしょうか。私はいろり火の里構想の中で拠点作り、あそこの場所こそ三川町の顔と言っても過言ではないと思っております。にぎわいづくりができれば、三川町の中心的な位置条件から、ますます三川町の存在感、そしてそういった遊具等の観点から子どもたちが住みたくなる、そして親たちが「あそこの場所はいいの」と目を向けてもらえることが一番大切かと感じております。そういった考えで町長の考えを一度お伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員からは、本町の情報発信、そして交流拠点としての大きな役割を担っているいろり火の里の整備について、みかわトピア創造委員のときからこの町の活性化について自らの行動で様々な事業に取り組んでいただいたということは、私も今までずっと小野寺議員の活動を見て感じており、また本当にそういう面においては敬意を表する次第であります。

全国的にも、様々なこの交流そして観光イベントというような一つの大きな狙いのもとに道の駅、あるいは公園等におけるイルミネーションの取り組みがかなり広がっております。これは全国的にももう SNS 等では花火と同じようなイベントとしての情報発信がなされておりました、非常に観光という部分においても、この集客効果が非常に高いということは理解をいたしているところであります。近年であれば、鶴岡市の藤島地域における Hisu 花、そして今年山形自動車道の寒河江市のサービスエリアにおいても、やはりイルミネーションの

点灯というようなイベントが開催されているようであります。特に全国的にも有名な栃木県、あるいは千葉県等の大規模な観光という一つの一大イベントというところまではいかなくても、県内においても非常に先進的な取り組みということは、やはり大きな効果があろうかなと、このように思うところであります。

このような中において、小野寺議員から提案がありました本町における若い世代の方々の活動の支援という一環のもとにイルミネーション、あるいはレーザー光線等でもそのような観光資源として発信している自治体もあるわけでありまして。そういった部分についてある意味においては非常に良いイベントということは理解ができるところでありますが、これからのこの三川町のいろり火の里の果たす役割ということをお考えたときにおいては、やはり若い方々が本当に協力をしていただけるような活動におけるイベントの開催についての情勢、そして行うからにはやはり継続ということが一番必要だということに思いますので、その点について本町におけるいろり火の里の活性化ということからすれば、施設全体での集客というものを図ることを今までも取り組んでまいりました。

その中で何が必要かということについては、町、あるいはみかわ振興公社等との様々な今後のにぎわい、そして人流、交流というようなことも含めて言うなればアフターコロナということを見据えた今後の町の情報発信の拠点としての役割というものを検討する必要はあるかなというように思いますので、十分小野寺議員の提言というものを受けとめさせていただきたいとこのように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 急に振ったにも関わらずしっかりとした答弁をいただきまして、ありがとうございます。継続は力なり、そういった言葉が頭の中をよぎりました。やはり私が先程言ったとおり、このサントイベントを思いついたのが20代前半のころだと思います。つい最近58歳の誕生日を迎えましたので、あれから三十数年かかって、いまだに継続されているといった部分に関しましては、やはり若者の力といいたいでしょうか、それを必要としている保護者の皆さんもそういった部分でまだ夢を持っていきたいといったような感じを私は感じ取れました。今後ともぜひそういった若者の力になれるような町であってほしいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の子育て支援センターの利用についてお聞きしたいと思ひます。まず初めに三川町子ども・子育て支援法施行規則第13条の規定によると、子育て支援センターといひますのは特定教育の場、保育施設とありますが、内容を調べますと施設の運営等に関わる費用の補助を受けるため、市町村から確認が行われた認定こども園や幼稚園保育所のことを指しているようでしたが、学校なら教育の場であるとした場合、特定教育とはどのような教育を指すのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 今議員おっしゃられました特定教育保育施設につきましては、保育園、幼稚園、認定こども園とあと家庭的保育事業とか、そういう保育業務、未就学児を預かる施設を指している施設でございます。その中には支援センターは施設の範囲

の中には含まれていない現状であります。ただ、特定教育というのは、未就学児に対する教育や保育をするということでの未就学児への学習保育の場ということで捉えているところです。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） なんとなく分かったような分からなかったような感じがしておりますけれども、たぶん教育の場ではないといったような認識でいいのかとは思っております。学校の先生とは違うといった部分で、子どもをまずは預かる、預かるのが基本。私は白黒つける部分でないとは思いますが、子どもがそういったところで当然食事のマナー、おやつ等もあるので食事のマナー、団体行動で過ごせばそういった集団行動の規律性、すべてが私は教育と思っておりますし、やはりそういった体制の認識を私はいま一度指導側に対してもそうですし、子どもに対しても預かっている施設ではないんだよと、すべてが教育に繋がるといった認識のもと、子育て、そういった指導体制に関してもご助言をしていただければ私は思っておりました。

人数が多いので、なかなか目が届かないといったような話も聞いておりますし、話を聞いてみますと、やはり指導者の人数不足もあるように感じておりました。そういった部分で、「教育とは何ぞや」まで話はいつてしまうかもしれないんですけども、私はすべてが教育の一環だと思っておりますので、そういった預かる側に関してもそういった部分で気持ちの中身を持っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

今話したように、現在保育士不足の中で管理体制の整備が進まない、職員同士の情報共有に滞りがあるなど、様々な課題を抱えているようですが、群馬県や島根県の保育施設の中にはICT、ICT といいますのはパソコンやタブレットを活用して園児情報の共有や職員の労働管理などを行うことができる電子システムのことをICT と言いますのでよろしく申し上げますが、ICT で管理している書類を市町村と共有し、ペーパーレス化に役立てるだけでなく、監査に向けて業務の効率化を図る施設の事例が載っておりました。大変良いといったような話が載っておりましたし、今後このような機械も三川町として導入し将来的に必要と考えますけれども、先程の質問の中にも若干触れた部分はあるんですけども、先程は幼稚園に關しましてのデジタル化といった部分はありましたけれども、今回の質問に關しましては町と保育園側が共有できる、そういった部分でのICT 活用で、その辺の考えはあるのか、いま一度見解を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） すみません、今のご質問は支援センターではなくて幼稚園・保育園のこととして受けとめさせていただきました。町との情報共有とペーパーレス化ということでしたけれども、今保育園・幼稚園の方に、主には幼稚園ですけれどもタブレットを使っております。そちらで活動の様子を写真を撮ったり、動画を撮ったりしながら、振り返りの活動に保育園の先生方が利用している状況です。子どもたちも、その活動の状況を自分で見ながら振り返ることができている現状にはございます。ただ、その情報を町と直接情報交換できているかといいますと、そこまでには至っていないのが現状であります。

ただ、公開保育などありまして、その際にはこちらから出向いて指導主事も含めまして、どんな様子で活動しているのかを見学、助言していただいている現状でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） すみませんでした。幼稚園関連の質問の中に入ると思いました。質問の中身、途中ですので最後まで質問させていただきますけれども、タブレットはあるし、幼稚園側でも利用しているといったような状況でした。しかしながら役場との結び付きの中では情報交換をしていないといったような部分はありました。情報交換できないといったような流れなのか、できるんだけども行っていないといった認識なのか、いま一度見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子子育て支援主幹） その動画を町の役場の方に送ってもらうことは可能かとは思いますが、まだそこまでの必要性を認識していないといえますか。まだそこまでは至っていないので、情報共有をしようと思えば、タブレットからメールなり何なりで送ってもらうことは可能かと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。必要性の認識がないといった部分はありましたが、先程言ったとおり、管理体制の整備が進まない部分、そして情報共有ができるといった部分では今後ともますます情報の伝達はスピーディーに行うべきだと思いますので、今後とも一つの課題として捉えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、それでは、もう一度子育て支援センターの話になりますけれども、子育て支援センターにおいては新型コロナウイルス感染拡大により、営業時間の短縮や利用制限などにより、令和2年度より年間利用者数が2万1,464人、令和3年度では1万7,052人と35%減っているものの、多くの利用者が活用しているようですが、利用者地域を見ますと全体の3割が三川町で、三川町以外の利用者が7割を占めているといったような現状がありました。言い換えれば、この施設は無料といったことで、町外の利用者が多く、また利用している部分で好評ではありますが、特に土曜日、日曜日、祭日に関しましては1日時間を短縮して4回のフル稼働で行っているといったような部分も確認できました。なかなか土曜日、日曜日等に関しましては混みいっているといったような状況でありました。

現在、物価の高騰などによりすべてのものが値上がりし、特に電気代もさらに値上がりし、補正予算でも多くの光熱費が負担を占め、三川町においても財政面で大変厳しい状況が避けられませんが、せめて冷暖房分として入館料をいただければいかがでしょうかといったような中身でしたけれども、近隣市町村の状況を見ますと、民間で行っているところでは無料はないように見受けられました。町長答弁では、今後も無料で運営していくといったような答弁でしたけれども、私はやはりこういった部分に関しましては三川町の限られた予算でございますし、先程言ったとおり三川町の利用者が3割、7割が他市町村といった部分から考えますと、どの時点でそういった部分を考えていくのか。確かにいつまでも無料であれば、私は大変ありがたいとは、利用者側から見ればありがたいとは思ひますけれども、いつの時点

で、そういった見直しが必要な時期が来るとは思いますけれども、いま一度その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 子育て支援センターに限らず、町有施設につきましては、町内町外等の区別、その団体の性格等によりまして、無償もしくは有償、冷暖房費を徴しているところでもあります。質問にありましたとおり、昨今の光熱水費、特に電気、また、ガスも急激にその使用料といえますか料金が高騰する中で、今後の施設利用については、やはり役場全体として公共施設の利用については検討していかなければならないというように認識しております。ただ、先程の子育て支援センターに限らず、まず住民の方、町民の方から喜んで使っていただくと、大いに使っていただく、そこで、その施設の目的等が達成されるといえますか本来の目的に沿った形での利用がなされるということでもありますので、非常に難しい。多くの方から利用していただきたいと同時に、その施設の維持管理をどう賄うかというのは本当に大きな課題であると思います。

来年度以降、こうした光熱水費の高騰というのが続いていくものと思われまますので、そこは十分に町有施設全体として、今後の施設利用料の在り方については検討していかなければならないということでは捉えております。ただ繰り返しになりますが、周辺の市町村の動向もやはりきちんと踏まえた上で、バランスをどう図るか、十分に勘案して検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） よろしくお願ひしたいと思います。時間もないので、次の質問をさせていただきますけれども、現在学童保育では学童保育支援事業として1,846万9,500円の決算の支出がありました。利用料金1人当たり月9,000円、利用している人数が登録者数で119人、児童数で言ったら一学校が全員そっくり利用している状況にあり、125名の定員に近づき、来年度に関しましては142名の申請が予想されるといった内容が分かりました。今後、その対応策はあるのかお伺ひしたいと思いますし、現在アソビバキッズみかわとして庄内アソビプロジェクトに委託しているわけですが、管理側の人数の不足はないのか伺ひたいと思います。

また、町長答弁にありましたように7名が小学校特別支援学級の在籍者であり、学童では同じ環境で活動しているわけですが、その辺の問題はないのか、専門の管理者が要らないのか。管理者に確認したらやはり健常児よりは手がかかるなどのご意見が出されました。そういった問題に関しましてお伺ひしますし、また現在軽度の発育障害児の利用は確認できましたが、重度の障害者が今後出た場合、どのような施設があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ただいまのご質問でありますけれども、来年度142名の見込みということですが、受付の段階の人数でございます。今後精査しまして、保育にかけるのかどうなのかを含めまして、これからの検討、入園決定という現状でございますし、今人数が増えたことによりまして、押切小学校のミーティングルームに分室といえます

か第三の支援、今、テオトルの中で二支援体制で保育を行っておりますが、三支援目ということではできないかということで、学校も含めまして検討しているところでございます。それに併せまして、職員もやはり交代しないとならないので、今現在10名おりますけれども、もう2名ほど増やせば何とかなるのではないかとということで管理者とは相談しているところでございます。

あともう一つ、発達障害者というか軽度発達障害児7名を現在受け入れてございます。障害者を3人以上受け入れる場合、別途補助金がございまして。そちらの補助金も含めた形での運営費、補助金、昨年もそうでしたが今年度も支払いしていく、そして保育体制をとっていただく予定としているところでございます。重度の障害者が出た場合ということですがけれども、放課後児童デイサービスという別の障害者支援のための子ども支援、障害児支援のサービスがございまして。そちらの方を小学校が終わってから、迎えに来てもらって、通いまして、帰りは保護者が迎えに行ってしまうという形を使っている児童もおります。そちらにつきましては、福祉サービスの方にはなりますけれども、学童で110名の中で一緒に過ごすのがいいのか、個別に指導していただける鶴岡市、庄内町にある施設がいいのかは、保護者と受け入れる側との相談で決まってくるものと認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員）

1. 生活保護について

1. 生活保護は生活に困ったとき、だれもが権利として生活の保障を請求できる制度で、その福祉に関する事務を行う福祉事務所は都道府県及び市は設置しなければならないとなっている。町村は任意で設置することができるが、設置義務はない。本町は福祉事務所を設置していないが生活保護に関する役割はあり、その役割についての認識を伺う。

2. 令和4年2月末時点での全国的生活保護率は1.62%、山形県全体では0.74%で全国の半分以下、三川町はさらにその半分の0.37%となっている。この保護率をどう評価するのか伺う。

2. 男性用トイレのバリアフリーについて

1. 加齢や前立腺がんなどの後遺症により、尿漏れパッドや紙おむつを使う男性が増えているなかで、男性用トイレにもサニタリーボックスを置く動きが全国で広がっている。本町でも外出への不安軽減を図るうえでも男性用トイレに

サニタリーボックスの設置は必要と考える。設置に関する考え方と本町の公共施設での設置状況を伺う。

- | | |
|-----------------|---|
| 3. 高齢者の移動手段について | 1. 運転免許の自主返納者や高齢者のみの世帯など、移動が制限される移動制約者からは、デマンドタクシーの町外への通院等の運行を希望する声がこれまでも多く寄せられている。このような声にどう応えられるのか考えを伺う。 |
| 4. 子育て支援について | 1. 全国的に子どもの医療費無料化が高校卒業まで拡充してきているなか、山形県内でも8割の自治体に広がっている。医療費無料化への考えを伺う。 |

第6回定例会において通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、生活保護について。

生活保護は生活に困ったとき、誰もが権利として生活の保障を請求できる制度で、その福祉に関する事務を行う福祉事務所は都道府県及び市は設置しなければならないとなっています。町村は任意で設置することができますが、設置義務はありません。本町は福祉事務所を設置していませんが生活保護に関する役割はあり、その役割についての認識を伺います。

令和4年2月末時点での全国的生活保護率は1.62%、山形県全体では0.74%で全国の半分以上、三川町はさらにその半分の0.37%となっています。この保護率をどう評価されるのか伺います。

質問事項2、男性用トイレのバリアフリーについて。

加齢や前立腺がんなどの後遺症により、尿漏れパッドや紙おむつを使う男性が増えている中で、男性用トイレにもサニタリーボックスを置く動きが全国で広がっています。本町でも外出への不安軽減を図る上でも男性用トイレにサニタリーボックスの設置は必要と考えます。設置に関する考え方と本町の公共施設での設置状況を伺います。

質問事項3、高齢者の移動手段について。

運転免許の自主返納者や高齢者のみの世帯など、移動が制限される移動制約者からは、デマンドタクシーの町外への通院等の運行を希望する声がこれまでも多く寄せられています。このような声にどう応えられるのか考えを伺います。

質問事項4、子育て支援について。

全国的に子どもの医療費無料化が高校卒業まで拡充してきている中、山形県内でも8割の自治体に広がっています。医療費無料化への考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の生活保護について、1点目の町の役割に関するご質問であります。福祉事

務所は社会福祉法第14条に規定されており、都道府県及び市は設置が義務付けられておりますが、町村は任意で設置することができるとされております。このようなことから、本町では福祉事務所を設置せず、生活保護に関する業務は県と役割を分担し対応しているところであり、町においては健康福祉課福祉係が窓口となり、生活困窮者の相談に対応し、生活保護に該当するような場合は県への連絡・連携、生活保護に該当しない場合は、生活実態に応じて福祉機関や支援制度の紹介、福祉事務所やハローワークなどと連携した就労支援などに、町の役割として取り組んでいるところであります。

次に、2点目の保護率の評価に関するご質問であります。生活困窮者等の把握については、毎月開催される定例民生児童委員協議会において、福祉係、地域包括支援センター、社会福祉協議会が、それぞれ把握する生活状況や認知・介護の情報も含め、情報の共有を図り、きめ細かな対応に努めているところであります。また、保護率の評価についてであります。山形県は家族の同居率が高いため生活全般に渡る助け合いがあり、また、農地を所有していることによる農作物収入や借地収入など、このような県民性、町民性により生活設計を作り上げている方が多いため保護率が低くなっているものと考えているところであります。

質問事項2の男性用トイレへのサンタリーボックスの設置に関するご質問であります。「サンタリーボックス」については、これまで女性用トイレにおいて、設置されてきたところでもあります。しかしながら、近年は、男性用トイレでも前立腺や膀胱がん等が原因での頻尿や血尿などにより、おむつや尿漏れパッドを使用される方が増えてきており、公共施設においても、男性用の個室トイレにサンタリーボックスが設置されていることは認識しているところであります。

現在、本町の公共施設においては、男女兼用の身障者用トイレにサンタリーボックスやごみ箱を設置しておりますが、男性用の個室トイレには設置できていないのが現状であります。今後は、公共施設にも男性用のサンタリーボックスを設置することが望ましいと考えるところであります。個室の設置スペースの問題や衛生管理の課題、おむつ等の定時の回収方法などを含め、その設置について検討してまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の高齢者の移動手段について、デマンドタクシーの町外運行に関するご質問であります。デマンドタクシー事業の実施にあたりましては、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」の区域運行の許可が必要となります。その許可を受けるには、運行計画地域における地域公共交通会議において、バス事業者やタクシー事業者との協議を整える必要があります。このことが町外運行にあたっての法的な課題となっております。庄内地域における民間事業者の路線バスやタクシー事業につきましては、利用者数の減少等により厳しい経営状況にあるようではありますが、両事業ともに地域住民の生活に直結する公益的な側面を持っている事業であります。このようなことから、地域公共交通としての路線バスやタクシー事業の継続維持を図りながら、町のデマンドタクシーとの役割を整理して、地域全体のネットワーク化を図る必要があると捉えているところであり、効果的な運行体制やその手法について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4の子育て支援について、高校生の医療費無料化に関するご質問でありま

すが、少子高齢社会が進展する中、子育て世代の負担軽減を図るべく、子育て支援サービスの充実に努めているところであります。本町におきましては、現在、「山形県子育て支援医療給付事業」を活用し、町単独事業とあわせて中学3年生までの医療費の無料化の他、出産祝金の支給、あんしん子育て応援事業、母子健康包括支援センターや子育て支援センターによる子育て支援等に取り組んでいるところであり、高校生の医療費無料化の実施については、近隣市町の動向を注視し検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 生活保護について役割と保護率を併せて再質問させていただきます。本町でも、生活保護に関する役割については十分理解されて業務に当たられていることは理解しているところであります。特に要保護者の発見については、申請保護の原則がありますが、急迫した事由がある場合は職権で保護を行うと生活保護法で規定されており、役場職員はもとより民生児童委員の方が家庭訪問などをして状況を把握してきめ細かな対応するよう心がけていただいていると以前伺っておりました。

先月11月18日に鶴岡田川地域社会保障推進協議会による自治体キャラバンに同行いたしました。三川町役場で石川副町長をはじめ、関係課長から様々とお話を伺う機会がありました。その際に民生児童委員のなり手については、町内会長にもご苦勞をおかけしている、住民の生活体系が変化してきて活動面でも難しくなっているとお話をお聞きしました。民生児童委員の活動は、高齢者に関することや障害者に関すること、子どもに関することでの相談や支援、訪問、連絡、会議、研修など、非常に多岐に渡っている中で、直接住民に接して生活に困窮されて保護が必要な方を発見し、救い上げていただいておりますが、個人や家庭といったプライベートの面に関わるところでなかなか難しい面もあるのではないかと感じるところです。

そうした中で急迫した事由のある方をいかに発見し、保護に繋げていくのか。例えば税の滞納など支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対して、積極的に働きかける情報の提供などがあるかとは思いますが、困窮した方を保護に繋げる手立てなど、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 生活状況が多様化しているため、地域に密着している民生児童委員、困り事相談の相談窓口である社会福祉協議会、高齢者相談窓口である地域包括支援センター、福祉サービスの窓口である福祉係など各機関の特性を生かしながら連携連絡を密にし、把握に取り組んでいるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 政府が2013年に決定した生活保護基準引き下げを違法として戦われていた「いのちのとりで裁判」で、減額処分を取り消しを命ずる判決が10月19日に横浜地裁で言い渡されています。生活保護費削減をめぐる国の違法性を認めた裁判は、昨年2月の大阪地裁、今年の5月の熊本地裁、6月の東京地裁に続き、4件目となっています。

制度の根幹に関わる問題で、国が4件も敗訴しています。2013年からの3年連続の生活扶助の引き下げと同時に、生活保護バッシングが激しく行われ、社会保障を自助・共助といった自己責任と家族の助け合いに押しやり、全国的に働く努力をしなさい、親族に援助をしてもらいなさいといった申請拒否や扶養の押しつけなど、いわゆる水際作戦が行われていると国会でも指摘されています。

人口に占める生活保護受給保護人員の割合生活保護率、使用率とも言うようですが、日本は先進諸国から見ると、例えばヨーロッパのドイツが9.7%、フランスは5.7%、イギリスで9.27%、初めに言いましたが日本は1.62%、このように先進諸外国からもかなり低い保護率です。しかも、生活保護を利用する資格のある人、所得が生活保護の基準を下回る世帯のうち、実際に利用している人の割合は、これは捕捉率といいます。厚生労働省がこういうような推計を公表しています。つまり残り8割、数百万人と言われる人が生活保護から漏れている計算となります。

全国で起きている餓死や孤独死の背景には、生活保護の保護率、捕捉率の低さが影響していると言われていています。今回提出しました通告書には令和4年度2月末時点での三川町の保護率は0.37%となっていますと示していましたが、その後に山形県健康福祉部地域福祉推進課に問い合わせ、令和4年3月末時点での数値をいただきました。それによると、三川町は0.39%となっており、全国では1.63%、山形県全体では0.74%でした。生活、経済、文化で密接な関係にある近隣市町村の保護率は、鶴岡市で1.1%、庄内町で0.61%、酒田市で0.91%となっていて、近隣市町村から見ても三川町は低い状況となっています。

もっとも、生活保護の申請を受け付けるのは、庄内総合支庁の福祉事務所ですから、三川町はそこに繋ぐ重要な役割があると認識しているところですが、その認識でよろしかったか確認したいと思います。それと、生活保護を申請したいとしている申請者に対してあれこれの理由で申請時、その場ですぐに生活保護の該当になりませんと回答することは、申請権の侵害で違法行為になるのではないかと思います。そこも確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 町では、生活に困窮された方から相談があった場合は、その生活状況を伺い、生活福祉資金など他に活用できる制度がないか、まず助言を行います。それでも生計が成り立つ目途が立たない場合、生活保護制度を説明し、理解していただいた上で申請するか否か判断していただき、県に繋いでいるという状況であります。

生活保護の相談申請に関しては、懇切丁寧な対応を心がけ、申請権を侵すことのないよう十分に注意しながら対応を行っているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 生活保護を受けたいという方から、「生活相談の中で福祉事務所の担当者が2人来て一人はミントのフリスクを口に含みながら、もう一人はニヤニヤして真剣に話を聞いてもらえる気が全くしませんでした」との話を聞きました。他にも、ガムを噛みながら話を聞く、ボールペンをくるくる回しながら偉そうに対応する姿が見られるなど、行政職員としての基本姿勢にも疑問があるなど、全国生活と健康を守る会連合会にも同じよう

な事例の相談があると聞いております。

吉村美栄子県知事に生活保護申請をためらわせる扶養照会について、申請をしやすくするため、申請者が望まない扶養照会は控えることを自治体に働きかけてくださいとの山形県社会保障推進協議会の要望書に対し、生活保護は法令及び国の通知等により取り扱うことが求められておりますが、扶養照会については扶養義務の履行ができないと判断された扶養義務者には照会を行わない取り扱いとなっており、各福祉事務所において運用が適切に行われるよう引き続き指導してまいりますとの回答がされています。機械的な対応はしないよう指導するということです。しかし、実態は今なおこれとかけ離れている場合もあると思われまので、福祉事務所においては生活保護を受けたいという申請者と町職員が同席して正しい手続が行われるようにしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 現在町の対応といたしましては、申請の意思が確認された場合、県の福祉事務所の生活保護担当に申請日の日程調整を行い、申請手続においては町の方で町の役場で申請を行うように取り組みを行っております。その際、福祉係も同席しまして、本人から聞き取りした世帯状況などを県の生活保護担当に伝達して一緒に取り組みを行っております。

また、書類作成時も同席しまして、県の生活保護担当の指導のもと、本人が困っていたり、あるいは耳が聞こえづらかったり、そういったときにフォローを行いながら申請の手続を行っております。最終的に戸籍謄本や住民票謄本、固定資産税の課税台帳の写しなど、必要な書類を町の方で準備しまして、それを添付して町が県の福祉事務所に進達して懇切丁寧な対応を心がけている状況であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 丁寧な対応をいただいているというお話をお伺いして、少し安心したところではあります。日本弁護士連合会が作成したリーフレットによると、生活保護法は扶養義務者が適正な仕送りをするを保護適用の前提条件とはしていないとして、民法上も強い扶養義務を負うのは夫婦同士と未成熟子に対する親だけとしています。役所から家族に連絡を取られたり、迷惑をかけたりにするのは避けたいと生活保護の申請をためらう人がたくさんいるという指摘もございます。厚生労働省のホームページに「生活保護を申請したい方へ。生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるので、ためらわずにご相談ください」、このように掲載されています。生活保護の利用者が増えないのは、制度そのものを知らない人や受けることが恥ずかしいなどと思われているのも一因ではないのかと思われま。

生活保護は憲法第25条が保障する健康で文化的な最低限の生活を権利とするもので、決して恥ずかしいことでも隠さなければならないことでもありません。ホームページや広報で「生活保護の申請は国民の権利」と明記している自治体もございます。また、あるいはポスターなどで「ためらわずにご相談ください」と広く知らせている自治体もあります。このような例を参考にされて保護に繋がるような手立てを考えていただきたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 生活保護制度を紹介する場面といたしましては、社会福祉協議会では心配事相談、無料法律相談会を実施しまして、多様な相談へ対応しており、そういった無料相談なり相談場面で生活保護制度について紹介する機会もあるかと思っております。

また、先程来話があります地域の民生児童委員は、見守りとして自宅訪問した際に何か気がついた点があれば、社会福祉協議会や福祉係の方に連絡することになっておりますし、そういった際に制度をお話しする機会もあるのかなと思います。お話がありました町の対応といたしましては、生活保護制度に関する相談窓口ではありますので、ホームページや町民の方に配布する事業紹介などに相談窓口として掲載する対応については検討してまいりたいと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 今おっしゃったように広く丁寧に知られていない方に知らせていく取り組みをされているということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。それで生活保護は、やはり生活の立て直しをするためであって、社会の中で必要とする人に利用されてこそ初めて意味があると思います。そのことを互いに確認させていただいて、次の質問に移りたいと思います。

ここで通告順を変えさせていただきますまして、子育て支援の方から行いたいと思います。2ヵ月前の9月28日、河北新報が「山形県内の自治体の8割が子どもの医療費の無料化の対象を18歳まで拡充していることが県保険医協会の調査で分かった」とこのように報じております。「全国の実績を大きく上回り、特に少子高齢化が進む自治体で子育て世代を呼び込もうと取り入れる傾向が目立った。調査結果によると、無料化の対象を18歳、高校3年の年度末までとしているのは、県内の35市町村のうち、米沢市、天童市、東根市など28の市町村、今年4月から長井市と南陽市、7月からは上山市が導入した」との記事です。2009年当時は全国で二つの自治体だけだった18歳までの通院時の助成は、昨年2021年度では全国1,741市区町村の半数近い817まで広がってきています。当初、高校卒業までの医療費無料化の要求に対し、単なるスタンドプレーとかパフォーマンスなどと言われていたようですが、近年徐々にそのような認識が変わってきているようです。

都道府県レベルでは、鳥取県、福島県、静岡県、茨城県、鹿児島県に続いて来年4月からは東京都でも実施するようです。日本の首都で18歳までの拡充が実現したことは、今後、全国的に大きな影響を与える可能性があるとも言われています。このような全国的な広がりのある中で、特に山形県の多くの自治体では、先進的な取り組みが見られます。このような動きをどう見られているのか見解を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 子育て支援医療給付における18歳までの無料化の全国的な動きであります。まずは山形県としては全国的にその無料化の動きは全国の先進的な動き

をしているという認識でおります。また、さらに全国においても高校生の無料化が進展しているということについては認識しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） さらにこの河北新報の記事では、県保険医協会の担当者の話として「少子化が進む自治体で子育て支援として導入する動きが広がる一方、子どもの多い都市部は負担の大きさから二の足を踏んでいると思われる。支援の拡充を国や県などにも求めている」とも書かれています。1年前、昨年12月の本町定例会において、山形県町村会より山形県知事に対し、高校3年までの医療費無料化を含む子育て支援策の拡充に関する提案がなされたとのお話も聞かせていただきました。

このように、各方面から国や県に支援の拡充を求める声が出されている中で、「本町でも近隣市町村の動向を注視し、また均衡というところも考慮して検討してまいりたいと考えております」とのご答弁も昨年もいただいております。当時、1年前検討してまいりたいというお考えということでしたので、具体的にはこれまでどの辺までその検討がなされてきたのか、そこのお話をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 子育て支援における医療費の高校生までの無料化ということに関しましては、前回も同様のご質問を受け、その段階で山形県の町村会が県に対してまた国に対してもこれらはご要望してきた経緯がございます。この中において、国・県の対応についてそれぞれがこれからの子育て支援、少子化に対応するには、やはり子育て支援が大変重要であるという認識は持っていたいただいております。

しかしながら、この医療費無料化に関しての県・国の対応については、何ら変わらないような現状ということ、今、山形県町村会では、そのような認識をし始めました。そういうことからいたしますと、国も県もやはり市町村の判断で行っていただきたいということが示されてまいりましたので、今後はやはり町として、これからの医療費の無料化の段階的な引き上げということについては、前とは違った段階での検討に入らなければならないというようなことで答弁をさせていただいたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 町長おっしゃられたように、国が助成制度を作らない中、各自治体の努力で子育て世代の負担軽減が図られてきております。「市販薬で子どもに我慢してもらったが多かったが、財布の中を見ないで病院に行ける。本当に助かる」と支援の拡充が図られた自治体の保護者からはこういう声も聞かれました。今年4月3日の毎日新聞に「山形県三川町 東北屈指の高い出生率 手厚い子育て支援策 第3子に祝い金50万円」との見出しで、三川町の合計特殊出生率、一人の女性が一生に産む子どもの数が東北屈指の高さを誇ると、全国の自治体で少子化が加速する中で、どうして子育て世帯を引きつけるのかとの記事が載っておりました。

本町では、他市町村に先駆けた出産祝い金など魅力ある子育て支援制度の要因か、2014年

からここ数年、町独自の集計で人口維持に必要とされる合計特殊出生率2.07を超え、上昇傾向にあって、2018年には2.25と東北屈指の高さになっていましたが、2019年2.09、2020年には1.69となり、下降傾向になっているのではと懸念されます。これについてどのようなことが要因となっているのか。これまでの本町の魅力ある子育て支援制度も、今のそしてこれからの子育て世代からはあまり魅力があると理解されなくなってきたのか、ここに来て子育てに係る長期に渡る支援が必要となってきたのではないかと考えます。2020年の1.69、合計特殊出生率の数字は下降傾向と見られるのか。下がったことについて分析されているようでしたら、その要因をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの平均を表したものでございます。本町の合計特殊出生率を分析してみました。出生数は平成29年61人、平成30年69人、令和元年62人、令和2年56人であり、令和2年は過去4年間で最も出生数が少ない年でありました。合計特殊出生率に関係する15歳から49歳の女性の人数を10月1日、調査基準日で調べてみました。平成29年1,287人、平成30年1,242人、令和元年1,256人、令和2年1,243人であり、令和2年は過去4年間で2番目に少ない年であり、1番目に少ない年と1人の差でありました。

三つ目として転入妊婦の推移も調べてみました。妊娠何ヶ月で転入し、いつ出産したかまでは追跡しておりませんが、平成29年6人、平成30年13人、令和元年10人、令和2年3人でした。令和2年は過去4年間で転入妊婦が最も少ない年でありました。質問がありました令和2年は転入妊婦が少ない上、出生数も少なく、対象である15から49歳の女性の人数も少ないため、合計特殊出生率の数値が下がったものと思われま

す。また、社会的に新型コロナウイルス感染症が令和元年12月初旬に中国で感染が報告されてから、翌年の令和2年の数ヶ月後にはパンデミックと言われる世界的大流行となり、生活、経済に大打撃をもたらしました。そういった時代背景もおそらく関係するものかと思われま

す。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 本町でも様々な子育て支援策があります。「三川町子育て支援情報 あなたの子育てを応援します」、ホームページから出したものですが、これによりまずと妊娠したら、赤ちゃんが生まれたら、それから各種手当と支援、助成制度、障害のあるお子さん向けの制度、子どもを預ける、親子の触れ合い、たくさんの情報が載っております。このように充実した支援がありますが、県内の8割の自治体を実施している高校卒業までの医療費無料化、全国的にも先進的な山形県で、なぜ子育ての町三川町ができないのか。日本の経済は長い間低迷状態が続いており、しかも長引くコロナ禍、さらには物価高騰の中、高校生になると、学費だけでなく通学に交通費がかかり部活動や学習塾など、様々な経費が格段に必要となります。子どもにかかる経費は、子育て世代にとって大きな比重を占めています。

昨年、山形県保険医協会が行った学校検診後治療調査で、高校生が学校での検診で要受診とされたのに、受診しない未受診要因の中の一つに、自治体によっては高校生の医療費を無料としていないことも挙げられるとしています。病気やけがをしたときくらい、お金の心配をしなくて済むようにすることは、命と健康に関わる大事な支援であり、医療費の拡充は子育て世代への大きな経済的支援になるということに、理解を示す自治体が増えている近年の状況にあります。子育ての町三川町、それにふさわしい支援の拡充を進めていただきたいと申し上げ、次の質問に移ります。

続きまして、男性用トイレのバリアフリーについて再質問させていただきます。近年、食の欧米化によって、高齢の男性を中心に、前立腺がんや膀胱がんになる人が増えてきていると言われています。50代から増え始める前立腺がんは、年間で5万人を超える人が新たに診断され、2017年以降、男性のがんでは最も多くなっています。また、60代では男性の6割、80代では9割の人が前立腺肥大と言われていると言われており、最も顕著な症状が排尿障害と言われている。

男性用尿漏れパッドを販売するメーカーの調べでは、販売を始めた2014年と比較して2022年の市場規模は6倍に成長したとのこと。このように、男性用の尿漏れパッドの需要は増えていますが、処理する方法など、利用者への配慮はこれまで進んでいませんでした。前立腺がんの手術を受けた男性からは、「尿漏れパッドを下着に貼っている。手術後、尿道を締める筋肉が傷ついた影響で排尿のコントロールが難しくなり、頻尿や尿漏れに悩んでいる。特に寒い冬場はトイレが近く、1日に2回から3回パッドを交換するが、外出の時は捨てる場所に困る」、こういう声や災害時の避難場所での対策、あるいはトランスジェンダー、身体上の性別と心の性別が異なる性同一性障害の方への配慮など、このような声の広がりを受けて少なくない自治体が動き出しています。

本町の公共施設ではまだ設置できていないということでありましたが、設置に向けては検討していただくのご答弁をいただきました。1日も早い設置を望むものです。この設置に当たりましてこれまでにサンタリーボックスを設置したところの中から、このサンタリーボックスをめぐるトラブルと注意点が出されており、その問題点として、一般の利用者がサンタリーボックスをただのごみ箱だと間違えて紙くずなどの一般のゴミも一緒に捨てられてしまい、すぐに満杯になって肝心の尿漏れパッドや紙おむつを捨てられなくなってしまうというトラブルが出されていました。今後、設置についてお考えいただくということでしたので、このようなトラブルを防ぐ手立てなど、現段階でお考えでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） トラブルを防ぐ方法として、現時点で少し思い浮かぶ点でありますけれども、例えば道の駅などではマナーの悪い利用者が一般ごみを捨てていくことが頻繁にあるため、缶・ペットボトルのごみ箱以外のごみ箱の撤去をしていると聞いております。男性用のサンタリーボックスの設置にあたり設置表示はもちろんのこと、ごみ箱と勘違いして一般ごみを捨ててしまうこともあり得るため、一般ゴミを捨てないよう呼びかける

表示なども必要かなと思います。また、先程町長答弁にもありましたように、におい、衛生面、交換掃除、設置場所、サンタリーボックスの大きさなど、施設管理のことも含め検討しなければならないのかなと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） サンタリーボックスをただのごみ箱だと思って紙くずなどを捨ててしまう人の中には、やはり存在自体を知らない人がほとんどで、丁寧な説明書きやポスターなどで示すことが必要だと思います。そして、この男性用トイレのサンタリーボックス以外でも、あらゆるところのバリアフリー化に努めていただきたいと思います。

続いて高齢者の移動手段についてです。近年車の運転に不安を感じ、安全のために運転免許を返納する高齢者が増えてきております。この自主返納制度は、平成10年、1998年に導入されましたが、自主返納をすると身分証明書がなくなってしまうという懸念の声を受けて、平成14年、2002年に運転経歴証明書制度が導入されました。警察庁の発表によりますと、2021年の運転免許証の自主返納件数は51万7,040件で、このうち75歳以上は27万8,785件で、前年よりも1万8,667件減少したとのこと。この減少の要因としては新型コロナウイルス感染症拡大の影響で三密を避けた移動手段が好まれるようになったことが考えられるとしています。こういうことから、自ら車を運転して移動することが高齢者にとっても重要な移動手段となっていることは明らかですが、前に述べたように安全のために返納される方はいらっしゃいます。そして、移動が制約される移動制約者となってしまいます。

先日の一般質問でも同僚議員から示されていましたが、町ではこうした運転免許自主返納者に対しての支援を行うとして、三川町運転免許自主返納支援事業を実施しておりますが、その支援の内容はどのようなことを行っているのか確認したいと思いますので、お聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 支援の内容につきましては、まず免許を返納された際、同じような形で身分を証明するということでの証書、その発行に係る手数料に対する助成を行っております。併せまして免許返納したことによりまして一般的に社会参加というわけではないんですが、外に出る機会、また、他者と交わる機会ということで、なの花温泉田田の利用券かもしくは町の特産品ということで、入浴券か特産品を選べる、こちらを併せまして返納者に対して交付しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 山形県でも運転免許証自主返納者等サポート事業協賛店の一覧を出して特典やサービスが受けられるようになっております。庄内地域では、バスやタクシーの割引定期券やメーター料金の割引、他自転車店やスーパー、眼鏡・補聴器店、整骨・接骨院などがありますが、自主返納をされた方は、自ら重要な移動手段を返納している、少し言葉が適当かあれなんですけれども、返納しているわけですから、その移動手段を直接支える支援は薄いのではないかと思います。

また、町では、高齢者通院等支援サービス事業、心身障害者福祉タクシー利用扶助、社会

福祉協議会による移動サービスも行われ、デマンドタクシーにおいては町内範囲では移動が拡充されてきていると思います。しかしながら町外の通院等の運行を望む声が多くあることは町でも認識しておられ、地域公共交通会議あるいは庄内定住自立圏共生ビジョンの中で、また事業者とも協議されてきたことと思います。

そういう中で、10月から鶴岡市内循環バス、バスで生活できる街を目指してとのことで、こういうものが出ておりました。鶴岡市内循環バス、パンフレットが出ておりましたが、新しい三つの路線それぞれが右回り左回り1時間に1本、12便から48便に増設され、バス停も58カ所から79カ所に増えまして、300m圏内に設置されているということです。このように利便性が高まり、市民からは歓迎の声もあると伺っております。例えば、この鶴岡市内循環バスとの連携も模索されてはいかかかと考えますが、この循環バスの状況ご存知であれば、この連携についてもどうかなと思いますので、見解を伺いたいと思います。

- 議 長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。
- 説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁の中で、地域の公共交通を維持しつつ地域の公共交通のネットワークで対応していきたいという内容でありましたけれども、当然その中には既存の路線バス、それから鶴岡市で行っている循環バスというのも念頭に置きながら対応を考えてまいりたいと思います。
- 議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5 番（砂田 茂議員） このように近隣の自治体でも住民の足の確保、特に高齢者などの移動制約者に対する課題に直面し、新たな取り組みが行われています。このような取り組みと連携して、移動の利便性が高まるよう検討していただきたい旨を申し上げ、私からの質問を終わります。
- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で、5番 砂田 茂議員の質問を終わります。
- 議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前11時45分)
- 議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)
次に2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。
- 2 番（志田徳久議員）

- | | |
|-------------|---|
| 1. 教育環境について | 1. 子どもたちが学ぶ学校で、5月、6月において近年暑さに体が慣れていない児童・生徒の熱中症が心配されるが、普通教室以外の冷房設備の対策、そして先生方の対応策は。 |
| | 2. 学校給食費の軽減により、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整え、少子化対策と子育て支援に繋がるのでは、その考えは。 |
| | 3. 社会教育において、新型コロナウイルスの影響で生涯学習の機会が減少していると思われるがその対策の考えは。 |

2. 地域社会について	<p>1. 新型コロナウイルスの影響で、地域の行事、会合が減少。そして気軽に近所に出ての話し合いの場が減少して地域社会の希薄化に繋がっているのでは、その対策の考えは。</p> <p>2. 高齢者が親しんできたスポーツ人口が減少していると思われるが、その対応策の考えは。</p>
3. 住民が安心して暮らせる環境について	<p>1. 夏などの豪雨による被害が心配されるが減災の対策は。</p> <p>2. 交通安全のためにも町内危険箇所の再確認が必要と思われるがその考えは。</p> <p>3. 近年、高齢者ドライバーによる事故が増えていると思われるがその対策の考えは。</p>
4. 建設環境対策について	<p>1. 昨年の冬期間豪雪を踏まえて、今冬の積雪対策の考えは。</p> <p>2. 建設事業においては、財政的にも厳しい面もあると思うが、住民の安全のためにも必要だ。今後の考えは。</p>
5. 農業振興について	<p>1. 農業政策は、社会状況により日々変化している。その情報をいち早く捉えて、農業団体と情報を共有して農業振興に対応すべきでは、その考えは。</p>

令和4年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに教育環境についてです。

子どもたちが学ぶ学校で、初夏の5月、6月において近年の暑さに体が慣れていない児童・生徒の熱中症が心配されるが、普通教室以外の冷房設備の対策、そして先生方の対応策は。

次に学校給食費の軽減により、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整え、少子化対策と子育て支援に繋がるのでは、その考えは。

社会教育において、新型コロナウイルスの影響で生涯学習の機会が減少していると思われるがその対策の考えは。

二つ目として地域社会についてであります。

新型コロナウイルスの影響で、地域の行事、会合が減少。そして気軽に近所に出ての話し

合いの場が減少して地域社会の希薄化に繋がっているのでは、その対策の考えは。

高齢者が親しんできたスポーツ人口が減少していると思われるが、その対応策の考えは。三つ目に住民が安心して暮らせる環境についてであります。

夏などの豪雨による被害が心配されるが減災の対策は。

交通安全のためにも町内危険箇所の再確認が必要と思われるがその考えは。

近年、高齢者ドライバーによる事故が増えていると思われるがその考えは。

四つ目に建設環境対策についてであります。

昨年の冬期間豪雪を踏まえて、今冬の積雪対策の考えは。

建設事業においては、財政的にも厳しい面もあると思われませんが、住民の安全のためにも必要です。今後の考えは。

最後に農業振興についてであります。

農業政策は、社会状況により日々変化しています。その情報をいち早く捉えて、農業団体と情報を共有して農業振興に対応すべきでは、その考えは。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育環境に関するご質問及び質問事項2の2点目、高齢者とスポーツに関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の1点目、地域社会の希薄化に関するご質問であります。このことにつきましては、近年の社会構造の変化や情報通信技術の発達など、様々な要因に伴う人々の行動様式の変化、価値観の多様性が進むことにより起きている問題であり、加えて新型コロナウイルスの影響により、さらに拍車が掛かっているものと捉えております。

町内会や各種団体などの地域コミュニティ活動につきましては、住民生活を安心して、かつ豊かに暮らしていくためになくてはならないものであるとともに、円滑な行政運営を進めていく上でも重要な役割を担っているものと認識いたしております。町といたしましては、早急に自主的で自立的な地域コミュニティが再生するよう対策を講じてまいりたいと考えておりますが、地域で抱える課題は、それぞれの事情によって異なるとともに、様々な分野に渡っていることから、関係者自らが、自分たちの地域課題であるという意識の共有を促し、その上で町としての支援策を検討してまいりたいと考えているところであります。

一方、新型コロナウイルス対策につきましては、第8波の到来が危惧されているところでありますが、地域においてもこれまで実施してきた感染予防対策を継続しながら、適切な判断により地域社会活動や経済活動が促進されるよう対応してまいりたいと考えております。

質問事項3の住民が安心して暮らせる環境について、1点目の水害の減災対策に関するご質問であります。本町におきまして、まず河川につきましては、ポンプ場の新設や、堤防のかさ上げ、河道掘削、樹木伐採など、水害から地域を守るための対策が講じられてきたところであります。また、昨年度は、町民一人ひとりの防災意識の高まりと、迅速かつ的確な行動を図るべく、町独自の「防災ガイドブック」を全世帯に配布し、さらに、今年度は自主防災会でのガイドブックを活用した研修会も開催されているところであり、今後とも災害が

発生しても、被害を最小限に留められるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の町内危険箇所の再確認に関するご質問ですが、これまでも町内の危険箇所につきましては、随時、地域や学校等からの要望を踏まえ、警察や道路管理者、関係機関と一緒に現場を確認しながら対策を講じてきたところであります。また、通学路等につきましても、毎年、各校のPTAからの要望を受け、状況等の確認を行い、関係機関と連携しながら対応しているところであります。

次に、3点目の高齢者ドライバーの事故防止対策に関するご質問ですが、多発する高齢者ドライバーによる事故を防止するため、警察をはじめ関係機関が連携しながら対策に取り組んでいるところであります。本年5月施行の改正道路交通法では、75歳以上の免許更新時において、検査強化による運転リスクの回避や高齢者講習一元化による負担軽減などが図られているところであり、本町といたしましても、引き続き高齢者を対象とした交通安全教室やイベントの開催、交通安全の啓発活動などを通して事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

質問事項4の建設環境対策について、1点目の積雪対策に関するご質問ですが、昨シーズンにおいては降雪に加えて、季節風の影響による吹き溜まりが発生するとともに、地吹雪による県道等の通行不能も例年になく多く発生したところであります。

今冬の除雪作業につきましては、昨年度の作業における反省を反映させるとともに、昨年度に導入しました除雪車運行管理システムにより、随時、除雪場所を指示するなどの確な除雪作業に努めるとともに、多方面からの情報を基にした総合的な判断により、通勤、通学に必要な交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の建設事業に関するご質問ですが、町道や橋梁などのインフラ施設については、昭和30年の3村合併以降、高度経済成長期などに集中的に整備されてきたことから、その多くの施設の老朽化が進み大規模改修等の時期を迎えており、その対策は大きな課題となっているところであり、年間を通じて道路パトロール等による損傷箇所の把握や迅速な補修に努めているところであります。また、劣化の進んだ施設におきましては、今後とも長寿命化修繕計画等に基づき計画的に取り組むなどその機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

質問事項5の農業振興について、農業団体との情報共有に関するご質問ですが、本町におきましては、役場農政部局及び農業委員会と庄内総合支庁農業技術普及課、JA庄内たがわ三川支所営農課との会議を毎月実施するとともに、作物の生育状況や天候、助成制度、農業者支援の内容など、日常的に情報交換を行っているところであります。また、必要に応じ、農業委員会やJA庄内たがわ信用課職員を加えた補助事業に対する審査会の場においても情報交換を行っているところであります。さらに、東北農政局山形県拠点及び庄内総合支庁農村整備課との情報交換を年に数回行っているところであり、今後とも農業関係機関、団体等との連絡調整、情報交換を密にして、本町の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の教育環境について、1点目の学校における熱中症対策に関するご質問であります。熱中症は、真夏の猛暑となる時期に限らず、暑さに体が慣れていない5月から6月にかけて急に気温が上がると、体温調節が上手く働かず、熱中症になってしまうことがあります。本町では、令和元年度に各小・中学校の普通教室等にエアコンを設置し、基本的な運用基準を定め、熱中症対策を講じてきたところであります。令和2年度以降もランチルームをはじめ、使用頻度の高い特別教室に空調設備を設置し、熱中症対策に備えてきたところであります。また、教職員においても、熱中症に対する理解を深めながら、状況に応じた熱中症対策に努めてきたところであり、日常のこまめな水分補給や体調管理等に注意を促すなど対応を図っているところであります。

次に、2点目の学校給食費の軽減に関するご質問であります。本町の学校給食に係る経費負担につきましては、学校給食法に基づき、学校設置者が負担すべき経費を除いた部分については、保護者からの負担を求めているところであります。全国的には、学校給食費の軽減や無償化を行い、少子化対策や子育て支援に取り組んでいる自治体があることは承知しているところであります。本町では、全国の多くの自治体と同様に、法の規定に従い、給食材料費については保護者からご負担いただき、これまでどおり学校給食を運営してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の生涯学習機会の減少に関するご質問であります。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、令和4年度は感染対策を徹底し、できる限りの経済の循環、事業やイベント等の開催に向けて、取り組んできたところであります。教育委員会が所管する分野では、夏の「フェスティバルざっこしめ」は、直前の町内保育園、小学校での感染拡大により中止と判断したところではあります。それ以外の事業や生涯学習機会については、昨年度と比較しても事業実施できているものと考えているところであります。現在、感染の第8波が拡大しているところではあります。随時、状況を判断しながら事業実施に向けて適正に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の地域社会について、2点目の高齢者スポーツの人口減少に関するご質問であります。高齢化社会の到来とともに高齢者スポーツが暮らしの一部となり、その代表的なものとして「ゲートボール」や「グラウンドゴルフ」があげられます。当時、高齢者が太陽の下ではつらつとプレーする姿は、これまでの高齢者のイメージを変え、スポーツを通じた生きがいや仲間づくりに大きく貢献したものと考えております。その後、戦後生まれのスポーツ経験豊かな世代が高齢者となり、年を追うごとに多くの選択肢が増え、高齢者のスポーツに対するニーズも変化してきたように感じております。

スポーツ人口の減少については、高齢者スポーツに限ったものではないと考えており、たとえ競技人口が減少しても、それぞれの趣味趣向に応じたスポーツに親しめるような環境をできる限り維持してまいりたいと考えているところであります。これから益々、高齢化が見込まれる中で、高齢者スポーツの楽しさを伝え、スポーツを通じた新たな生きがいづくり、

仲間づくりに発展できるよう、町体育協会等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに各学校の冷房設備でありますけれども、答弁のとおり、普通教室はほとんど冷房が完備され、あるいはランチルームにも広がってはおりますけれども、すべての学校の施設に冷房が今入っているという状況ではありません。児童生徒が野外活動をした場合、様々な施設に入るわけではありますが、その場合、やはり施設に冷房がないと危険と思われれます。そして各学校よりは冷房の設置の要望は現在どのようになっているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校の冷房設備の設置状況についてでございますが、先程の答弁にもございましたとおり、今学校の普通教室とランチルームの方には、冷房設備の方を設置しておりますし、各特別教室の方にもすべてではございませんが、随時必要に応じ、学校等からの要望などをお聞きしながら特別教室の方にも設置をしているという状況になっております。

冷房について一気にすべての特別教室に設置ができればよろしいわけではございますが、なかなかそういった予算的な部分もございまして、現在学校といたしましても教育委員会と、西日が当たって非常に気温が上がるとか、授業としての使用頻度が高いとか、そういう状況などをお伺いしながら優先順位をつけて現在は冷房設備の方を随時設置してまいりたいというような考えでいるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 町では優先順位をつけて行っているということではありますが、今質問の最後の方に言いましたけれども、例えば要望状況、図書室に必要とかそういう要望が各学校より出ていると思っておりますけれども、どの程度出ているのか、それを踏まえて優先順位をつけていると思っております。もう一度要望がどの程度、例えば私の言った図書室とか、様々なもの、オープン教室等もあるわけですが、その現状を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 現在学校ごとによってすべての教室ではないというように、先程も答弁申し上げたわけでございますけれども、音楽室とか理科室等の設置の方は今進んでいるところでございまして、さらに今学校からの要望があってできていない特別教室となりますと図書室でありますとか、読書ホールなどもまだ設置ができていないというような状況もございまして。さらに図工室、家庭科室など、やはりその使用頻度が少し特別教室の中でも高いか低いかによって優先度をつけて随時設置をしてまいりたいというように思っておりますが、学校側からの要望としては上がっております。それについては、今後の状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） やはり国の支援策等財政的な面もあろうかとは思われます。でもやはり人の大切な子どもたちの命に直結する場合がありますので、この辺を踏まえて早い段階で設置するよう努力すべきと思いますので、要望します。

次に学校給食であります。私前も質問しましたが、法律は保護者が負担すべきものということですが、我々10月に宮城県加美郡色麻町にお邪魔しましてこの対応策を伺って勉強してきました。やはり保護者の負担責任は分かりますけれども、でもそれを軽減することはできるのではないかと。色麻町の場合は15%を軽減しておりました。山形県でも寒河江市なんかは、最初は半額から始まって確か今全額になっていると思うんですけども、やはり法律でもその軽減すれば親の経済的負担が少なくなる。

三川町の子育て政策は進んでいると思います。でも、こういう面も保護者としては見比べて、まして物価高の状況、食料品も上がっているという状況でありますので、移住の際もそういうものも参考にしてくると思います。あるいは、今入っている児童生徒の親も、やはり物価高の中で経済的な軽減があれば助かると思われませんが、その点もう一度伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 確かに学校給食費につきまして、町の方で軽減なり、また無償化といったような対応がとれば、保護者の負担軽減には当然繋がるというふうには思うわけですが、なかなかそういったすべてを無償化してというふうな今現在の対応は行ってこなかったという状況でございます。

それには財政的な理由もございますし、他の市町村等の状況等を鑑みながら、本町としては学校給食の対応についてはこれまでこのような対応を行ってきたという状況でございます。県内でも先程の寒河江市の他にも無償化したり、一部の軽減なり、また第3子以降を無償化したりといったような様々な取り組みを行っているところはございます。

そういった子育てに関わる部分としての学校給食についての政策的な取り組みでございますので、それぞれの市町村での選択もあるのかなというように私としては思うところでございますが、本町としてはその学校給食以外についても様々な子育て政策等につきましては、これまでも手厚く行っている部分もございますし、他の市町村にない独自の様々な政策もございます。そういった中で良いものは選択しながら、本町としては今後も子育て施策については行っていきたいというふうに思っておりますので、何卒ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今答弁のあったとおり、三川町の子育て政策はこの地域においてリードしてきておりました。それに伴い、他市町村もそういう同じ政策を出してきておる中で、やはり三川町を「子育てするには三川町」ということをもっとアピールしていく状況を作るべきではないかと思えます。そこで私はすべてすぐ無償化ということではなく軽減することはできないのかと、財政的な面もありますし、この地域においては他で無償化をしておりませんので、やはり子育てするために家の改築・新築等で三川町を選んで若い世代が住んで、人口が増えればいいなと思っております。私は軽減を申しておるわけでありまして、町長

の考えとして哲学を持ってこれを実施する考えはどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田議員がおっしゃられますように、本町では子育て支援の充実によって何とかこの少子化に歯止めをかけるべく、今までも政策的な各種事業を展開してまいりました。そういう経過の中において、先程もありましたように、今町が先行したという経過の中において、他の自治体も様々なこの子育て支援策を実施しているというようなことは十分承知をいたしているところであります。

そういう中において、今まではやはり町の総合計画に基づいて、ハード、ソフト両面のバランスというものも考えながら、町の施策に取り組んできたという経緯の中において、先程もありましたように、やはり住宅地開発においても若者が三川町に住んでもらえるような様々な支援策、その中においては当然、子育て支援というものが今の若い世代の方々からはある意味においては評価をしていただいたというように思うところであります。そういった部分で先程ありますように、例えば保護者の負担軽減ということで現状からすると、医療費、そして給食費というものがこれからの子育て支援に対しての各自自治体の最後の選択肢と言ってもいいくらいの状況ではなかろうかと思えます。

この点についても、今までも何度となく議会からも提言をいただいてまいりましたが、今の学校給食における制度、そういった部分についてもやはりそれぞれの自治体での判断のもとに取り組んでいるという実情というものは、私も認識をいたしているところでありますので、今後そのような支援策、これは当然、若者が三川町に移住定住をしていただけるような様々な支援策と同時に、子育て支援の更なる充実というものについては、志田議員の言われることも十分理解できますので、今後教育委員会との方針の中において、どのような調整が図られるかということを検討させていただければ、このように思うところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 積極的な子育て支援策を検討するよう要望いたします。

続きまして、地域社会についてであります。やはり地域社会、私もここ2、3日で経験したんですけれども、前は集落とか様々な地域の中の会合・行事がなくなって繋がりが希薄化してきているという感じばかりでしたけれども、この新型コロナウイルスの影響で親類まで来ることができない。三川町は交流人口によって活性化、これといった観光資源がないということで交流人口を増やそうということで行って来ました。交流人口が増えれば、三川町に行ったとき「あれがすばらしかった」とかいうことを帰ってから口コミで広がって、三川町へ来る人たちを増やすことができてきたわけですから、やはり新型コロナウイルスによって、一般の人たちの交流も確かに減っているわけですから、今まで親戚はすごい繋がりを持って、例えばお祭りのときに会話して三川町はこういうことを行っているとか、例えばこの間の1人6,000円、現在9,000円の商品券等を行っているというアピールができたわけですから、そのアピールの場もなくなってきている。

今まで親戚同士、他市町村の人たちが集まればそういう情報提供。そして県外の人にもこの三川町の食の良さということを体験していただき、帰ったらその人の地元で三川町ではこ

ういものがおいしかった、こういうことを行っているということもありましたけれども、それが今できていないという状況を感じましたので、その辺の対策する考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁にもありましたけれども、新型コロナウイルスがこの地域社会における関係性の希薄化にさらに拍車をかけたという状況というようには捉えております。その中で、やはり行政が行うべきこと、地域が行うべきこと、それぞれの自助、家庭を含め自分たちで行わなければならないことというそれぞれのやはり役割を持って、今後対応していかなければならないというように認識しております。

確かに新型コロナウイルスで自由に人々の交流ができないという状況は理解できますけれども、そういった中で国も様々な人流を促す、さらには経済を活性化させる政策を行ってきております。町としては、そういった国の政策に基づきながら対応してきたわけでありますので、自助としての各家庭での取り組みについても、それぞれの考え方があるとは思いますが、できる限りの交流をしていただきながら、それが町の発展に結び付けば大変ありがたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 例えば人事交流で三川町に300万人の人口を抱える横浜市からも来ましたけれども、その職員たちが地元へ帰って三川町の良さをアピールすれば、300万人の0.01%でもすごい数であります。その人たちがこの三川町の良さを知って、少しでも行ってみるか、本当かということで体験をしていただければ、そして帰ってからまた口コミで広がると。やはり大都市の本当にわずかな人にも話をすれば人口が多いですので、その話を聞く対象人数が多いわけですので、本当にちょっとした人にも三川町の良さを伝える方法が先程言ったとおり県外から三川町に来ることができないという状況では難しい。そしてもし来ることができれば、帰ったとき地元でお話をしていけば、口コミで広がるということがあります。

やはり、このコロナ禍の中でもっと緩和されれば、そういうことに対応した政策をもって行政として対応すべきだと思います。これも全国他地域でもおそらく競争になると思いますので、それをいち早く三川町では新型コロナウイルスが収まって規制がもっと緩和されたらすぐ対応して三川町の良さをアピールすることを準備しておくべきと思われる。

そして、高齢者のスポーツ減少、先程社会的状況、世代間の違い等意見ありました。今まではこの高齢者がスポーツ、ゲートボール、グラウンドゴルフで楽しんで大会を行ったり、本当に地域で繋がりがありました。それが少なくなるということは、やはり絶対数の多い高齢者の交流がますます少なくなるという状況であります。単に高齢者と私は言っていますが、現役で農業を行っている人たちも多いですので、逆に地域の農業を引っ張っていると言っても過言ではない状況であります。逆に、この多忙な高齢者も含めてもっと親しんでいただいて、地域の繋がりが強くなるような方策が考えられますが、いま一度この考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 高齢者のスポーツを通じての繋がりをいかに高めていくかというご質問かなというようにお伺いしましたが、今新型コロナウイルスの関係もあつたり、さらに高齢者スポーツと言われるゲートボールとかグラウンドゴルフがやはり全国的にもこの競技を行う方々の人数は減っているというのが、今現在の実情のようでございます。

本町の体育協会に加盟しておりますゲートボール協会、それからグラウンドゴルフ協会の加盟人数とかそれぞれが主催して行っています大会の方にもこの2、3年でやはり大きく加盟人数についても参加団体についても少なくなっているというのが実情でございます。こういった高齢者スポーツ全般を通しての繋がりというのが、やはり今の新型コロナウイルスの影響もあって少なくなっているという現在の状況は承知しておりますが、一方ではウォーキングとか、新たな個人で行うスポーツに切り替わってきているというような状況もあるようですし、さらには今60代、70代の方々が様々なスポーツの経験のある方々が高齢者となって、様々なスポーツに取り組んでいるというようにもなっているというように見ているところです。

高齢者スポーツ全般、様々な繋がりを持つ上では、非常に大事なものというようには認識はしておりますが、なかなか参加される人数等についても、人数が増えないという状況等もありますので、そういった部分については体育協会等と連携を図りながら、こういった各種スポーツ等が盛り上がっていくような取り組みについて、今後検討していきたいというように思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今高齢化社会になりまして、絶対数の高齢者は多いわけですので、この人たちが今言われたとおりスポーツを通しての繋がり等で地域の活性化が図られればいいなと思っております。

次に住民が安心して暮らせる環境についてであります。毎年のように梅雨明けあるいは今では異常気象等により大雨が降るといった状況が起きております。前から私言っておりますけれども、やはり水害の場合田んぼを、ここで誤解のないように受けとめてほしいんですけども、私は田んぼダムということを提言してきましたけれども、全国的な田んぼダムと違って、我々尻水口と言っておりますけれども、自分で現在の尻水口を調整してあげるだけで効果があるということでもあります。

全国的に広がっている機械等を利用するのではなく、農業者が自分の田んぼを、降り始めに豪雨になりそうだとすれば尻水口を調整、みんなある程度調整板等をつけて行っておりますので、それを開けっ放しのものをすべて閉じて歩いてくださいと。豪雨が収まったら開くと。実際、私の地域でも横の並びが約4 ha分、上下を合わせると8 haです。田んぼの水を落とす時期、一斉に落とすと本当にあふれる状況です。ということはそれだけ田んぼで貯水力があるということですので、それを推進しては。農家の人たちにその意識で協力願いながら進める方法があると思っておりますが、その考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） いわゆる田んぼダムについてのご質問でございました。ただいまご質問がありましたとおりに、水田の保水能力、保水の有効性ということにつきましては認識をしておるところでございます。これまでもご質問がございまして、様々な形でご答弁申し上げておりますが、今お話があったとおりにあまり大きな費用をかけずにいわゆる水尻の排水施設の効果によって、ある程度の効果が期待できるのではないかと、その部分につきましても、私は異論のないところでございますが、ただその効果の程度については議論があるところであろうと。今お話があったとおりに一斉に排水するとあふれるぐらいに水が流れるということは、それだけの貯水能力がある。ということは、その状況で大雨になったときというのは、それ以上の貯水能力というのは期待できないものであろうというのが1点。

それとこれは少し今後の議論の方向になりますけれども、今お話があったとおりに大雨が予想されるという部分でどの段階で農家の方からご協力をいただくのかと。降り始めて天候が悪化した状況で、田んぼに行ってくださいというのもこれ忍びない話ですので、ただご協力いただけるという前提であれば、事前に田んぼの水尻を閉鎖していただくというようなところ、そここのところの協力体制の問題。

これも以前もお話しましたが、先程お話しましたとおりに、ある程度貯水になっているところに、さらに大量の降雨があった場合なんですが、常識的に考えまして通常はいわゆるあぜ道のところが超えないような形での当然、水尻の開口部になっているわけですが、その時点である程度の貯水があって、さらに大量の降雨があった場合に、その排水能力を超えた形での満水状態といいますか、その状態を考えたときに、いわゆる畦畔への影響というものをご考慮されるだろうということで、ある程度の貯水能力の有効性というものは理解しておるんですが、いわゆる防災・減災としての効力というものをあまり期待するというのではなくて、そういう意味では排水ポンプ場の整備等の事業を国・県の方をお願いをしているということもありますので、補完的な考え方としての田んぼダムの活用ということになるかと思っておりますので、今後は他県あるいは他地区の様々な状況も調査をしながら、その有効性については今後検証してまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程言ったとおりに雨季、梅雨の終わりごろに多くあるわけですが、田んぼの水口を払っているものを閉じて歩くということになれば、すごい貯水能力があるわけですので、その辺今は気象情報が早くて線状降水帯が来ること等も、前と違って日々その辺の気象情報が流れる時代ですので、やはりその対応として農家の人たちが意識して協力をするような環境を作っていくのも一つの方法と思います。

そして交通安全の方ですが、やはり今、道路パトロール等を建設環境課の方で行っているということでもあります。でも住民が長年様々要望してきていることが実現していないという面もあります。痛ましい事故も起こっておりますので、やはりそういう箇所が出たら起こってから、その箇所の危険性を啓発するのではなく、やはり事前に人で、行政で解決できるものなら、安全のためには素早い行動で人の命を守ることが必要であります。そ

のためにも、再度地元住民が一番危険箇所を分かっておりますので、それを再確認する考えをもう一度伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 危険箇所、その確認等も含めてであります。町では道路パトロールの他、地域、学校から出されております危険箇所、当然それは事故が起こる起こらないは別にして、ここが危険だと思われる箇所、そういった声を聞いて、教育委員会、総務課、建設環境課、それから道路関係者等々関係者が実際にその現場を確認しながらその対応等について検討し、実際に対応もしているところであります。

また、通学路等につきましても毎年PTAから危険と思われる通学路等について、ご意見をいただき、その現場等を確認してということで行っているところであります。まず起こってからということではなく、先程質問にもありましたとおり、実際に個人または町内会、そういった声を聞きながら、現在対応しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の豪雨の際とか、今の交通安全の対応ですけれども、やはり起こってから対応するには予算が大きくかかって、予防の対策はその何分の一で済む状況で人命を救うことができるということが考えられますので、やはり財政も考えれば予防に力を入れて行くべきと思います。

次に、雪の関係ですけれども、昨年を踏まえて今年の対策はとっているということですが、今の状況で住民が通勤・通学時間帯に雪が排雪されている状態にできるのか、あるいはオペレーター、機械が不足しているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 除雪の対応でございます。除雪にあたりましては、町の除雪計画に基づきまして対応しているところでありまして、その中で早朝作業、出勤・通勤前の作業ということで計画をしているところでございます。その対応といたしましては午前3時半から除雪を行うということで基準を設けておりまして、その稼働前に状況を確認して、除雪車が必要な部分について出動をさせていると。

その作業を通勤・通学前に終わらせるということを目的にしているわけではございませんけれども、ただ、天候の状況によりまして、降り始めが午前3時半以降、午前4時ですとか早朝になってしまうと、やはり除雪のタイミングがずれてしまって、通勤・通学の時間帯にあたってしまうということがあります。その際に皆さまの方にご迷惑をおかけしておりますが、基本的な考え方としては、その通勤・通学に間に合うような形で除雪の方を行うということを基本にしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思いますところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 通勤・通学時間帯の雪の排雪作業で本当に苦労しているとは思いますが、どうしても除雪機を置く場所、スタートする場所の関係により、いつも遅く除雪する地域が出てきてしまって本当に住民も慢性化しているという状況の地域も出てきますし、

やはり私も前から言っていましたけれども、このルートを様々対応することはできないのか。先程言ったとおり除雪機の不足、オペレーターの不足でできずに、最後の地域は集落の中の雪の多いところで車は進むか進まないかという状況が、まして今年の豪雪のときですけれども、慢性化している状況であります。町全体を考えれば、このルートを変更するのは難しいということもなろうかと思いますが、ルート変更のできる状況なのか、できない状況なのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 除雪の路線の関係でございます。この路線の組み方につきましては、町有の機械をもちまして通勤・通学時間帯までに間に合うような形で設定をしているところがございます。現在の現有機械で対応できるということで考えているところがございます。除雪の路線の組み方でありまして、その路線の交通量、車両がどのくらい通るかということもございまして、やはり幹線の部分については優先的に除雪をしないといけないというところでは考えているところがございます。

先程も申しましたけれども、やはり降り始めの時間帯が遅くなってしまった場合など、幹線の方を優先している場合があります。各町内会内の生活道路は後回しになってしまっているということがあるというのは認識しておりますけれども、そちらの方は早急に解消することを目指しまして対応しているところがございます。先程町長答弁の中にもありまして、除雪車運行管理システムの方を導入しておりますので、そのシステムを使いまして、遅れている路線等を確認しながら状況を見て対応をしているところがございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり建設関係では前もあったとおり、ひところ、右肩上がりの時代に造ったものが今補修時期に来ているということで大変だということでもあります。やはりハードものを造れば、維持管理にお金がかかるということでもあります。その辺も踏まえて、住民の理解を得ながら、住民にも理解してほしい。あるいは町側もそういう考えでハードものについての考えを持つべきだと思います。

最後に農業政策であります。この情報共有ができていないと同じ農協でも様々な国の政策について、片方の農協等は積極的に農家に支援をして手続を行ってくれたり、ある農協ではそういうことはあと組合任せでできなかったという状況が発生しました。やはりこれは情報共有ですべて農家の人たちが情報を得て手続ができるよう、農業団体と話し合ってもらいたいと思います。そういうことの考えをもう一度お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまのご質問の中で、いわゆるJAの対応が行政によって違うというようなご質問だったかというように思います。まず第1点、ご質問の前提が同様の事業を実施した場合ということになるかと思いますが、一番は行政ごとでその事業実施の中身といいますか、これは若干差異が生じる場合があるというところがございます。その中で当然その場合は手続の方が変わってくるということがございますので、その分の差異は生じると。ただ、同様の事業をした場合にこれは大変申し訳ないですけれども、私の

認識している限りでは、情報の差異によって手続等の遅れが生じるということはこれまでなかったのかなど。これは非常に言いにくいことではありますが、農協単位で対応できる業務の差異が生じるということは、これまでもあったかのように認識はしております。

その意味で先程町長答弁がございましたが、各機関とはあらゆる機会を通じて事業実施、あるいは様々な状況についての情報共有を行って、それをなるべく早く農家の方にも提供できるようにということで努めておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 2時01分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員）

1. 地域通貨「菜のC a」について 今年度も町内の小売店業者振興支援目的で「菜のC a」の発行を出羽商工会に委託しているが、町民からは「分かりにくい」、「複雑だ」との声を多く聞く。

1. 昨年に続き今年も行つての成果をどのように考えているか伺う。

2. そもそも、通貨と名前が付いているが、特定の店で使える「商品券」と違いが分からない。以前の「プレミアム付き商品券」の方が、分かりやすく簡単で良いと思うが、見解を伺う。

2. 三川町出身者の人材活用について 日本人の寿命も延び、高齢化が叫ばれ経済も回復傾向にあり人手不足が問題化している。

1. 三川町出身者で地元を離れ、技術を持ち経験を重ねた人材が、定年を迎え仕事をしていない人も多くいると思う。そういった人材を町も積極的に活用すべきと考えるが、見解を伺う。

2. 望郷みかわ会への参加を強く呼びかけ、Uターンを積極的に進めるべきと考えるが、見解を伺う。

3. Jアラートの対応について 北朝鮮によるミサイルが日本の方に向かって発射されてい

て

る。11月3日には5年ぶりのJアラートが鳴り不安を覚えた。

1. Jアラートの放送で「建物の中、又は地下に避難してください」とアナウンスされたが、具体的にどこに避難したらよいか悩むが見解を伺う。
2. 地下となると、本町では三川バイパスの成田新田地下道を思いつくが、有事の際に利用できる対策はされているのか伺う。

令和4年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、地域通貨「菜のC a」について伺います。

今年度も町内の小売店業者振興支援目的で「菜のC a」の発行を出羽商工会に委託していますが、町民からは「分かりにくい」、「複雑だ」との声を多く聞きます。

昨年に続き今年も行つての成果をどのように考えているか伺います。

また、そもそも、通貨と名前が付いていますが、特定の店で使える「商品券」と違いが分かりません。以前の「プレミアム付き商品券」の方が、分かりやすく簡単で良いと思いますが、見解を伺います。

次に、三川町出身者の人材活用について伺います。

日本人の寿命も延び、高齢化が叫ばれて経済も回復傾向にあり人手不足が問題化しております。

三川町出身者で地元を離れ、技術を持ち経験を重ねた人材が、定年を迎え仕事をしていない人も多くいると思います。そういった人材を町も積極的に活用すべきと考えますが、見解を伺います。

望郷みかわ会への参加を強く呼びかけ、Uターンを積極的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、Jアラートの対応について伺います。

北朝鮮によるミサイルが日本の方に向かって発射されています。11月3日には5年ぶりのJアラートが鳴り不安を覚えました。

Jアラートの放送で「建物の中、または地下に避難してください」とアナウンスされましたが、具体的にどのように避難したらよいか悩みますが見解を伺います。

地下となると、本町では三川バイパスの成田新田地下道を思いつきますが、有事の際に利用できる対策はされているのか伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の地域通貨「菜のC a」について、1点目の三川町地域通貨「菜のC a」の成

果に関するご質問であります。地域通貨「菜のC a」につきましては、7月に内容を周知するチラシを全戸配布し、スタンプカード方式により各実施店舗において交付を開始したところであります。

店舗の中には、すぐにスタンプカードの配布を完了したところもあり、町民や町内で買い物される方々の関心の高さが伺えたところでもあります。また、その実施店舗からは、来店者数や客単価の増加があったとの報告もなされており、地域経済の振興に効果があったものと考えているところでもあります。

一方、各店舗、各事業所の創意と工夫による取り組みが地域経済の活性化にどの程度反映しているかという点や地域通貨としての循環の状況が確認できていないという点が課題として出されているところであり、今後、出羽商工会三川支所とともに検証してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域通貨「菜のC a」とプレミアム付商品券に関するご質問であります。商品券については、一度の来店による消費活動にとどまりますが、本年度の地域通貨「菜のC a」においては、スタンプカードの導入により、各店舗への複数回の来店による消費活動が行われており、11月時点で2,000万円の事業費のうち、1,500万円を超えるスタンプカードと「菜のC a」との交換がなされていることから、住民からの理解は進んでいるものと考えております。

今後、地域経済の活性化を図るために同様の事業を実施する場合は、町民、事業者の双方にとって、利用しやすく有益な制度になるよう出羽商工会三川支所とともに検討してまいりたいと考えております。

質問事項2の三川町出身者の人材活用について、1点目の定年を迎えた人材の活用に関するご質問であります。望郷みかわ会の会員の皆さまをはじめ、町外及び県外に住んでいる町出身者の中には、様々な分野において活躍されている方がおり、これまでも町に対して様々な形でお力添えをいただいていたものと認識いたしております。引き続き、町民の皆さまからの人材に関する情報提供により、町出身者のご協力をいただきながら「ハートフルタウンみかわ」のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目のUターンに関するご質問であります。県は人口減少対策として、大都市圏での移住・定住イベントによる情報発信や若者定住対策を行っているところでもあります。町といたしましては県と連携・協力のもと、幅広い世代を対象としたUターン、Iターン、Jターンの移住・定住対策を促進してまいりたいと考えているところでもあります。

さらには、望郷みかわ会をはじめ多くの方々に対して町に関する情報を発信するとともに、各種イベントやふるさと納税など幅広い事業に参加していただきながら、交流人口や関係人口の拡大を図り、その先にある移住・定住を実現しやすい環境・関係性づくりを進めてまいりたいと考えております。

質問事項3のJアラートの対応について、1点目のJアラートの避難放送に関するご質問であります。Jアラートによる特別なサイレン音が鳴った場合は、町の防災行政無線から流れたアナウンスに従って行動してもらうこととなっており、屋外にいる場合については、

「どこに」ということではなく、近くにある建物の中や地下に避難し、建物がない場合は、物陰に身を隠したり、地面に伏せて頭部を守る行動をとってもらうことが基本となるところであります。

次に、2点目の成田新田地下道に関するご質問であります。この地下道については、いわゆる「シェルター」としての機能を有しているものではありませんが、コンクリート製で頑丈な構築物であることから、緊急時には、周辺にいる歩行者やドライバーが一時的に避難する場所としての利用は想定しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは再質問いたします。まず初めに菜のC aでありますけれども、ただいま町長答弁にあったとおり、循環はしていないというような答弁がありました。まず初めにお聞きしたいのですけれども、本来は循環して通貨として出回ることを想定して作ったものと思われませんが、循環されなかったというのは町当局も認識しているのですけれども、その循環しない理由というものはどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 菜のC a、本来地域通貨として循環すべきものが循環していない理由ということでございました。地域通貨菜のC aにつきましては昨年度から事業実施をいたしておるところでございますが、昨年度もいわゆる循環というものがうまく回らなかったというところがございます。

実は昨年度はその業種・業態によりまして200円券、500円券、1,500円券ということで分けて菜のC aを発行いたしました。その前提としては、なるべく多くの方からまず手にとりていただくということと循環のしやすさということでその額面を分けて発行をしたところでございますが、今年度につきましては逆にその発行時の手続といいますか、それが煩雑になるということで今年度は500円券に統一をして、額面を統一して発行しておるところでございます。

本来であります地域通貨ということですので、いわゆる現金と同様に循環をしていただくことによってその効果が本来は発揮されるべきものと。理論経済ではございますが、1,000万円なり2,000万円なりの額がこの三川町の地域経済の中に投入されるということでございますので、その意味では小さなインフレーションが発生をする。すると、お金の価値が下がって品物の価値が高まりますので、品物が動くであろうという理論経済ですけれども、という状況を実現させたいという思いで地域通貨という形をとったわけでございますが、ご指摘ありましたとおりに循環がうまく回っていないという前提としては、実際の消費されている方から聞きますと、やはり500円券でお釣りが出ないというところで、いわゆる現金とは違うので使いにくいという声はお伺いをしているところでございます。

ただ、町長答弁でもありましたが、この地域通貨を循環させるための方策として、各店舗から工夫をしていただいて地域通貨を使っていただくと、例えばスタンプを付けますよとか、あるいは何かプラスアルファありますよというような地域通貨として使用していただくため

の工夫というものも、先程お話がありましたが出羽商工会三川支所とともに協議をして、ぜひこの地域通貨というものを定着させたいなというようには考えているところでございます。

ただ、ご指摘ありましたとおりになかなかうまくその意図とといいますか、その使いにくさというものが邪魔をしているというところはあろうかと思いますが、地域通貨としての広がりが進んでいないという現状でございますので、この部分につきましては、地域通貨というのはあくまで本町の地域経済の活性化、底上げのための事業でございますので、本来であればこの意図したところを広くご理解いただいて実施したいところでございますが、今後出羽商工会、あるいは会員の店舗の皆さま方のご意見を頂戴しながら、地域通貨にとらわれることなく、より効果的な方策があれば、そこは柔軟に対応することも必要であろうかというようには考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今の答弁で循環しないというところで分かったような分からないようなというか、たぶん全然理解されていないのではないかとこのように私は思います。と言いますのは、やはりあの地域通貨をもらって、自分が商店になったと思って少し考えてみれば分かると思います。お客さんが地域通貨菜のC aをもらってきて、別の人が現金で来たのにお釣りで返してまた使おうかと、もらったときにお客さんがその地域通貨をもらって喜ぶかどうかというところがまずない。今の地域通貨を使ったらまたスタンプを押すみたいなアイデアがあればというようなこともありましたけれども、それも考えにくいと。スタンプそのものが今不足していますし、今現在も商店にはスタンプを押すカードはほとんどもうないというような現状であります。というところで、商店が現金でもらってからお釣りで通貨を渡した場合、もらった方は結局現金でお釣りをもらえばどこでも使えるのですけれども、使う範囲が狭められた限定されたお釣りをもらうということで、お客さんは何もメリットがないというように思われます。

また、商店にしかり、地域通貨でもらって換金すれば現金ですけれども、そのもらった地域通貨で電気代や水道代は払えないんです。商品を仕入れに回すときに、その地域通貨で商品の仕入れには使えないということで、そもそも、目的は分かるんですね。結局2,000万円の地域通貨を出して、それが1回ずつ回れば4,000万円の効果になるということで、理屈的には確かに効果的なものですが、実際それをいざ社会、商店に持ってきた場合、ただの商品券としか私はならないのではないかなというように思っています。

この辺の商品券というか、そもそもの狙いは良いのですけれども、実態を捉えていないのではないかとこのように私は思いますけれども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘の部分につきまして、まず私の表現があれだったのですが、地域通貨を使うことによって新たにスタンプというところ、このスタンプというのが現在実施されております菜のC a交換のスタンプということではなくて、例えばその店舗独自のシールでもいいのですけれども、割引のようなもの、つまり何かしらの特典があるんだということであれば地域通貨を使いたい、地域通貨でお釣りをくださいという話になるのか

なという部分でございます。

それと仕入れ等のお話ですが、これも実は循環が完成・達成するとその心配がなくなるといいですか、つまりお釣りを現金の代わりにお客さんに地域通貨菜のC aでお釣りを渡せば手元に現金が残りますので、それは町外の菜のC aを使わない部分の仕入れ、あるいは様々な支払いにもできるということになるかと思えます。

その意味では、この循環がうまくいっていないというところが、なかなかその周知の部分で不足であったというようにご指摘をいただければそうなるのですが、ここの部分につきましては商店、出羽商工会の会員の方にもぜひ広く声をかけていただいて、地域通貨として流通なるようにということでの話はさせていただいておるのですが、先程お話をしましたとおりに、もし店舗ごとに新たなサービスをするとなると、当然そこには新たな手間といいですか、新たな業務が発生をするということでございますので、そこの部分での兼ね合いは当然あるかと思えます。

それと商品券との違いというところでございますが、今年度実施をしておりますスタンプカード方式においては、業種によって金額が違いますけれども、5回の来店によって1回菜のC aが発行になるということでございますので、商品券あるいはクーポン券とは違まして複数回の来店が期待できるということで、ここの部分はその地域通貨菜のC aの考え方は少し乖離があるのですが、その意味では今年の方法については、複数回の来店という意味での効果はあったのかなというようには考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） スタンプにすることで5個スタンプあるわけですので、5回来てその交換した後、またその地域通貨を持って来店されるということで、それでもダブルに経済効果が出るのではないかなというようにご指摘でありましたけれども、確かに業種によってはそういう少額の商品であればそういうこともありますけれども、中には大きな商店、1回で5個もらえる業種もあるわけですよ。そういうところだと今までだと商品券1回でもらっていたのが5個スタンプを押しているものももらって、商工会に行って換金して、それでスタンプをもらってと二度手間三度手間になるというように確かに業種もあるというのも事実であります。ということで、この商品券をそういう政策を行う場合、大体どの辺にターゲットを絞ってどの辺の効果があるかというところを見極めて行わないと効果というのはいらないかなと思われま。

そこで、昨年から地域通貨でありましたけれども、以前のプレミアム付商品券でなぜ悪かったのかなど。今言われたとおりにスタンプにすれば何回か来るとか通貨として循環するんだというような確かに理屈的にはあり得るけれども、現実にそんなに効果は出ない。むしろ町民からは複雑だと、どうやって行うのかと。始まればそれなりに貯まってくるのであれでしたけれども、なかなか食いつきが悪かったというところで、なぜ今までのプレミアム付商品券に戻せないのかなというように思いますけれども、その辺の見解をお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今ご指摘がありましたとおりに、商品券と地域通貨、今年

度の方式の違いにつきましてはその来店の回数の効果の期待度というところでございます。それと、いわゆる商品券と地域通貨の実施方法の変更ということにつきましては、商品券につきましては当然その経済支援とともに消費者の方、生活者の支援というところにもかなり主眼が置かれておると。ですので、ある程度の割引のプレミアムを付けた商品券によって、まずぜひ三川町の商店に来てくださいと。その場合は申し訳ないですけども、その額面の分、1回の来店ということになるわけですが、その効果が今疑問視されておりますが、地域通貨につきましては、ぜひ複数回の来店によって地域経済の下支えをしていただきたいというところでございます。その意味では若干、商工業者の方に経済支援の方に重きが置かれているのかなというところはございます。

その意味で、若干分かりにくいというご指摘がありますことはこれも承知しておりますので、先程もお話をしましたが、今後その経済発展のための商工業者、それと生活支援ということで消費者の方、双方にとってより使いやすく分かりやすいような形についても、今後出羽商工会三川支所とともに様々情報を取りながら検討してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それで、それなりのスタンプを集めるということでありましたけれども、そのために結構な経費がかかっているということでもあります。令和3年度も同じく菜のC aを出しましたけれども、その場合はスタンプはなしで菜のC aということで行いました。これは地域通貨発行額として4,268万1,800円、その事務経費としては357万300円、今年度は通貨発行額2,000万円に対して423万8,000円と結構なそのスタンプを押す、スタンプカードの印刷代、スタンプの料金ですかね。経費がかかっている割には、若干はあるにしても経済効果は令和3年よりないと。むしろ、菜のC a以前のプレミアム付商品券であれば券を発行するだけですのでもっと経費は少なく済むというように考えますが、プレミアム付商品券で行った方が町民も分かりやすいと。

物事の政策を行う上で、まず1丁目1番地として、やはり一番気をつけなければいけないとか、私の考えかもしれませんが、やはり分かりにくい、複雑だというのは大体ほとんどが失敗とか、それだけで自分は合格点は付けられないなというように思います。やはり単純で簡単な政策というのがまず1丁目1番地にあるかなというように思われますけれども、そういう意味でプレミアム付商品券はとても分かりやすく、またそれなりの経費もかけず経済効果が出るのではないかなというように思いますけれども、見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘いただきました点について、令和3年度の事業費と事務費の対比ということでございますが、実は令和3年度につきましては、当初の事業費につきましては手元に資料がなくあれなんですけれども、1,500万円から2,000万円以内だったはずで。つまり、今年度と同程度の事業費としては当初は執行しておりました。その後、様々な追加ということで最終的に4,000万円の菜のC aの発行額、事業費になったというところでございます。

その事務費の差異というところでございますが、事務費で一番大きく占めるのが関係人件費の部分でございます。それに加えて、今年度はそのスタンプカードの発行ということ、それとそのカードに関する部分ということで事務費が膨らんでおりますけれども、その事業効果という部分につきましては、今年度の部分はこれから検証ということになります。これも何度も申し上げてあれですけれども、最低限5回来店によって1枚の菜のC aということでございます。11月末の時点で75%ほどスタンプカードと菜のC aの交換が行われておるといことからいきますと、単純にいきますと、その数の方が5回以上、5回の来店は実施をされておるといことですので、それなりの事業効果はあったのではないかとこのように考えております。

今のプレミアム付商品券との分かりやすさというところのご指摘については、まさしくそのとおりだと思いますが、より来店回数を増やすためということで今年度実施をした事業でございます。今年度は新規にといいますか新たに組み込んでおりますので、その部分につきましては今後検証をして、またより良い事業の形を模索してまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 次に向けてより良い効果をとということでありました。それで、今現在もスタンプカード6,750枚発行されております。商品券そのものは2,000枚ですかね。倍の数のカードを発行されておりますけれども、倍のカードを発行しても全員が期日までに5個ならないと商品券菜のC aがもらえない。今のお話だともう75%ということは残り25%、でも、町内の方にはまだスタンプが一つや二つでまだ足りない、途中で期限切れ、時間オーバーで使えなくなるという数も倍ある予定であります。

この辺、「せっかくやったのに」と、今議会で75%と私は聞きましたけれども、町民はまだどれだけ菜のC aが残っているかというのが分からない、何も情報が出てこない。後で「早く教えてもらえばその前に行って換金したのに」というようになると思いますけれども、町民にカードを持っているけれども残り換金できる、全部は換金できないわけですので、後で町民から苦情が来ないためにも現在のスタンプ発行枚数と換金が何枚と。もう残り何枚ですので早くスタンプを換金してくださいよというようなアナウンスは必要かなというように思いますけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今ご指摘あった部分につきましては、2,000万円事業費、これは商工関係とマイナンバー関係も含めて2,000万円の事業費ということでございますが、そのうちに額面500円でございますので、通常であれば4万枚が交換可能な枚数ということになります。その中で、実は9月までで7割に迫る勢いで交換が行われておりました。その関係もありまして、こういう事業と申しますか今お話あったとおりに、財布の奥にカードをしまわれている方もいらっしゃるでしょうし、何かの関係で忘れていらっしゃる方もいらっしゃるでしょうが、大概の方はどんどん集めて菜のC aに交換しようというようなお気持ちでいらっしゃるのかなということで捉えておりました。

その意味で、あくまで本スタンプカード及び菜のC aにつきましては三川町内の事業所での使用ということになりますので、町外の方で1回2回訪れた方でカードをもらったけれども、もうなかなか三川町に行く機会がないのでということで廃棄された方等も想定をして、それで追加をして6万枚ほどの発行数になっているというところでございます。

今ご指摘ありましたとおりに、現時点で2,000万円の事業費のうち1,500万円を超える額が交換になっておりますので、約75%を超える形での交換になっておるというところでございます。これから年末に向けましても、まずお手元にスタンプカードがある方についてはご利用いただいてぜひ菜のC aとの交換をしてくださいということで町のホームページ等でも周知をしてみたいと考えておりますし、あるいはその商工会を通して加盟各店舗においてもお手持ちのスタンプカードは早めにスタンプを押して交換してくださいというような周知をしてみたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 次に、三川町出身の人材活用について伺います。ただいまの町長答弁では、町民の情報をもとにそういう人々を活用していくというような話でありましたけれども、具体的にどのようにして町でその情報を集めていく計画でいるのか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） これまでも様々なイベント、例えば秋祭りあたりでも町出身者からイベントに参加していただいて協力をいただいているという事例がありますけれども、その人材の情報収集におきましては現在町にいる住民の方々から直接的に情報を得たり、または町の広報、ホームページもありますので、ホームページで周知募集したりという方法があるかと思われまます。そういった方法を今後も続けていきたいというように考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） どうですか、今そういう方法をホームページや何かでどれだけ情報集まっていますか。私はただそういうことを行っているだけでは人は集まっていないのではないかと思っています。三川町の予算・決算を見ますと、これは地元出身者のUターンではないかもしれませんが、移住世帯向け食の支援事業ということで、昨年も今年も2世帯くらい、米、味噌、醤油の支援で地域づくり、移住に向けて行っているというような事業がありますけれども、これを見ても2世帯程度というところで、今おっしゃられましたホームページや声かけではなかったかなというので、実際どのくらい関心を持ってUターンの実績が上がっているのか、どう捉えるのかをお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） Uターンに関しまして、町に転入してきた場合、住民窓口の方で簡単なアンケート調査を行っているところであります。それを見ますと、過去に三川町に住んでいたことがあるという記載がありまして、具体的なその割合までは私は今把握しておりませんが、それなりの町出身の転入者はいるというようには認識しております。

このUターンなり移住定住という部分につきましては、町出身者のみならずIターンのな

移住も想定しておりますので、ここの部分につきましては三川町のみならず、山形県との連携により今後も対応していきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） これもそうであります。Iターン、地元に関係ない人が来るということで、これでも地域おこし協力隊というのがありましたけれどもなかなか応募がないということで、本当に町に縁のない人がこの町を選ぶのかということとそう世の中は簡単ではないと私は思っています。それが地域おこし協力隊でなかなか人が集まらないというのもその一つの例だと思います。

そこでではありますが、この地域から出た人というのは、やはり盆・正月、新型コロナウイルスの関係もありますけれども、それでも少しずつ帰省しているということでありますので、その場合、地元の企業がこういう人を求めているよと、こういう人が足りないんだと。先程一般質問でもありましたけれどもバスの運転手が足りない。バスの運転手であればまだ60代でも資格をとればできる。また、保育士も足りないというようなことも言われていました。町内出身者にどれくらいいるか分かりませんが、そういう資格を持った人であれば、もし三川町であれば住み慣れたところでもありますし、知人もいるということと来やすくなるのではないかなというようなことは私は思っています。

でも、そう思っている、なかなかそのマッチングができないというようなところで、もしそのようにマッチングできるとすれば、私の一つのアイデアではありますけれども、帰省する場合の交通費、往復もしくは片道でもいいです。飛行機代1万5,000円から2万円、先程の食を配るもの、あれでも米、味噌、醤油でも1世帯当たり2万円3万円配っているんです。あれは食です。別かもしれませんが、そのようにこちらに来たらそういう情報提供、町にこういう企業があると、もしくはその逆も良いと思います。町でそういうリストを作って、自分はこういうことできるのだけれども、こういう仕事ありませんかみたいなのを町が募集というか窓口を設けて、帰省する場合、片道・往復、両方でもいいですけれども交通費を出すから1回役場に来てくださいと。役場に来て自分のスキルやそういうものを登録した人には交通費を出すから来てくださいというアイデアのような企画をすれば、今度盆・正月に行くから、そうでなければ家の人は今度来るときに1回役場に行けば交通費をもらえるよということで、バスの運転手だったらできるなとかパソコンは得意なのでそういうのはできるよとか、あと町内の企業でもこういう人いませんか、そういう人がいたら募集しますというようなマッチングをする役割を町が行って、その交通費を持つ。往復でも3万円程度だと思います。繁忙期になれば4万円を超えるかもしれませんけれども、交通の庄内空港利用にも繋がりますので、そのようにアイデアを出して町の人材、町の人ごと結べるような企画が良いのかなと思っておりますけれども、その辺の見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいま様々ご提案いただきましたけれども、一般的に三川町内にある企業が人材を必要としている場合についてはハローワークでの募集ということで、そのハローワークの情報については日本全国どこでもある程度見られる状況にあります。

ので、企業側としてはそういった欲しい人材はそういった全国規模のもので求人をしてもらうのが適切かと思われま。一方、町のイベント等での必要とする人材については、町のホームページまたはそれこそ関係団体等の人脈を使いながら、情報を収集しながら一本釣りの要素はあるかもしれませんが、そういった情報収集はしていかなければならない。これまでも、そういった情報収集を行ってきたという事例があります。

また、これからの SNS なりそういった手段を使いながら募集するというのも一つの手段とは考えておりますので、今後の実施にあたってはその辺も検討していきたいというように考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） SNS とかそのように大雑把に行ってもなかなかかゆいところに手が届かない。やはり帰省したり実家の方からこういうのがあるぞというようなところで、やはり具体的にこういうのがあるからどうだと、帰ってきて働いてみないかと。その代わり居住に関しては町の方の、これからでしょうけれども、そういう様々な特典があるよというようなところで行えればいいのですけれども、SNS とかホームページとか、ぱっと行ってもやはりかゆいところには手が届かないと私は思います。その辺はもう少し実のある政策を行うべきかなと、もっと打てば響くような政策が必要かなと私は思います。

続きまして、Jアラートについて伺います。Jアラート、5年ぶりに鳴ってとても驚きました。ただいま言ったとおり、正式名称が全国瞬時警報システムというところで、これは2004年、平成16年に成立した武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律ととても長たらしい法律で、俗に国民保護法というような法律のもとに鳴らされたというように理解しています。

この法律は三つの要件がありまして、避難、救援、武力攻撃に伴う被害者の最小化というところで、武力攻撃というのは自分もテレビや映画でくらいしかあんなミサイルなんていうのは考えたことはありませんけれども、やはり近年北朝鮮を含め近隣の国が少し騒がしくなってきたかなと。実際Jアラートも鳴ったわけでありましてけれども、その中で町が行うことということで、国がこの国民保護に係る基本指針を決めた後、各自治体がそれを受けて具体的な計画を立てることになっているということでありました。そこで、本町はどうなっているのかなというところで本町のことを調べたら、そこには三川町国民保護計画というのが2016年3月1日現在で作られていました。

ページ数でいくと六十何ページもあるので全部ではありませんけれども、その中でやはり今回私が一般質問させてもらっているのは、「第2編平素からの備えや予防」というところで、「第4章国民保護に関する啓発」、これはやはり啓発というのは大変重要であります。その中で様々あるのですけれども、学校における教育ということで、「町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、小中学生において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う」と載っています。実際にこの指針を受けまして学校ではどのように今回のJアラート教育をされているのか教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） Jアラートが鳴った際の学校での避難とか、そういったミサイルが発射されて落下したときの対応についてでございますが、基本的な考え方といたしましては、先程の答弁と同様になるかもしれませんが、Jアラートが鳴って外にいるときと、また屋内にいるとき、その時々状況によって対応が変わってくるものというように認識しております。ミサイルが落下した際の爆風でありますとか、破片が飛んでくるといったような危険がございますので、基本的には屋外の場合であれば、できる限り建物の中に避難をすとか地下への避難というような対応になるかと思えます。また、建物がない場合には、物陰に身を隠すとか、爆風に飛ばされないようにその場に伏せるとかそういった対応。また窓ガラスの近くに寄らないとか、そういった一般的な対応を学校の方でも行うように県の方から指示も受けております。

実際に今回のミサイルの発射等によってJアラートが鳴ったことを受けまして、学校の方でもチラシの方を配付したり、学校の方から生徒の方に指導もされているというように聞いております。県の方といたしましては、避難訓練等の実施なども行うような指示が出ておりますが、今後学校と調整をいたしましてこういった対応なども考えていかななくてはなりませんし、さらに教員の方々についてもこれに関しての共通理解を図っていくということでの指示が出ているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） この間、県は寒河江市の方で避難訓練を行ったということでありました。本町においてもここに国民保護に関する啓発ということで、町民にもその啓発を促すというように計画にありますので、私が質問したとおり、こういうことがあるとは本当に知りませんでしたので、たぶん多くの町民は知らないのではないかなというように思います。この啓発を行う際に、まず台風であれば風なので大体想像はつくのと、また、津波や大水であればどういうシステム、どこら辺がどう危ないのかなというようにところで、大体の危険なところは想像がつくのでありますけれども、ミサイルについてはテレビや映画くらいでしか見たことがないというところであります。

いざこれを啓発しようといった場合、そのミサイルの効果というか、攻撃の体制みたいなもの、その辺はやはり学校の先生、町民であれば役場の方でどのくらい理解されているのかなというように少し疑問なところがありますので、たぶん分からないとは思いますが、一応聞きますけれども、総務課の方でこのミサイルというものはどのように認識されているのか、一応お聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、先月5年ぶりにJアラートが鳴りました。実は5年前、当時非常に嫌な音がしてどのように行動すればよいかということで、全国同じ、どのような行動をとるのかというのは国のチラシをもってお知らせをしたところでありました。現在もその初動においては同じであります。先程町長の答弁にもありましたとおり、まず屋外にいる場合は、建物に避難する。地下があれば地下に避難する。これは先程

教育課長の説明にもありましたとおり、ミサイルの着弾による爆風及び破片等が飛散する被害から身を守るということでもあります。どうしてもなければ地面に伏せる。車に乗っている場合でも、着弾箇所から物が飛んできた場合、ガソリンに引火して危険な状態になりますので離れるといった本当に初動的なものが示されておりました。

そういった内容については、町も少し間を置いてはしましたが、現在町のホームページ等ではその行動等について国の啓発チラシ等もリンクさせながらお知らせをしているところであります。頻繁にそういったJアラートに至らないまでも発射の報道等がなされておりますので、今後町の広報等タイミングを捉えて住民の方にはお知らせしていかなければならないなということでは考えております。

なお、町の体制ということになりますと、やはり風水害等とは少し異なるかとは思いますが、ただ、地震と同じように、やはりもう瞬時に起こることでもありますので、その状況に応じて例えば初期段階では程度によりますが、私をはじめ危機管理担当部門が情報を収集し、警察、消防、県などと連絡をとりながらマスコミ等へも対応しているというところでもあります。非常に被害が大きい、またはそれが容易に予見できる状態の場合は、災害対策本部と同様な形で課長以上の対策本部を設置し対応をするということになります。

ただ、Jアラート、ミサイル等については、もうこの本部設置はすべて国・県ということで、指示でその設置は連絡が来ますので、町長の判断というよりは国の大事ということで対応・体制をとるということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） かなり自分が思っていたより勉強されてというか、前に行ってからそのときの知識だと思います。今言われたとおり、他の風水害や地震、津波、大水とは全然ことが違います。北朝鮮からであれば、発射されて10分以内に到達するというように言われています。それは発射してから10分なので、日本が衛星で見て弾道計算して日本に落ちるか落ちないかを計算して判断してJアラートを鳴らすというところを考えると、鳴ってから5分、ひよっとしたらこの間はもう通り過ぎてから鳴ったみたいな話もありましたけれども、それは別として、いくらやっても5分はかかると思います。そうすると、やはり5分以内にその行動をとらないといけない。

先程総務課長がおっしゃいましたのは、それから職員を集めてとかそういう次元ではありません。また、学校教育においては、北朝鮮というのは、発射する兆候を見ると、敵基地攻撃ではありませんけれども、だめだということで夜中に発射の装置を準備して朝に発射する傾向があります。そうすると、学校の先生もいない、子どもたちが通学途中にJアラートが鳴る可能性は非常に確率的に高いというように思われます。そういう場合、本当に5分ですぐその判断して伏せないといけないということは、それなりにミサイルの性能を知らないと、その判断はできないというように思います。

今言ったとおり、ミサイルというのは自分の頭に直撃すれば、これは核シェルターなどがないとこれは無理ですけども、今言ったとおり爆風、または破片が飛んでくるところから身を伏せるというところからは、やはり姿勢を低くして、風上に当たる面積をとにか

く少なくする。足に当たったぐらいでは死にはしませんけれども頭を守ると。この二つがやはり一番肝心であります。それが5分以内にすぐできるかということそうはならない。

また、このように国、政府もどうすればいいかというのはチラシはありますけれども、そのシステムを知らないと、この場合と違う場合はどうするのかと悩んでいるときにはもう落ちてしまいますので、やはり普段からミサイルというものを認識して、とにかく低くして爆風から頭を守るといふようなところは、学校の先生も教える側がきちんとそういう知識がないと、聞く方はこのように載っているから行ったではやはり効果が出ないというように私は思いますので、その辺、学校の先生、また役場の職員も含めて専門家から様々聞きながら町民にまた学校の生徒に指導していただければなというようなことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 3時19分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|------------------------------|---|
| <p>1. 町民憲章に掲げる理念の具現化について</p> | <p>1. 「川も緑もきれいな町」にするために、樹木の伐採に対する補助金制度の新設や空き家（地）の樹木伐採対策等の環境整備に関する具体的方策についての所見を伺う。</p> <p>2. 「きまりを守り、心のふれあう明るい町」として、都市計画関係や空き家対策、ごみ処理受委託契約など各般にわたる行政運営において、関係法令や条例等の遵守により町民との信頼関係構築に配慮されてきたものか所見を伺う。</p> <p>3. 「たがいに助け合い、しあわせな住みよい町」の方策として、桜木地区への高齢者と子育て世帯向け町営住宅等の整備や町内の空き家（地）の利活用も具現化すべきと思うが、現状と今後の方策についての所見を伺う。</p> <p>4. 「健康で働き、ゆたかでいきいきとした町」として、いつまでも町民が活躍できる仕組みによる健康増進策と収入確保対策等について、現状と今後の方策についての所見を伺う。</p> <p>5. 「教養を高め、文化の薫るのびゆく町」として、町民生活の文化と英知など幅広い年代層からの意見や発案等を町</p> |
|------------------------------|---|

政運営に反映できる仕組みについて、現状と今後の方策についての所見を伺う。

令和4年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

私からは町民憲章に掲げる理念の具現化についてであります。

初めに、「川も緑もきれいな町」にするために、樹木の伐採に対する補助金制度の新設や空き家（地）の樹木伐採対策等の環境整備に関する具体的方策についての所見を伺います。

次に、「きまりを守り、心のふれあう明るい町」として、都市計画関係や空き家対策、ごみ処理受委託契約など各般にわたる行政運営において、関係法令や条例等の遵守により町民との信頼関係構築に配慮されてきたものか所見を伺います。

そして、「たがいに助け合い、しあわせな住みよい町」の方策として、桜木地区への高齢者と子育て世帯向け町営住宅等の整備や町内の空き家（地）の利活用も具現化すべきと思いますが、現状と今後の方策についての所見を伺います。

また、「健康で働き、ゆたかでいきいきとした町」として、いつまでも町民が活躍できる仕組みによる健康増進策と収入確保対策等について、現状と今後の方策についての所見を伺います。

最後に、「教養を高め、文化の薫るのびゆく町」として、町民生活の文化と英知など幅広い年代層からの意見や発案等を町政運営に反映できる仕組みについて、現状と今後の方策についての所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の町民憲章に掲げる理念の具現化について、1点目の樹木の伐採に関するご質問であります。個人の所有物である樹木管理については、所有者に責任があることが民法第717条第2項で規定されていることから、その所有者に対して適切な対応を求めているものであり、公平性の観点から樹木の伐採に対する補助金制度の新設は考えていないところであります。

次に、2点目の行政運営における関係法令や条例等の遵守に関するご質問であります。行政運営にあたっては、法令や条例等の遵守は当然のことと解しており、適切に対応しているところであります。

次に、3点目の町営住宅の整備に関するご質問であります。本町における住環境の整備等につきましては、第4次三川町総合計画において多様な住宅ニーズへの対応と町営住宅の適正管理に取り組むこととしているところであり、三川町住生活基本計画及び町営住宅長寿命化計画において、令和9年度まで現戸数である28戸を維持することとしております。さらに、公共施設の整備については、三川町公共施設等総合管理計画において、町有資産の保有総量の適正化における基本方針として、町民生活の安全や安心に関係するインフラ施設を

除き、原則として公共施設等は新設しないこととしているところであります。

また、空き家の利活用については空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、所有者自らが適切に管理することが原則となっているところであり、町内に散在する空き家等の所有者の理解を得て、個々の案件に応じて、最も適した対策を講じてまいる考えであります。

次に、4点目の町民が活躍できる仕組みによる健康増進策と収入確保対策に関するご質問であります。すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められており、町民一人ひとりが、福祉向上のために何ができるか考え行動していくことが期待されているところであります。

現在、町民が主体的に活動している組織やグループとして「アフターからだ塾」「よれちや家」「食生活改善推進協議会」などがあり、介護予防や食生活改善の活動を通して町の事業への協力とともに、自主活動による生きがいや、やりがいを持ちながら活動を展開しており、このような活動は町民の健康増進にも繋がっております。また、収入確保対策としては、高齢者の生きがいづくりでもある「シルバー人材センター」における活動も活発に行われているところであり、今後とも、それぞれの組織の役割を尊重し、町民の活躍する場を一層支援してまいりたいと考えております。

次に、5点目の行政運営における広聴活動に関するご質問であります。本町においては、「町長と語る会」や各事業説明会等を開催しながら町民要望や意見の集約を行ってきたところであり、また、総合計画などの計画策定時におきましては、大規模なアンケート調査を実施しながら計画等に反映させているところであります。

現在は、広報活動といたしまして広報紙発行の他、ホームページやLINE、Facebookなどのソーシャル・ネットワーク・サービス、いわゆるSNSを活用し、タイムリーでかつ分かりやすい情報提供に努めているところであり、このSNSの町ホームページにおいても随時、意見・提言を受け付けている状況であります。

今後の広聴活動におきましては、現在の社会状況を鑑み、SNSを活用した手法による意見や要望、提案などの情報収集についての検討も重要なことと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今回の一般質問につきましては、これまでの阿部町政20年間の総括するために町民各位から様々なご意見が寄せられておられましたので、行政運営の基本とも言うべき三川町民憲章の理念をベースにした一般質問を行うことにしたという次第であります。「この憲章を道しるべとし、美しい三川の自然をまもり、田園の町づくりにつとめます」から始まりますこの三川町民憲章については今さらの説明になりますけれども、昭和53年11月4日に制定されて以降、毎月の町内会長会議や課長会議の冒頭で唱和を続けてきたものでありまして、三川町行政の理念、つまりはあるべき姿についての基本的考え方を言い表したものであると認識しておりますので、2回目以降の質問については、私自身の反省も含めながら質しざるを得ない項目がありますので、真摯なるご答弁をお願いしたいと思います。

います。

そこで初めに、「ふるさとを愛し、川も緑もきれいな町」にするために、樹木の伐採に対する補助金制度の新設や空き家空き地の樹木伐採等の環境整備に関する具体的方策についてではありますが、この支障木等の管理については管理責任者たる土地の所有者が管理を行うということは当然の話ではありますが、これを積極的な伐採処理を促すための補助金制度はいかなものかという観点でございます。

より速やかな効果が上がる方策として、ふるさと応援寄附金の一定割合をファンド化する。例えば、きれいな町基金というような目に見える財源にして、ふるさとを愛し、川も緑もきれいな町にしましょうという呼びかけによって空き家対策の補助金制度はどこ自治体にもある話ですが、こと樹木の伐採制度補助金というものはあまり例のない補助金制度というように見ておりますので、かつての自立の町三川を標榜していた頃を復活させる意気込みという考え方を示す政策として全国に先駆けた樹木伐採補助金制度をふるさと応援給付金をファンドとするということによって、三川町のイメージアップに繋がってふるさと応援寄附金に賛同してくれる方も増えるのではなかろうかというように考えられますので、町長としてのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員からは町の最も基本的な町民からどのようなまちづくりを進めるかというような視点での町民憲章についてのご質問であります。まさに、この町民憲章の全文、これがやはり町民がこれからのまちづくりとしての一人ひとりが役割を担っていただけるようなこの全文があるというように私は思ってまいりました。五つの憲章という中においては、三川町の置かれている地理的な環境、あるいは自然、文化、このような広い視点での町民憲章が制定をされたというようなことからすれば、やはり町民が安心して安定した生活を営むことができるような、これからのこの地域社会をどう行政が作り上げていくかということが、この町民憲章に表現されているのだなというように思っているところであります。

こうした中、個々の町民の生活環境においては、自ら住んでいる住宅、あるいは敷地、屋敷の中における様々な自然的に生育している樹木等もあるわけではありますが、これは今までも全国の各自治体においては、その宅地に生育している樹木が例えば風水害等で倒壊した場合に道路にその樹木が倒木したというような中においては、この処理においてやはり全体的な周辺住民の安全というようなことに対する対応を行ってきた自治体もありました。しかしながら、その行為が個人の所有物を勝手に処理をしたというようなことで大きな問題となったという事例もあります。

そのようなことから、やはりこの樹木の伐採等における環境整備においては、まさに町民の理解をいかに得るかということからすれば、そこには公平性というものを考えていかなければならないと、このように思うところであります。

鈴木議員の言われるファンド等でもこれらの住み良いまちづくりというようなことで、まさにきれいな町を作っていくということからすれば、これは当然必要なことだということ

は理解できます。しかしながら、行政がそれを誘導するような形で、ましてやふるさと納税における基金をファンドで国民から広く協力を求めていくということは、町に対するそのような期待からふるさと納税ということで納税をしていただいている方々から理解してもらえるかということも、その辺りは十分検討しながら考えていかなければならない大変重要なことではないかというようには受けとめておるところであります。

鈴木議員の言われるように、まさにきれいなまちづくりということについてはそのような手法も必要だと理解できるということは、私もそのような思いはありながらも、やはりこの制度的な部分において非常に難しいことになっているということをご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。今のご答弁の中で話がありましたとおり自然災害等による倒木が発生した場合については行政代執行等の強制的な権限で処理するというような話でもありますけれども、その風水害によらない場合でもかなり周辺環境に悪化を及ぼしている支障木というべきものかと思いますが、町内には複数散在しているというようなことを聞いておまして、こういった部分での町内会の住民生活の環境改善ということからも行政代執行、もしくは略式代執行等が可能という制度になっているかと思いますが、こういった制度の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町内に散在している支障木の取り扱いについてでございます。建設環境課の方といたしまして、支障木、道路上にはみ出している樹木、それから周辺に悪影響を及ぼしている樹木、こちらの方につきましてはその所有者に対して通知の方を送付いたしておまして、その適切な管理、伐採等をお願いしているところでございます。その際に、法的な根拠、民法ですとか道路法、関係法令等を示しながら理解を求めているところでございます。また、その通知の中に、対応できるような業者の案内ですとか対応方法ですとかの相談を受けているというような内容で伝えているところでございます。

また、町内会からも支障木等の相談というものが入る場合がございます。こちらの場合につきましても町とそれから町内会が一緒になって、その所有者等に適切な管理をお願いしていることでありまして、まず一義的には所有者が対応するというところで取り扱っているものであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 基本的な対応ということで受けとめさせていただきましたが、それをさらにその所有者、地権者から積極的な処理を行っていくための誘導策としての補助制度というものもぜひご検討いただければと思います。

次に、二つ目の「きまりを守り、心のふれあう明るい町にしましょう」というような内容で、それぞれのこれまでの事案においてどのような配慮をなされたのかということを確認したいのですが、まず初めに、空き家対策問題でございましたが、令和3年5月19日開催の三川町空家等対策協議会で特定空き家の認定と寄附について承認された

物件について、その翌月6月8日に寄附受け入れの可否を否とする通知が阿部町長の判断で出されたものというように認識しているところであります。ここで言う「きまりを守り、心のふれあう明るい町づくり」というような観点で、どのような配慮によってこの処理がなされたのかということをお見をお伺いしたいと思います。

なお、これについては先程民法が引き合いに出されましたけれども、平成30年5月に相談を受けて以来、令和元年には6月議会で寄附受け入れ条例案が一旦否決されましたのですが、それについては9月の議会へ再提案をするので、それまで可決するまで待ってくれという話し合いが行われた。その翌月10月には、寄附受け入れ等の申請の準備をするようにという話し合いまであった案件だと聞いております。こういった経過も阿部町長はご存知の上での判断かと思いますが、昨年6月議会で否決されましたのは補正予算だったわけですが、宅地分譲販売に係る予算だけでありまして、その前段の三川町空家等対策協議会で正式決定された特定空き家として寄附受け入れする承認決議までも三川町議会で否決したのではないというようなことから、知り合いの法律関係者に聞きましたが、民法の信義誠実の原則に抵触する可能性が大きいということでありましたので、まさにこの法律の遵守というような観点で「きまりを守り、心のふれあう明るい町」として、この空き家問題についてどのような配慮をなされたのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 空き家対策については、鈴木議員も経緯は十分ご理解の上の質問かというように思いますが、本町においては空き家の適正管理ということを町民に対しても協力を求めてまいりました。そういう中においても適正管理というのは相続人、あるいは相続代表者という立場の方々においても、非常に経済的な負担が大きいというようなことから、なかなか進んでこなかったという経緯がございました。これは全国のどの自治体でも大きな課題として挙げられていたわけですが、その段階において本町においては空き家の有効利活用の中にも寄附を受け入れ、それを新たなこの住宅事情、住宅供給の一つの町として全国に先駆けて行えるというようなことから、この事業を推進してまいったわけであります。

そうしたところ、町民から相続の土地・建物について、所有者・相続人からその申し出があったということから、それをいかに有効活用するかというようなことで、県の住宅供給公社からも様々な協力をいただきながら、何とかこの空き家の有効活用を図りたいというようなことで進めてまいったわけであります。

その中において、空家対策等協議会における空き家の寄附受け入れの条件の中においては、その土地が新たな住宅に、ある面においてはこの住宅供給に繋げることができるという条件で空家対策等協議会においては承認をいただいたという経緯があります。ですので、町が一方的に進めたということではなく、その進める段階においてもしっかりとした手順を踏みながら何とかこの空き家を有効活用できる方法というようなことで判断をし、議会の同意を求めてきた経緯があります。

鈴木議員は、その空き家の寄附を受け入れることを否定するものではないというようなこ

とであったわけでありますが、県の住宅供給公社が事業に取り組めない状況になったという段階では、空家対策等協議会が決定した、あくまでも新たな住宅としての販売が見込めること、それが理解が得られなかったというようなことから寄附の受け入れを断念したという経緯でありましたので、その点についてはご理解をいただきたいと、このように思うところがあります。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ご説明ありがとうございます。であるならば、なおさら三川町空家等対策協議会を招集して、そこで十分な協議を行う。また、別の活用方法という部分も十分考えられる土地であるというように私の中では想定されるのですが、具体的に話をすれば狭隘だった三本木町内会の町道拡幅も可能になるわけですし、ちょうど役場の裏口から出て対馬に向かう、水路の関係で変形した曲がり角があったわけですけれども、あそこを緩やかなカーブに直すという場合については、当該空き地にも関係する話であります。

さらには、これから質問させていただきますけれども、桜木地区住環境整備事業、ここでの排水対策ということで様々な対応を図っているわけですけれども、今指摘させていただいています空き家・空き地の寄附を受け入れることによって、有蓋、要は蓋をした調整池、貯水槽というようなことも十分可能であったらうなど。となれば、排水対策についてもいくらか見通しが、土地改良区等の負担軽減を図りながら行えたのではなかろうかというようなことも十分考えられるわけです。こういった検討もなしに軽々に判断したということについてはいかななものだったのかなというように感ずるところであります。これについては答弁の必要はありませんけれども、今後の対応として十分三川町は空家等対策協議会の議決というものについては尊重し、なおかつ慎重な対応を求めたいというように感じます。

この空家等対策協議会で審議されます特定空き家の認定に関する話ですが、今回は三本木地内の特定空き家が認定されましたので、そのままずっと継続して管理等を求めなければならないという状況になるわけですけれども、町内には特定空き家相当と認められる老朽危険空き家があるということでだんだん崩れかかってきまして、その周辺に近隣の方々に迷惑をかけている。また、脇の道路を通行する方に飛散物が衝突する危険性もあるというような、まさに老朽危険空き家、特定空き家に認定すべきものというように思われる物件もありますけれども、こういった今後の特定空き家の追加の認定、また状況によっては行政代執行での措置を考えなければならない場面があるかと思いますが、今後の対応方法についてどのようにお考えか所見をお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 特定空き家の関係でございます。現在、建設環境課においては空き家の実態調査ということで現地等の方でその空き家の現物を確認、それからデータ化するということで作業をしているところでございます。現在、特定空き家に認定されている建物につきましては、町内で1軒、現在三本木地内に建っているものが認定されておるわけでありまして、その他については現在のところ特定空き家ということで作業を入れる予定のものはないところでございます。

ただし、これから建物の老朽化も進むなど災害等で劣化が進むということが可能性としては考えられます。その際につきましては、町の条例等に基づきまして適切に対応していこうということで考えているところをございまして、あくまでも特定空き家に認定したからといってすぐに代執行というわけではございせん。特定空き家になる前に一度所有者の方と話し合いをして、解決に向けての努力を求めるなり、軽々に行政が代執行という形ではなく手順を踏んで、空き家等対策計画に基づく手順を踏みながら適切な対応をしてまいりたいと考えているところをございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 後日具体的な事案がございましたので、ぜひ相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう一つ、その「きまりを守り」という部分においての話ですが、鶴岡市との廃棄物処理業務委託関係について、予算措置についていまだに委託料を負担金で計上するという点については問題ないというようなご説明がありましたが、どう考えても地方財政法第28条の2に抵触する。つまり、市町村間での負担金という一つの寄附行為的なものについては、法令等で定められた基準以外は負担金の支払いはできないんだという大原則がございますので、ぜひ再確認をお願いしたいのですが、問題は令和3年度から、昨年度から新焼却施設稼働で事務の委託の委託料の取り扱いについての算定方式に均等割方式というものが適用されたわけですが、当時、議会の中でも様々疑義を露呈したわけですが、これは均等割方式というのは、まさに以前の一部事務組合を復活したような制度でありまして、当時、要は令和2年の10月以降の新たな委託料の取り扱いについて交渉の際に、事務委託の復活というようなことで、町長自ら交渉しなかったのかどうか。

これが、もう一度一部事務組合が復活するという点になりますと、一部事務組合を構成する市町、鶴岡市と三川町から議会議員を派遣した形で議会を構成しての一部事務組合運営ということになりますので、場合によっては三川町の権利を主張するという点も可能だったわけですが、今の段階では丸投げの業務委託という状態になっておりましたので、自立の町を選択した阿部町長としては、自らこの自立の町として一部事務組合の構成を主張すべき重大な局面ではなかったのかというように考えているところではございます。

今後も鶴岡市との関係はずっと続く話でございますので、遡っての令和2年10月の交渉の際に一部事務組合の話が出なかったのかどうか。また、今後において一部事務組合の構成を要求するお考えはないか、所見をお伺ひしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町では、鶴岡市に消防、そして廃棄物の処理を委託という形にしているわけですが、鈴木議員が今おっしゃられたとおり、本町が自立の町を選択した際においては、当然今までの一部事務組合という形で存続をお願いしたいということは、当時の市長に申し入れをいたしました。しかしながら、1市1町、そのような組合ということはあまり例がないと。しかも、鶴岡市の考え方からすれば、合併を協議してきた一自治体が、その自立ということを選択したのであれば、それなりの判断というものが必要なのではないかという

ようなことを私は求められたところでもあります。

やはり組合ということからすれば、少なくとも2団体以上というようなことになれば、そのような運営ということから、委託という選択肢は私は当時から方法としても受けてもらえるというような思いで、鶴岡市との今後の消防、廃棄物処理においてはそのような形で継続をお願いしたいというようなことを申し上げたところでもあります。

今回の廃棄物処理における新たな施設整備においては、鈴木議員が鶴岡市の担当部署に自ら足を運んで法的な部分とかそういったことも話をされたという経緯があるわけですので、その点については前から申し上げているとおり、確かに法的な部分というものはあるかもしれませんが、お互いの行政間の話し合い、あるいは調整ということから、お互いがそこで合意をしているということからすれば、やはり行政運営という視点で物事を考えていく必要もあるのではないかと、このように思うところでもあります。

そのようなことからすると、行政間あるいは一部事務組合、その組織においても、それぞれの団体がそこに規約、あるいはそういった面での合意があつての団体の設立ということになるわけですので、その点においては現在の委託方式ということからすれば、やはりまずは相手があるということを本町としては理解を示していく必要があることだということに認識をいたし、今までの町政ということで鋭意を進めてまいりまして、議会からの理解をいただきたいというようなことで来たわけではありますが、その点については町としての考え方と鈴木議員の認識と考え方というのは、それは当然違うこともあろうかと思いますが、その中でやはり町としての対応ということをご理解をいただきたいというような答弁をさせていただくしかないのかなというように思うところでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） まさに行政運営というのは厳しいもの。つまりはすべからく、法律条例等の縛りを受けた中で、公平公正な形で運営しなければならないということが大原則なわけですけれども、その中に今町長から説明があつたように、政治的な判断もやむを得ないという場面が出てくるということをも十分認識しているつもりなんです。であるがゆえに、実質的に一部事務組合的な形で今鶴岡市との関係が構築なつたというような立場においては、ぜひとも適正な鶴岡市との受委託関係について進めていただきたいなということをお願いしたいと思います。

次に、「たがいに助け合い、しあわせの住みよいまちづくり」についての桜木地区の住宅開発計画についてでありますけれども、これにつきましては、4年前も問題になつた開発計画でありまして、当時は民間ディベロッパーの共同開発という、むしろ民間主導で進められようとしていた桜木地区の開発計画であつたわけですが、今回は今のところ、この民間業者の積極的な姿勢が見えないというように私は認識しているのですが、昨今の事情の中では鶴岡市の茅原団地も精力的な分譲を始めているということからして、先程町外、県外からの同僚議員からIターンの誘導についても厳しいものがあるだろうというような意見があつたと同様に、知り合いの不動産関係者からは、鶴岡市・酒田市から110を超える区画の宅地分譲

を行うというのは非常に無理があるのではないかというようなアドバイスを受けております。

これが本当に実現性のある算段、何らかの施策があるのかどうか。横山小学校脇の朝陽宅建が積極的に進めた宅地開発とは異なる状況もあるわけですので、こういった構想があつてのお話か見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員には、度々同じことを申し上げて恐縮なのですが、町の将来構想という部分からいたしますと、今までも都市計画マスタープランの作成とか様々な提言があつた中において、本町における現状というものに対してどのような町の将来展望を掲げていくかといったときにおいては、私は就任以来、常に町内の3地区のバランスというようなことを申し上げてまいりました。そういったことからいたしましても、現状では町内の3小学校の児童数、あるいは現在の出生数を見ても、やはりかなり数の差が広がりつつあるというようなことから、何とかこの押切地区の住宅地開発によって三川町に転入していただけるような環境づくりというようなことから、この桜木地区の住環境整備ということで進めてまいったところであります。

その経過の中においては、改めて詳細な説明をする必要はないと思いますが、とりわけ排水計画は、やはり下流域の住民の様々な大雨による洪水とか、そういった浸水被害というものの軽減のために排水計画をもとに現在排水路の整備を進めてきているところでもありますし、その中においては県の農村地域の防災減災事業がさらに事業推進を図っていただけたというようなことから、住環境の整備を進めるといった環境が整ってきたというように思います。

ただ、この開発手法においては、3年前に民間というような話もあつたわけでありましたが、当時民間では資材の高騰ということに迅速な対応をしなければディベロッパーとしての役割は担えないというようなことは言われておりました。そういうようなことから、今までの経過の中において、やはり開発の区域を設定しながら進めてまいったわけでありまして、とりわけ当時からしても若い世代の方々が将来どこに定住するかというようなことで、様々な宅地の分譲等があれば、そこに足を運びながら検討を重ねているという情報もありました。三川町を選択してもらえらるような様々な施策を講じてきたわけでありまして、その部分については今後の開発についても十分、今の段階での状況は把握をしていかなければならないというように思っております。

そういう中において、これからのこの厳しい状況というのは、まさに今の原油高、さらに資材が高騰するという中においては、実際の販売の坪単価等においても影響が非常に大きなものがあるだろうというように思っておりますので、その辺も十分精査しながら、これからのこの開発に向けて準備を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。まさに転入者を誘導すると、それで3地区のバランスというような考え方については十分理解しているところでありまして、そこで単純に宅地造成をするということではなくて、質問書にも書いておきましたけれども、高齢者それから子育て世帯向けの町営住宅の整備をする。老朽化した北田団地、確かに計画で

は持たせるんだと長持ちさせるんだというような話ではありましたが、それこそ町営住宅に入居をいただいて、目の前にどんどん宅地造成が進んできて、本当に三川町が良いところだなというようなことになれば、町営住宅から出て新たな宅地を求めて永住していただけるという可能性もあるわけですし、そういった観点でまた子育て支援施設もすぐ脇にありますから、高齢者の皆さんも町営住宅に入っていただくことによって、子どもたちと一緒に遊んでいただく。そうすると、高齢者自体も元気な老後を過ごせるというようなことも考えられるわけです。

さらには、全くどこにも構想が出ていませんけれども、介護サービス付き高齢者住宅という制度もあって、横山小学校の脇になの花荘で設置している住宅があるわけですが、ああいった介護付きサービス高齢者住宅を誘致するという方策も一つの住民を確保する、人口増大の対策としては有効ではないかというように考えられますが、こういった提案についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 町営住宅の整備ということでございます。町営住宅につきましては、現在28戸を町の方で保有しております、その中で現在入居者数が26世帯ということで、2部屋空いている状態になってございます。そのうち1室は今現在募集中でありまして、1室改修中ということでもあります。現在町営住宅の入居者募集をしているということもありまして、戸数的には現在のところは間に合っているのかなという感触では捉えているところであります。

若者世帯向けの町営住宅ということでございましたけれども、若者向けの町営住宅という観点ではなく、町営住宅というものについては低所得者に向けた安心して住むことができる住宅を提供するという観点で整備しているものでありまして、若者に対しましては移住定住それから住宅取得の補助金等で、その新築・中古住宅の取得、それからリフォーム等で住みやすい建物にさせていただくなどの様々な他の補助等を活用して住んでいただきたいということで、建設環境課の方で所管の事務を進めているところでございます。

こちらの方は新しい住宅地等が整備なりまして、この制度、単年度の事業ではございませぬけれども、これからも様々な制度を考えつつ、担当課としてできる限りのことはさせていただきたいなということで思っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 桜木地区開発計画についてはまだまだ時間があるものというように認識しておりますので、ぜひご検討をいただければというようにお願いしたいと思えます。また、町内会の中にも優良と言えるような空き家も点在しているというようなことから、若者向け、むしろ高齢者向けのシェアハウスというような形で共同生活ができるような空き家利用というようなこともぜひ検討いただきたいということで、時間の関係で答弁は求めませんが提案をさせていただきますので、ご検討をよろしく申し上げます。

次に、四つ目の「健康で働き、ゆたかでいきいきとした町」に係る質問でありますけれども、町内のボランティア活動につきましては、先般の同僚議員の一般質問でも高い評価

が示されたという活動実態でありまして、私自身もボランティア連絡協議会に所属して会計を担当するという立場でありまして、本当に皆さん方一生懸命ボランティア活動をされているということについては常々深く敬意を表するところではありますけれども、今後の高齢化社会を迎えての社会情勢を考えた場合、高齢者としての収入確保対策も必要であろうという一つの例として先程シルバー人材センターというようなことも挙げていただきましたのですが、同じボランティアも今のところ三川町は無償ボランティアを誇りに思うという活動の伝統できたわけですが、そろそろ有償ボランティアというような考え方も必要ではないかというように感じるところです。

つまりは、先程同僚議員からも少し質問がありました。地域住民の足となる地域支援サービスの組織づくりは、もっと欲を言えばNPO法人化して様々な福祉サービスの提供ができるような組織づくりもそろそろ本格的に展開する必要があるのではなかろうか。かれこれ2、3年前も様々勉強会や研修会等を重ねてこられたという経過を認識しつつ、今後の取り組みに対しての考え方等をお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 自発的な意思で人や社会に貢献したいという思いがボランティアの目的なのかなと思います。そういったものではありませんけれども、会場まで移動するには交通費もかかっているため、町や福祉協議会が主催する事業へのボランティア協力者には謝礼という形で1,000円から3,000円ですけれどもお支払いしているという状況でございます。

また、もう一つお話がありました住民主体による送迎支援ですが、これに関しては運転中の事故、それに伴う保険、運行範囲などの課題や様々な問題がありまして、今後様々整理をしていかなければならないのかなというように思っております。

そういったボランティアをやりたいという声は実際まだ上がってきてないという状況でございます。現在、生活支援体制事業で地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心に、先程ありましたけれども研修会を開催したり町内会に出向きワークショップを開催し、地域の支え合いの意識の醸成を今現在も頑張っているところでございます。町の主役はやはり町民の方々です。今後も継続して町民の方の意識啓発に取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） NPO法人等の活動については、様々な制約もあるということクリアしながら、周辺の市町村では様々な事業が展開されているということからして、先程来引き合いに出しました自立の町ということについては、高齢者一人ひとりが自立ということもあるわけですが、それを支える仕組みを作るという点でも、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

最後になりますけれども、「教養を高め、文化の薫るのびゆく町」、これについては様々な観点での、この文言を設定する際に、この「薫る」という文字の取り扱いについては非常に議論した経過があったというように認識しておりますけれども、言わんとすることは協働

のまちづくりという部分については、「教養を高め」という部分にひっかけますと、町民と行政が一緒に力を合わせて具現化に向かう協働の本旨を実現するために、町民皆さんから英知を結集していただく、意見を出していただく、そういったことよっての「文化の薫るのびゆく町」、将来に繋がる三川町になるんだろうというように感じるところです。

そういった面では、様々SNS を活用してのアイデアを募集するというような取り組みもあるということではありますが、やはり直接町民の皆さんと面談の上で様々な話を聞くというのが重要かと思えます。そういった点で、子ども議会を町主導でそろそろ開設してはどうかというようなことを同僚議員からも同様の質問もあったわけですが、議会が行っている小中学校との懇談会とは別に、企画サイドでのまちづくりに関する子ども議会という組織を立ち上げてみてはどうかというように感じるのですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 子ども議会ということでご提案がありました。まず、近隣では遊佐町が少年議会というような形で行っているわけでありまして。日本全国にもそういった事例があるかと思われそうですが、現時点で三川町ではそういったところまでの取り組みは考えていないところでありまして、議会事務局の方で児童と中学生を対象とした語る場所、場面を設定しておりますので、その発展的な方向性としては将来的にそういった部分も考えられるのかなというように感じております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ぜひ様々なチャンネルで町民が行政に参画できる窓口を設けていただければなというように感じます。一つの例としては、なの花大学が毎年円滑に、私もなの花大学の受講生の一人なんですけれども、円滑に行われておる事業でありますので、何回かに分けて町に対しての意見交換をするような場面もあつたらいかかなというように感じるところですので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後にコメントを述べさせていただきますが、毎日のように唱和してきました町民憲章の趣旨を再認識しているところでありまして、これまでの自分自身のことも省みながら質問をさせていただいたところではあります。言うならば、自立の町として正々堂々と胸の張れる誇りある行政展開をお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

（午後 4時38分）

令和4年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和4年12月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記
遠渡 蓮 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 12月9日(金) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | 議第61号 | 三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 2 | 議第62号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第63号 | 三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第64号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議第65号 | 三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第66号 | 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 7 | 発議第1号 | 三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |

○ 閉 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、議第61号「三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第61号「三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、全国のコンビニエンスストア等に設置した多機能端末機で、印鑑登録証明書や住民票の写しを取得できるようにすること、また、その手数料の額を令和5年3月1日から令和6年3月31日まで引き下げることにより、町民の利便性の向上と個人番号カードの普及促進を図るために、印鑑条例及び手数料条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 基本的な確認という質問にさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の条例改正で住民票のみならず、いわゆる印鑑証明までもコンビニ交付するというシステムが構築されるということを前提にしての条例改正というように読み取っておるところですが、まずは年明け来年の3月1日からこのコンビニ対応が可能となるシステムアップが準備できているのかどうかということの一つ確認させていただきたいということと、併せて、これは国策と言えるほどのマイナンバーカード普及によって改正を求められたというように見ているんですが、かかる経費について、今のシステムアップするための設置費用、それから今後、毎年のように関係するコンビニ等に委託料等が発生するわけですが、年間の維持管理費がどれくらいかかるのか、これを国の方でどれくらいの財源を補てんしてくれるのかということをご教示いただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） コンビニ等交付サービスにつきましては令和5年3月1日から稼働という予定で今現在システムを改修中でございます。これにつきましては、業務を委託している業者と調整し、またJ-LISの調整も行いながら3月1日からの稼働ということとなります。ですので、今回の条例の改正について上程させていただいたものであります。

また経費ですが、この導入費用につきまして、まずシステムの構築費用におきましては消費税込みで748万円という金額でございます。こちらの金額の財源としましては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金としてこれは10/10補助で561万円、また山形県のコンビニ交付サービス導入立ち上げ支援事業費補助金として、これは導入費用の1/4補助であります。187万円という内訳になっております。

次にまずは運営コストとしてですが、運用保守の経費としては月額消費税込みで6万500円というものであります。それとクラウドの利用料として、これは1通当たり180円がかか

ります。また、コンビニにおける交付手数料として1通当たり117円、こちらも消費税込みであります。その他に運営負担金というものがあるんですが、こちらにつきましては今年度いっぱいには運営負担金は0円ということではありますが、令和5年度におきましては34万5,481円がかかるということで明示されております。ただその運営負担金、令和5年度につきましては本来の負担金としての1/2という金額でございます。

なお、この運営負担金の令和6年度以降につきましては、これは全国でコンビニ等の交付における導入自治体がどの程度あるか等によりまして負担金が変わってくるというものでありまして、令和6年度以降はまだその金額は明示されていないというところであります。

なお、この運用保守の経費とクラウド利用料につきましては先程ご説明しました臨時交付金の対象というようになっております。さらに、今回交付手数料が減額という形になった場合の交付手数料の減収分につきましては、町の単独経費という形になります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 最初の財源更生の中で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金から561万円を支出するんだという話ですが、これは今回のマイナンバーカードに伴っての制度システムの導入ということで、特化した形で国の算定根拠になっているものなのか、単純にこれまでのイメージですと新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金という、普通交付税と同様に何にでも使える財源、つまりは一般財源というような形で来ているものというような認識なんですが、その辺の違いがあるということであれば説明をお願いしたいと思います。というのは、完全に1件当たりのクラウド利用料180円、それからコンビニ手数料117円ということで、これから徴収する200円を完全に超えている経費がかかるわけですし、最後の200円にするという判断については、町の独自の判断ということで国等では財源補てんはしないんだというように説明を受けとめたところですが、それはそれで実態がどういうことなのかという確認の意味で、ご説明いただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、このシステムの経費そのものを当初予算で計上させていただいてありまして、その当初予算の段階で補助金を充当するという形にさせていただいております。それで、先の12月議会の補正予算におきまして、県の補助金の充当ができることとなったため、その点の財源更生をさせていただいております。

今回200円の減額をさせていただく条例案につきましては、全国で様々な形で導入されている自治体があるわけですが、まずは国の方から、このコンビニ交付に関しての手数を減額していただきたい旨の文書もいただいているわけですが、その点については各市町村の判断ということになるわけでありまして、近隣市町も確認させていただいたところではありますが、今、庄内地域におきましてこのコンビニ交付の導入済みのところが、鶴岡市、酒田市、庄内町であります。遊佐町については、来年4月から導入予定ということではありましたが、その中でまずは鶴岡市の状況も参考にはさせていただいたわけですが、鶴岡市ではコンビニ交付の際に200円という金額を設定しておりましたが、今月から令和6

年3月まで期間限定でその手数料を100円にするということになっておるそうであります。

そういったところで、様々単価の関係を検討いたしました、やはりJ-LISに支払うコンビニ交付手数料の117円を下回することは、本町としてはそれはできないのではないかとこのところで、まずはマイナンバーカードの交付申請を誘導するという意味では、200円という金額が妥当なのではないかとなったところであります。またその単価もさることながら、期間につきましてもやはり今後コンビニ交付について恒久的に200円にするのが妥当なのかという部分の話し合いを行ったところでありますけれども、まずはマイナンバーカードの交付率を高めるという意味からすれば、期間限定にすべきだということに至ったものであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私からも数点お伺いしたいと思います。ただいまの答弁ではマイナンバーカード交付率を高めるためということで、時限的な措置をされるという説明でありましたけれども、確認として現在の本町におけるマイナンバーカード取得率、交付率、申請率等現状の説明をいただきたいと思ひますし、こういった条例改正による影響、どのぐらい引き上がるだろうというような見込みを立てられているのか、お伺いしたいと思います。それに併せて、マイナンバーカード取得率が平均以下の自治体にペナルティーと申しますか、そういった情報が入ってきておりますけれども、その現状、当局として入っている情報、どのような影響があるか、今現在で当局が把握している情報として分かる情報を説明していただければと思ひます。

もう1点ですけれども、時限的な対応ということで状況を見て判断されるというように思ひますけれども、この費用対効果、かなり経費の方も年間かかってくるだろうというように思ひます。行ってみなければ分からないことではありますけれども、やはりさらに広めるためにはコンビニ交付のみならず、庁舎内でもマイナンバーカードを使える端末を導入するといったような形にしていけないと普及というのは進んでいけないのではないかなというように思ひますけれども、この庁舎内で使える端末等への接続、その辺の考え方があれば教えていただきたいと思ひます。

もう1点ですけれども、住民票であったり印鑑証明ということでのまずは条例改正、またコンビニ交付ということでもありますけれども、他の証明の方には波及していかないのかどうか。納税証明であったり所得証明、また戸籍の方も取得できるようなサービスに波及していかないのかどうか、この辺を一旦お伺いできればと思ひます。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） まず最初に本町の交付率、申請率等の状況であります、11月30日現在でありますけれども、交付率として全国平均は53.9%、全国の町村平均では52.5%、山形県における平均の交付率が52.7%という状況であります。本町におきましては49.5%となっております。交付申請における申請率であります、こちらにつきましては11月30日現在で59.8%となっております。

次に、庁舎内の端末の設置に関してであります、確かにまずは鶴岡市のように庁舎内に

多機能端末機を置きまして証明書を交付すれば大変便利になるということは分かるわけですが、それに伴う経費がやはりかかるわけでありまして。その点の経費については見積もり等を行っていないので、どの程度かかるかについては把握しておりませんが、以前、戸籍関係をコンビニ交付する場合にどの程度経費がかかるかという部分で見積もりをしたところ、導入経費で約540万円。ただ、運用保守において年間1年目が約370万円、2年目以降が約560万円という経費がかかるということで、業者の方から提出されておりますが、これらの経費についてはすべて町の単独経費になるというものでありまして、このような経費に関して、まだやはり町としては単独経費で運用していく財源というものがあるわけですので、その点は導入を見送ったという経緯があるわけでありまして。

そういった理由もありまして、今回住民票、印鑑証明に限定した形でのJ-LISを通してのシステム構築という形になったところでありまして。ただ、将来的に納税証明また戸籍関係の証明について、こちらは全国的にやはりそういった証明もコンビニ交付しているという市町村が徐々に増えておるのは事実であります。そういった部分については、今後どの程度経費が低減されるのか、また本町でその財源等の課題をクリアできるかという部分を踏まえながら検討していくということになるかと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 交付申請率がこのコンビニ交付における料金を引き下げることによってどの程度の交付率にしていきたいということにつきまして、今現在においては具体的に何%を目標とするという目標値は設定しておらないところでありますが、ただ国ではまずは100%を目標としているという形ではありますので、まずその国の目標に沿うように、今鋭意努力しているというところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） マイナンバーカードの交付率によるペナルティーがあるのかというような質問がありましたけれども、三川町ではDX、デジタルトランスフォーメーションにつきまして、計画を持って現在進めており、国の方では基幹業務の標準化、共通化ということを進めるという方向性を打ち出しており、それに倣って現在日本全国の自治体においてその準備を行っているところであります。そうした準備の中でかかる経費について、このマイナンバーカードの交付率によって支援が左右されるというようなことが言われておりますが、まだその具体的な内容まで示されておられませんので、今後その状況を注視していきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ただいま企画調整課長がペナルティーの話の説明いたしました。現時点で町の方に入っている情報としては、先には地方交付税等に影響があるのではないかというようなことも非常に懸念され、地方の4団体、6団体等ではこれに反対といたしますか。あまりにも急な形での、また地方財源に手をつけるということを危ぶむと言いますか、国に対して表明してきたわけですが。現時点で分かっていますのは、申請率か交付率かはすみません失念をしましたが、全国平均を下回った場合、国が掲げるデジタル田園構想、こ

ちらの対象事業に手を挙げられないというもので、調整が図られているようであります。要は地方交付税ではなくて各自治体が取り組む新規の事業について、これに対象といいますか手を挙げられる自治体になるのかどうか、その点で今調整が図られているということでは情報を得ているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 先程の答弁におきましてどの程度の費用と、まずは減額する交付手数料がどの程度になるのかという件につきましては、まずは住民票と印鑑証明の年間の発行件数につきましては4,000件程度になるのではないかという見込みのもとに、コンビニ交付におきましては近隣市町の状況を参考に本町では7.5%程度を見込んだところであります。ただ、今年度におきましては1ヵ月だけでありますので、その4,000通の7.5%に1月分として約17通というところで、3,400円の減収という見込みであります。

これが令和5年度がどの程度になるのかというのは、実際運用してみなければ分からないところではあります。単純に1月17通と計算した場合におきましては年額で4万800円、この13月という計算でいきますと4万4,200円という金額になります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 大変幅広い質問に対応していただきありがとうございます。これだけ年間のコストがかかる取り組みに対して、今デジタル化がどんどん進んでいる中で例えばですけれども、状況が変化してスマートフォンのアプリ等でマイナンバーカードを認証するアプリが今ありますので、マイナポータルというようなアプリの中でもう認証が担保されているのであれば、そこと住民票発行をリンクすれば、すぐ出るのではないかなというように私は少し思っていたんですが、調べてもまだそこまで規制と言いますか、条件が揃っていないということで進まないようですけれども、そういった規制が緩和されればすぐにでもコンビニ交付等の見直しはやはり図るべきではないかなと思います。

利便性が上がるからといって、コンビニ交付をただ漫然と進めるのではなく、状況が変化した場合に、やはりそれに合わせて条例等も変更して、手数料等も最小限に抑えるといったような情報収集が必要かと思われ。しかしながら、マイナンバーカード交付においては、やはり利便性の向上から庁舎内での利用というものがこれからは必要になってくるのではないかと思います。費用対効果とおっしゃられまして、年間相当額かかるという説明もありましたが、その分をテクノロジーが補える部門をテクノロジーに補ってもらい、人的な業務が必要なところに手厚く行っていくといった業務改革を進めていかなければ、今の定員の中で余裕のあると言いますか、業務としては効率が上がっていかないのではないかと思います。

やはり費用対効果、その辺も加味して検討していくべきではないかなと思いますけれども、そういったテクノロジーの利用の一端としてはマイナンバーカードを利用した多機能端末、その導入における業務の見直しであったり、人的配置の見直し、そういったところまで検討するべきではないかなと思いますけれども、その見解を伺いたいと思います。

まずは住民の利便性向上ということで、どなたか同僚議員も以前おっしゃっておいりましたけれども、冷たくないような対応と言いますか、様々な世代における窓口対応というのが必

要ということはもちろん念頭に置いてですが、やはり利用できるものは今後利用していくべきだということで、今後の見解を伺いたいと思いますし、マイナンバーカード普及に関してそれほど罰則と言いますか足かせと言いますか、それがなければ、どこまで行っていくのかというところが、当局の本腰の入れ具合がどの程度なのか。ここまで費用をかけるべきなのかというところもやはり今後議論していかなければならないと思いますけれども、やはりそういう情報があれば、より100%に近づけなければいけないと思いますが、そのマイナンバーカード普及における当局の姿勢をもう一度伺いできればと思います。以上、2点でお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） マイナンバーカードを利用した様々なデジタル対応という部分でのご質問ではありますが、まずは今現在税務署等でマイナンバーカードを利用したe-Tax等かなり積極的に普及しているわけですが、また年々改善をしながら、より使いやすいようなやり方を行っているわけですが、そういった形でまずは行政としても行っていく必要性というのは、同感という部分ではございます。ただ、まずはそのような利用方法がシステムとして開発され、やはり本町として利便性があり、また費用負担としても最小限に抑えられるというところを鋭意今後検討していくという形になろうかと思えます。

全国的に先進自治体ではまずはデジタル窓口という部分で実施しているところもあるわけですが、そういった内容についても今後の検討課題というようには捉えているところですので。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） このマイナンバーカードによるコンビニでの印鑑証明というのは便利というのは便利でしょうけれども、やはりこの印鑑証明というのは、今土地とかそういうものを動かすときにも必要になってくるというところで、前、東京の方の地面屋が積水ハウスとの事件で様々何十億円のものを行ったと、あのときはっきりとは覚えていませんけれども、印鑑証明を不正に入手してどうのこうのというのがあったように記憶しております。そこで質問しますけれども、今回、この三川町で行う印鑑証明というのは、今現在窓口で行っている三川町のマークの入った紙でコンビニから出てくるのか。それともまたコンビニで取ったのはコンビニで取った印鑑証明だよというところで別のものが出てくるのか。そこをまず1点。

取得するにはマイナンバーカードと暗証番号があればどこでも取れるのか。今まで使っていたカードというのは要らなくなるのかなというように思いますけれども、この辺、もしそうだとすればマイナンバーカードを自分も申請してこの間取りましたけれども、その保管というのはやはりきっちり、普段今は免許証と一緒に持ち歩いていますけれども、簡単に持ち歩けないなんては思いますけれども、この辺のセキュリティーシステムはどうなっているのか。

また、コンビニであれば、今本町であればセブンイレブンとファミリーマート二つの店舗しかありませんけれども、全国の対応しているコンビニどこでも取れるのか、この三つを教

えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 印鑑証明につきまして、その用紙につきましては当然本町で使っている偽造防止用の用紙になります。その印鑑証明を多機能端末機で取得するという場合は、マイナンバーカードと暗証番号の二つが必要ということになりますけれども、今現在お持ちの印鑑登録証はなくても、発行は可能というものであります。当然、そういった形でセキュリティー対策という部分につきましては、本町の住民基本台帳のネットワークシステムとJ-LISとのシステムを連携させるという部分でセキュリティー対策も行っているというものでありまして、まずはマイナンバーカードと暗証番号、その二つがない限りは発行できないということになっております。

それとどのコンビニ等で発行できるかという部分につきましてはですが、基本的には全国のコンビニエンスストアということになるわけですが、当然本町の区域内におきましてはセブンイレブンまたはファミリーマート、あとイオン三川店その店舗になるというものであります。その他にも、日本郵便、ローソン、ミニストップ等、そういった形でそれ以外にも様々なコンビニエンスストア等が利用できるという状況でございます。なお、参考に利用できる時間帯なんですけれども、通常の間帯としては午前6時半から午後11時までという形になっておりますが、ただイオン三川店につきましてはやはり営業時間というものがありますので、午前8時から午後9時50分頃までということになっております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 一つもう1回確認したいんですけれども、今三川町役場の窓口で発行している同じものが、マークの入ったものがコンビニから、全国の九州でもどこでも北海道でも同じものが出てくるんですか。コピーするとコピーと出る用紙というのは特別な用紙ではないのでしょうか。そこはもう一回確認したいというように思います。

また、一つ今の答弁の中で発行すると三川町に連絡が来るよと。もちろんそうですね。入金なりますからね、分かりました。それはいいです。

同じものが来るか確認をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） この印鑑証明の用紙につきましては全国で共通というもので、本町においてもその証明用の用紙として購入しているものでありまして、まずは偽造防止用の用紙ということで中身につきましても、データは本町の住民基本台帳システムからデータが行くものですので、中身は全く同じものになります。当然三川町長の署名印が印刷されますので、その点は全く同じものということになります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 同僚議員からたくさんの質問が出ている中で、私から2点ほど確認させていただければと思います。多額の費用をかけながら、町民の利便性の向上を高めるといような措置がとられるということです。周辺自治体では、先進事例として導入されている市町村があることから、他の市町村に働きに出ている町民の方からは三川町ではいつから

可能になるのかというような質問もある中で、足並みをようやく揃えることができるのかなと思っていただいております。期間の限定した値引きの措置がとられるということでありました。住民票等にとっては異動の多い3月または4月の発行のニーズが多いものかと思えますけれども、3月31日までとられると。これは4月末まで伸ばせなかったのかなと思うところでもありますけれども、この13ヵ月とした要因等、もしあればお伺いしたいと思います。

それから、周知の仕方についてでありますけれども、やはり現在申請が多くなっているということで、発行まで時間がかかるということでありました。やはり事前にこういうことができるというような前もった周知を行って、さらなる発行促進に繋げるべきと思えますけれども、周知の計画等についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 今回交付手数料の減額を13ヵ月と設定させていただいた理由でありますけれども、まずはその交付率を早く高めたいということが一番大きい要因であります。その恒久的な部分にするということになりますと、やはりインセンティブ効果という部分がだんだん薄れていく可能性が高いと思われます。そういった要因での13ヵ月あります。さらに、周知の部分につきましてでありますけれども、当然3月からできますと事前に周知を図っていく必要があるというように考えておりますので、こちらの点につきましては広報ホームページ等によりまして周知を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） やはりこれまで必要ないとして申請を行わなかった方も多くいる中で、こういった機能を持つことで、交付の促進といったものが行われるものかと思うところでありますし、ホームページまたは広報でお知らせするというようなお話でありました。コンビニで可能になるということから、町内のコンビニぐらいには可能であることを示すポスター等を掲示して促すのも一つの策ではないかなと思ったところであります。また、発行促進についての考えをお伺いしますが、健康保険証の機能を持つというようなことも計画されているようでありますし、やはりすべての町民の方が所持するような策も必要ではないかと思うところでありますし、申請している人、されていない方といったものは把握されていると思うことから申請されていない人には、発行を働きかけるような取り組みも必要ではないかと思えますけれども、そういったことに関しては考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 町内のコンビニ等における周知ということにつきましては具体的に今後検討させていただきたいというように考えております。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、今現在も健康保険証として利用できるよう設定をしている方も多数いらっしゃるというように思います。ただ、実際、医療機関で使えるのかどうかという問題もあろうかと思えます。例えば基幹的な病院等においてはマイナンバーカードが使える状態になっている医療機関が多いと思えますので、そういった医療機関では積極的にマイナンバーカードでの利用もしていただくよう、今後とも周知はし

てまいりたいと思います。

なお、まだマイナンバーカードを取得していない方に対する交付申請を促すという部分につきましては、後期高齢者医療または国民健康保険またはその他社会保険等、それぞれからまずはマイナンバーカード未取得者に対して取得をしていただきたい旨の通知等を出しているものでありますので、改めて町から独自にということは今のところ考えていないところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第61号「三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町印鑑条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2、議第62号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第62号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員、再任用職員及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正するとともに、管理職手当の支給を定率から定額に改めたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員については、給料月額を初任給及び若年層に重点をおき、平均で0.20%及び勤勉手当を0.10月分、再任用職員については勤勉手当を0.05ヵ月分、特別職の職員については期末手当を0.05月分引き上げ、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて引き上げの改正をいたすものであります。また、管理職手当につきましては、人事院勧告等を踏まえ、職務・職責に応じた給与の推進という観点から、定率制から定額制に改正いたすものであります。

なお、参考資料といたしまして、新旧対照表及び給与勧告の骨子等を配布し、所管の総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 所管の課長より補足説明を求めます。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、本日配布いたしました、人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、このたびの勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず、国及び県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準引き上げと、勤勉手当の引き上げを勧告したところであり、本町におきましては、お配りした資料の3ページに掲載してあります山形県人事委員会の勧告による給与改定の内容に準じ、令和4年4月1日に遡及し、一般職の職員については、給与の平均改定率を0.20%、勤勉手当を0.10月引き上げることなどについて、所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程したところであります。

それでは、上程しております議案について、別にお配りしております新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、12月期の勤勉手当の支給月数を、一般職の職員については10/100、再任用職員については、5/100引き上げるものであります。

さらに、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により、初任給を4,000円または3,000円引き上げ、若年層が在職する号級については2,000円程度、管理職層が在職する6級を除いたその他の号級は200円または100円を基本に引き上げ改定するものであり、その平均改定率は0.20%であります。

次に、第3条関係につきましては、特別職の職員の期末手当について、12月期の支給月数を5/100引き上げるものであります。

次に、議案の第2条及び第4条関係については、令和5年度以降の6月期及び12月期の期末勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、期末手当と勤勉手当について所要の改正をいたすものであります。

さらに、第2条関係については、管理職手当の支給を、現行の定率制から、来年度より定額制に改めるものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第62号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 暫時休憩します。(午前10時29分)

○議長(佐藤栄市議員) 再開します。(午前10時50分)

丸山町民課長より先程の答弁の訂正の申し出がありましたのでこれを許可します。丸山町民課長。

○説明員(丸山誠司町民課長) 先程、町野昌弘議員よりコンビニ等交付における証明書の用紙の質問に関して、一部答弁に誤りがありましたので訂正させていただきます。このコンビニ等交付の用紙につきましては、町の窓口交付で使用している用紙とはまた別の用紙になります。これはコンビニ等の交付で使う専用の用紙でありまして、それにはやはり改ざん防止の処置がなされております。当然その用紙が違いますので、町の窓口で発行したものまたはコンビニ等で発行したものが区別できるような内容となっております。以上です。

○議長(佐藤栄市議員) お諮りします。日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。従って日程第3及び日程第4、以上2件を一括議題にすることに決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第3、議第63号「三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第4、議第64号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第63号「三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第64号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

その主な改正内容といたしましては、まず議第63号「三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務制度を新設するなど、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、国家公務員の定年を基準として、段階的に定年年齢を65年とするとともに、管理職手当の支給対象となる管理監督職の職員について勤務上限年齢を設定し、さらに60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、短時間勤務の職で再任用できる制度を導入するなどの改正をいたしたく提案するものであります。

次に、議第64号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」につきましては、地方公務員法の改正による職員の定年引き上げに伴い、職員の任用、給与等の取り扱いについて関係条例を整備する必要が生じたため、所要の改正等をいたし

たく提案するものであります。

その改正等の概要を申し上げますと、職員の定年年齢を65年とすることに伴い、現行の再任用短時間勤務制度の廃止とともに、65歳に到達するまで職員として勤務することの暫定措置に関すること、60歳到達した年度以降の職員の給与の取り扱いなどについて、所要の改正をいたすものであります。

議第63号、並びに議第64号の細部につきましては、所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 所管の課長より補足説明を求めます。高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） それでは細部につきまして、私からご説明申し上げます。配付しております「三川町職員の定年引き上げ等に関する資料」及び「条例改正等の新旧対照表」をもとにご説明申し上げます。

令和3年、国家公務員法等の一部改正に伴い、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とした地方公務員法の一部改正がなされました。これを受け、本町におきましても国の基準に準じて、一般職の職員の定年を65年とすることをはじめ、61歳以降の職員の働き方や任用、給与の取り扱い等について所要の改正をいたすものであります。

「三川町職員の定年引き上げ等に関する資料」の方で、その主な内容についてご説明申し上げますが、1ページをご覧ください。2番の改正の主な内容にあります。大きく八つであります。その個別の内容につきましては、条例改正の新旧対照表によりご説明申し上げます。初めに議第63号であります。まず現行条例を章立てにし、その第1章は改正地方公務員法の条ずれに伴う改正を行うものであります。次に、第2章は定年職員の定年を60歳から65歳に改めるとともに、60歳に到達した職員が61歳となる年度以降も引き続き、その職又は管理監督職の職として在職できる特例に関して定めるものであります。第3章では、管理監督職として勤務できる年齢を60年に到達した年度までとし、例外的に同一部局で他の管理監督職として勤務できることに関して定めるものであります。

第4章は60歳に到達した職員が翌年度以降、当該職員の定年年齢まで勤務時間を短縮して勤務する定年前再任用短時間勤務制の導入等に関して定めるものであります。第5章はその他必要な事項を規則に委任するとともに、附則において段階的な定年年齢の引き上げ、対象職員に対する情報提供に関して定めるものであります。また、60歳到達年齢以降の新たな定年年齢に達するまでの当該職員の任用、現行の再任用職員新たな定年前再任用短時間勤務職員の経過措置などに関して定めるものであります。

次に議第64号であります。本案につきましても、職員の定年年齢の引き上げに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。こちらの新旧対照表をもとにその概要等についてご説明申し上げます。まず、第1条から第7条関係までであります。地方公務員法の改正に伴う同法の条ずれに伴う改正の他、現行の再任用職員または再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

次に個別の条文につきましては、第1条関係では、公益的法人等に派遣する職員が60歳到達年齢到達年度以降の年度において継続して管理監督職の職に在職する場合の特例を加え

ることに関しての改正であります。第3条及び第4条関係は61歳以降の定年前の職員の給料月額を減給することに関係する改定であります。第6条関係は、育児休業等を取得することができない職員を追加する改正であり、第7条関係は61歳以降の職員の給料月額を70/100にすること、並びに人事院規則等に準じて文言を整備するものであります。第8条関係は定年延長に伴い現行の再任用職員及び再任用短時間勤務職員の制度を廃止するものであります。

次に附則につきましては、本案の施行期日を定めるとともに、定年延長に伴って来年度以降に61歳に達する職員について、当該職員が65歳に達するまでの勤務等に係る暫定措置を定めるものであります。以上でございます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） ただいま上程案件2件を一括にして審議しましたが、採決は区分して行います。

初めに、議第63号「三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「三川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、議第64号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第64号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第65号「三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第65号「三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院の勧告等を踏まえ、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、新たに条例を設定いたしたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、加齢による諸事情への対応や、地域ボランティアへの従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度を導入するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今提案理由でもありましたが、職員の加齢による諸事情への対応という部分につきましては、提案理由書にもありますとおり多様な働き方に対応するということ、つまりは定年退職後の様々な意味でのスキルアップを図りながらということと考えられる話なんですけど、いただいている国の総務省の資料を見ますと、この対応制度を受ける職員の場合は、定員定数内ではあるけれども、勤務しない時間については減額して給与を支給するというようになっておりますが、であるならば、この休みをとってどこかの事業所なりに勤務して、そこである程度の収入を得るという部分については認められるものかどうか確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 役場に勤務する時間以外に他の事業所等でいわゆる副業という話になろうかと思えます。そちらについては、現在も副業については町長の承認を得てということになろうと思えますし、その際、就かれると言いますかその副業の内容等によって判断されるものということで認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 副業の内容等によるということについては、今までの一般的な話では家業、この辺では農業といったところの業務従事でいくらかの収入が入るという部分については一般的に認められてきていたわけですけども、それ以外の全く部門の違う、例えば建設会社とかそういったところに行って設計業務を行って何らかの報酬を得るというようなことについても認められるというように考えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 現時点ではその副業の範囲ということにおいて、他の業種ということでは私の認識としては想定していないところであります。と言いますのも、この多様な働き方というのは、先程町長の答弁にもありましたとおり、例えば加齢によってということでご本人もあるかもしれませんが、例えばご家族の事情でその勤務時間を短くしなければならないというようなことも想定されているわけです。むしろ、そのどこかに別に働き口と言いますか副業を求めるといよりは、加齢に伴いまして、その方ご本人もしくはその周囲の環境等の変化に対応して、長く働き続けていただけるようにということでの制度ということ認識しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第65号「三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第65号「三川町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第6、議第66号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第66号「和解及び損害賠償の額の決定」につきまして、提案理由をご説明いたします。

本件は、本年2月23日、横山地内町道助川三本木線付近において除雪作業中、不注意により東三号用水路の横山光ケーブル配線管に損傷を与えたものであります。この度、その物損事故について和解し、損害賠償の額について合意に至ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により決定いたしたく提案するものであります。

なお、除雪作業につきましては、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいりたいことを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第66号「和解及び損害賠償の額の決定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第66号「和解及び損害賠償

の額の決定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 日程第7、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番 成田光雄議員。

- 8番（成田光雄議員） ただいま上程されております、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」について提案理由をご説明申し上げます。

本町議会においては、ますます多様化し、専門化する行政需要に対応するため、部門別に審議等を行う常任委員会を設けているところではありますが、さらなる審議の充実と効率化を目指し、議会の活性化を図るため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。具体的には、総務文教常任委員会並びに産業建設厚生常任委員会の委員定数をそれぞれ議員定数である10人といたすものであります。

以上のとおりでありますので、議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

- 議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

- 議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議長（佐藤栄市議員） これから発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、発議第1号「三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和4年第6回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前11時14分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和4年12月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番